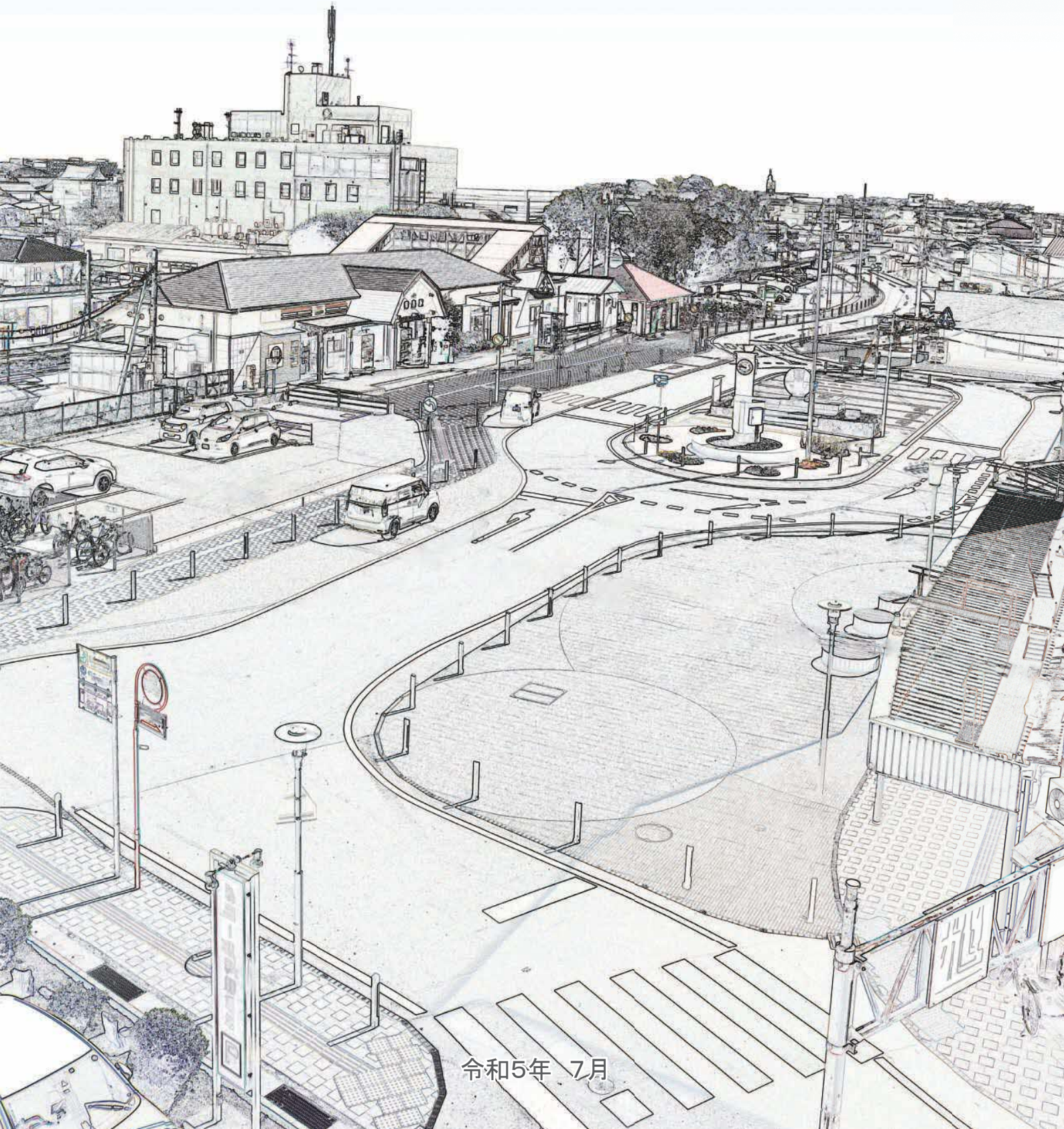


吉野川市

都市計画マスタープラン



令和5年 7月

目 次

序章

1 計画改定の趣旨.....	1
2 吉野川市都市計画マスタープランの位置づけと役割.....	1
3 計画の対象範囲.....	2
4 計画の期間.....	3
5 計画の構成.....	4

第1章 吉野川市の特性と課題

1 吉野川市の概況.....	5
2 上位・関連計画.....	6
3 まちづくりの特性と課題.....	8

第2章 まちづくりの理念と目標

1 まちづくりの基本理念.....	36
2 まちづくりの基本目標.....	37
3 将来人口目標.....	39
4 将来都市構造.....	40

第3章 まちづくりの基本方針

1 土地利用の方針.....	45
2 道路・公共交通の整備方針.....	49
3 公園・緑地の整備方針.....	52
4 河川・下水道の整備方針.....	54
5 その他の都市施設の整備方針.....	56
6 都市防災に関する方針.....	57
7 自然環境保全に関する方針.....	59
8 景観形成に関する方針.....	61

第4章 地域別構想

1 地域区分	63
2 鴨島地域.....	64
3 川島地域.....	73
4 山川地域.....	80
5 美郷地域.....	88

第5章 まちづくりの推進方策

1 協働のまちづくり.....	94
2 国や県等の関係機関との連携強化.....	95
3 実現に向けた適切な制度・手法の研究と運用	95
4 計画の進行管理.....	96

参考資料

計画策定に関する資料	97
用語解説.....	100

序章

1 計画改定の趣旨

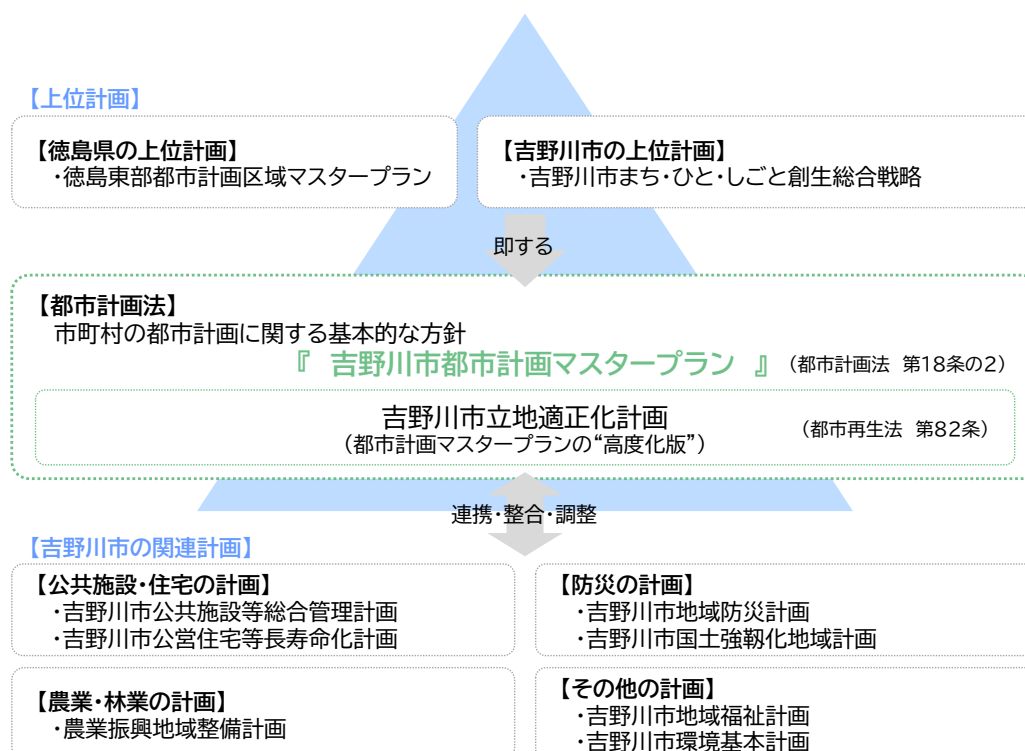
都市計画マスタープランは、都市計画法第 18 条の 2 に定める「市町村の都市計画に関する基本的な方針」であり、市町村がその創意工夫のもとに市民意向を踏まえながら、都市の将来のあるべき姿やまちづくりの方向性を定めるものです。

本市では、平成 25(2013)年に「吉野川市都市計画マスタープラン」を策定し、様々な施策を総合的かつ体系的に展開してきました。目標の中間年度となる令和5(2023)年を迎えるとともに、吉野川市立地適正化計画の策定(令和5(2023)年4月)が行われたことから、社会情勢の変化等を踏まえた見直しを行い、新たな「吉野川市都市計画マスタープラン」(以下、「本計画」という。)を策定するものです。

2 吉野川市都市計画マスタープランの位置づけと役割

2-1 上位・関連計画の位置づけと役割

本計画は、市の上位計画である「吉野川市まち・ひと・しごと創生総合戦略(令和5年度改定予定)」、徳島県が定める「徳島東部都市計画区域マスタープラン」に即しながら、本市の都市計画に関する基本的な方針を定めるものであり、本市の都市計画行政の指針となるものです。



2-2 吉野川市都市計画マスタープランと立地適正化計画の関係

本計画は、本市の都市計画行政をはじめとした総合的なまちづくりの指針となる計画として策定するものであり、「吉野川市立地適正化計画」は、都市計画マスタープランに示すコンパクトなまちづくりに向けた方針に基づき、都市計画区域内の都市機能や居住の誘導等の実現をめざす計画として策定したものです。それぞれ独立した計画ではありますが、密接に関係する計画で、「立地適正化計画」は「都市計画マスタープランの高度化版」と言われています。

そのため、本計画の策定に当たっては、立地適正化計画に位置づけられた居住や都市機能の誘導、交通ネットワークの形成等に関する内容との整合を図りながら進めていきます。

3 計画の対象範囲

本計画は、本市の総合的なまちづくりの指針として、都市計画区域である鴨島地域をはじめ、都市計画区域外の川島・山川・美郷地域を含めた行政区域全体を対象範囲とします。

なお、立地適正化計画は都市計画区域を対象とした計画として策定しており、市街化区域内に都市機能誘導区域と居住誘導区域を定めています。

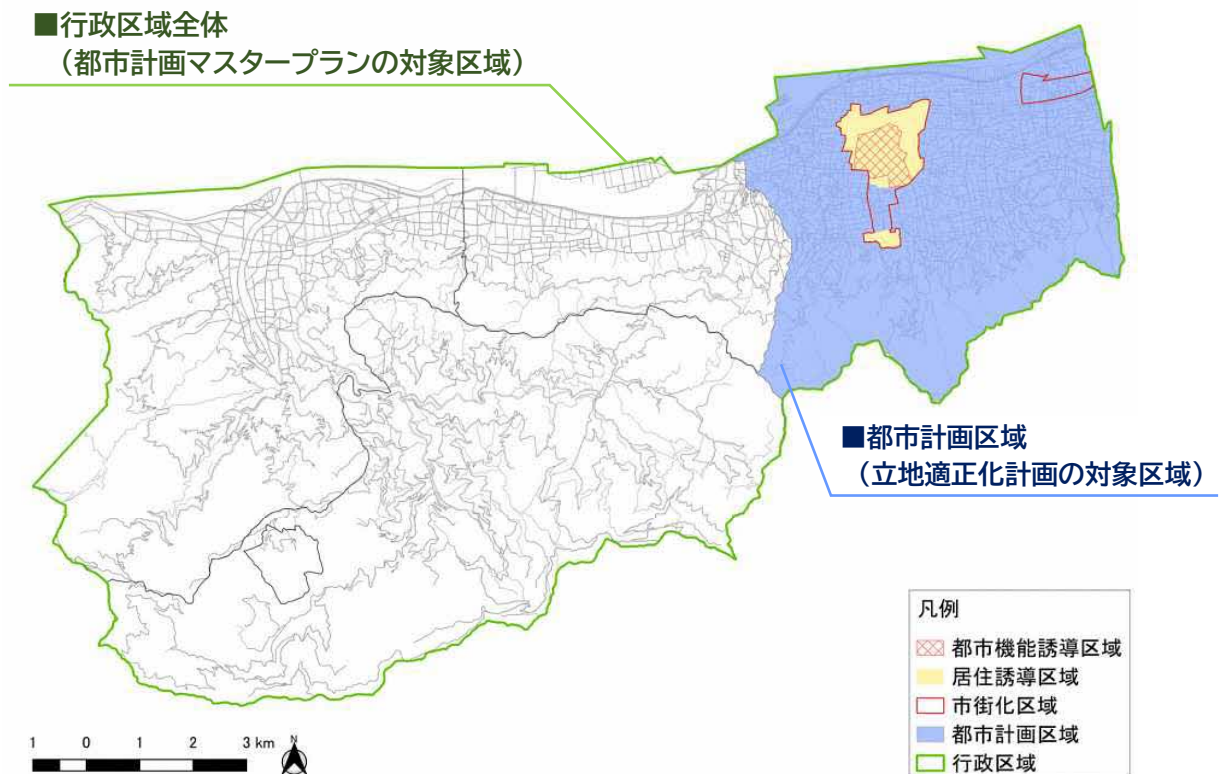


図 計画の対象範囲

4 計画の期間

本計画は、長期的なまちづくりを視野に、令和5(2023)年度を基準年度とし、概ね20年後の令和25(2043)年度を目標年度とします。また、中間目標年度を10年後の令和15(2033)年度とし、計画の進捗状況等を踏まえて、必要に応じて見直しを行うこととします。

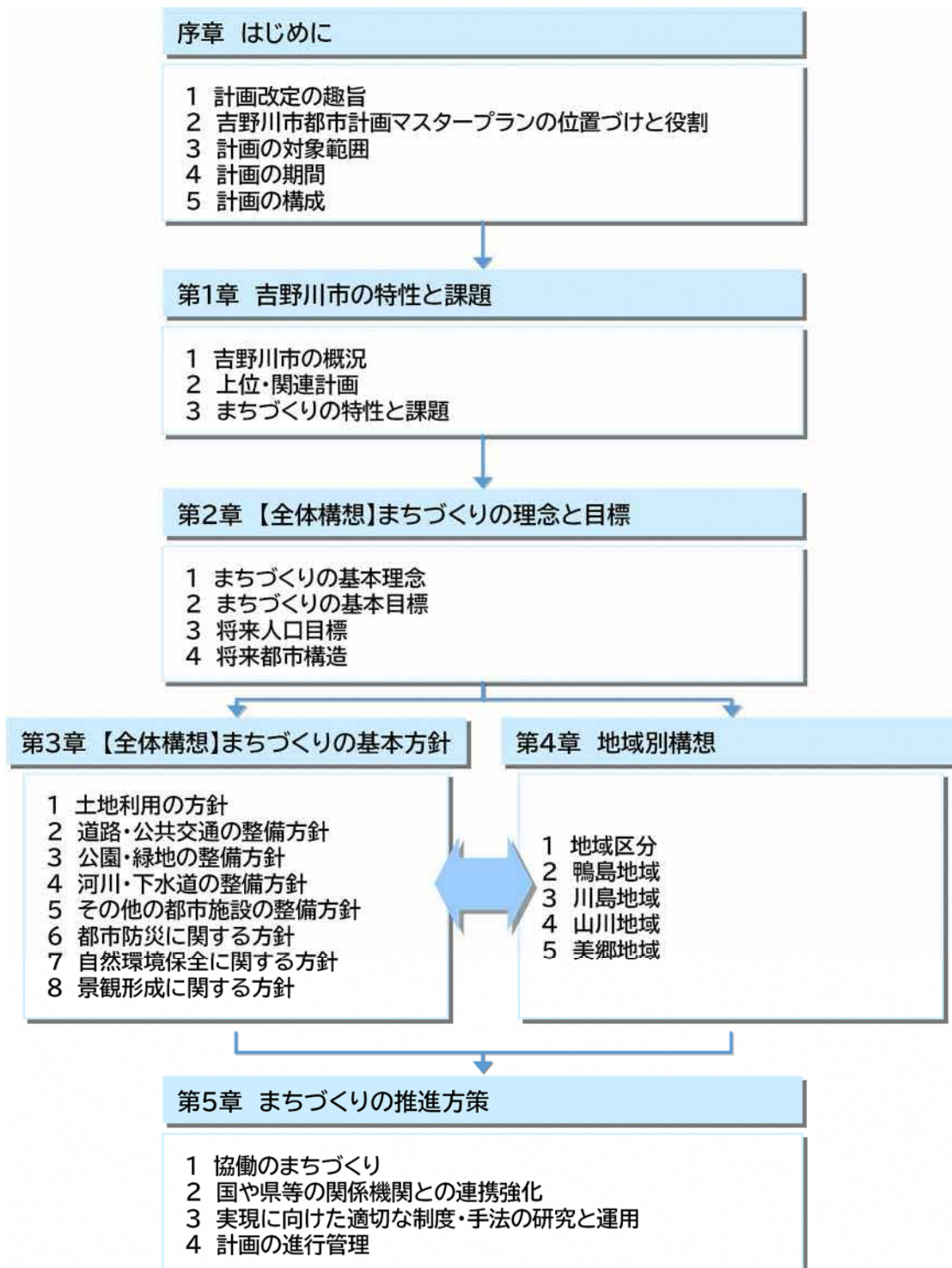
なお、中間年度以前においても、他の上位・関連計画の動向や社会経済情勢の変化等を踏まえ、必要に応じて見直しを行うこととします。



5 計画の構成

本計画は、本市の特性や課題を踏まえ、「全体構想」と「地域別構想」にて、まちづくりの将来像や整備方針を示します。

全体構想では、市全体の将来都市構造や土地利用、都市整備の方針等を示し、地域別構想では、地域の特性を活かした、より詳細なまちづくりの方向性や整備方針等を示します。



第1章 吉野川市の特性と課題

1 吉野川市の概況

吉野川市は、徳島県の北部、吉野川の中流域南岸に位置し、平成16(2004)年10月1日に麻植郡鴨島町、川島町、山川町及び美郷村の4町村が合併して発足した総面積144.14km²の市です。北は吉野川を境にして阿波市と、東から南は名西郡、西は美馬市に隣接し、市域の南部は、四国山地の北側にあたる山地で、高越山をはじめとする急峻な山々が連なっています。

また、県庁所在地の徳島市へは一般国道192号とJR徳島線につながり、徳島阿波おどり空港や高松空港、徳島自動車道の脇町IC・土成ICが約30km圏内にあり、高速交通網へのアクセス利便性が高い状況にあります。



図 吉野川市の位置

2 上位・関連計画

本計画の上位・関連計画として、以下の2つの計画の概要を整理します。

- ◆第2期 吉野川市まち・ひと・しごと創生総合戦略(令和5年度改定予定)
- ◆徳島東部都市計画区域マスタープラン

◆第2期 吉野川市まち・ひと・しごと創生総合戦略(令和2年3月 吉野川市)

(1)基本方針

- 基本方針1:若い世代の就労・結婚・子育ての希望実現
- 基本方針2:転出抑制と転入増加への挑戦
- 基本方針3:地域の特性を活かした課題解決と地域社会の形成

(2)基本目標

- 基本目標1:しごとをつくり、安心して働けるようにする**
 - ・創業・起業支援や企業誘致等の新しいしごとづくりや地域の商工業の活性化に資する取り組みを進め、地域の雇用の場を確保して安心して働ける環境づくりを進めます。
- 基本目標2:ひとの定住・還流・移住の新しい流れをつくる**
 - ・第1期総合戦略にて構築した市移住コーディネーターと連携した移住者受入体制のさらなる充実を進め、若者世代の定住人口の増加・転出抑制や県外からの移住促進を図り、地域の活性化や各分野の担い手確保を進めます。
 - ・さらに、本市の魅力を発信し本市を訪れる交流人口の増加や本市とのつながりのある関係人口の増加に向けた取組を推進します。
 - ・また、定住促進に資する情報や市の魅力を発信していきます。
- 基本目標3:若い世代の結婚・妊娠・出産・子育ての希望をかなえる**
 - ・市民アンケート等によると、結婚をしたい、子どもを多く持ちたいという希望を市民の多くが持っており、その希望がかなえることができるように、また、働きながら子どもを産み育てやすい環境づくりを推進し、若い世代の結婚、妊娠、出産、子育てに関する希望が実現できるよう、切れ目のない支援体制の構築をめざします。
 - ・また、小・中学校においては、未来を担う子どもたちが時代に適応し活躍できるよう基礎学力向上の取組のほか、ICTを活用した教育の推進や英語学習の強化を推進していきます。
- 基本目標4:持続可能なまちをつくる**
 - ・人口減少が進む中、持続可能なまちづくりのため、まちを支えるひとづくりや地域力の強化、令和2年に完成したアリーナを最大限活用したスポーツ・健康まちづくりの推進、既存施設のストックマネジメントの推進や災害に強いまちづくりを進めていきます。
 - ・また、高齢化が進む中、地域交通の確保を図り、安心して暮らせるまちづくりを進めていきます。
- 横断的目標:多様な人材の活躍を推進する**
 - ・地方創生の実現は、取組を担う多様な人材の活躍によってもたらされるものであるため、本市地方創生の基盤を成す多様な人材(市職員含む)の活躍を推進するとともに、市と市民による協働のまちづくりを推進していきます。
 - ・また、地域コミュニティは、まちづくりの根幹をなすものであり、共助、互助の考え方も踏まえ、つながりを持って支え合う体制づくりがこれからの急激な人口減少社会の中で重要となっていくと考えられます。このことから、地域コミュニティの維持・強化の取組を推進していきます。

◆徳島東部都市計画区域マスタープラン(令和5年3月 徳島県)

(1)都市づくりの基本理念(※徳島東部都市計画区域全体)

- ・すべての人が暮らしやすい、「地方創生拠点連携型」の都市づくり
- ・「すべての人命を守る」安全で安心して暮らせる都市づくり
- ・豊かな自然と調和し、地域資源の保全・活用による環境にやさしい都市づくり
- ・地域の独自性を活かし、魅力と活力にあふれる都市づくり
- ・住民目線に立った創造性豊かな都市づくり

(2)主要な都市計画の決定の方針(※吉野川市に関する主な内容を抜粋)

【土地利用に関する主要な都市計画の決定の方針】

●主要用途の配置

- ・市役所を中心とする地区に業務地を配置し、中心核として都市機能の充実
- ・地域の核として鉄道駅周辺や主要幹線道路沿いに、周辺地域の購買需要に応じた商業地を配置
- ・中心市街地においては、商業や業務との用途の複合化
- ・既成市街地においては、比較的高密度な住宅地を配置し、周辺部には比較的低密度な住宅地を配置

【都市施設の整備に関する主要な都市計画の決定の方針】

●交通施設

- ・中心市街地内の公共公益施設を結ぶ道路等は、無電柱化や植樹帯の整備、広幅員の歩道整備やバリアフリー化、ユニバーサルデザイン化
- ・居心地が良く歩きたくなる空間づくりの促進
- ・公共交通の最適化、利便性の向上、利用促進に取り組む
- ・長期間未着手となっている都市計画道路の見直し

●下水道及び河川

- ・公共用水域の水質保全、自然環境保全の観点に基づき、地域の実情に応じて、最適な整備手法を選択し、汚水処理施設の効果的かつ総合的な整備を推進
- ・「とくしま生活排水処理構想 2022」に示す令和 17 年度の汚水処理人口普及率を目標に、引き続き公共下水道の整備を促進

【市街地開発事業に関する主要な都市計画の決定の方針】

- ・JR駅周辺等の中心市街地において、市街地再開発事業等により土地の高度利用、都市機能の複合化
- ・既成市街地においては、土地区画整理事業や地区計画制度を活用し、住環境の改善や防災機能の向上

【自然的環境の整備又は保全に関する都市計画の決定の方針】

- ・都市公園・緑地の計画的な配置
- ・地域の個性ある美しい景観の保全、再生、創出



3 まちづくりの特性と課題

3-1 人口減少、少子高齢化への対応

(1) 吉野川市の現状

人口

- 令和2(2020)年の本市の総人口は 38,772 人であり、徳島県の総人口(719,559 人)の 5.4%を占めています。
- 総人口は、5年前より 6.5%減少しています。また、高齢化率は 38.4%と高く、全国(28.7%)及び徳島県(34.5%)を上回っています。

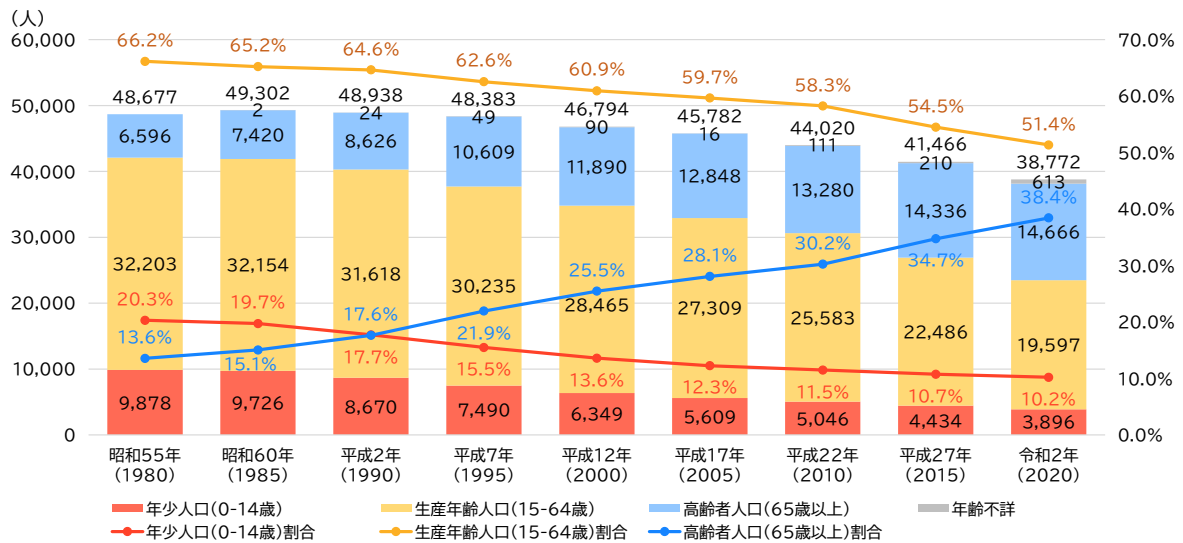


図 総人口及び年齢3区分別人口割合の推移

出典:国勢調査(昭和55年～令和2年)

- 鴨島地域の市街化区域や川島地域、山川地域の鉄道駅周辺に人口が集中しています。

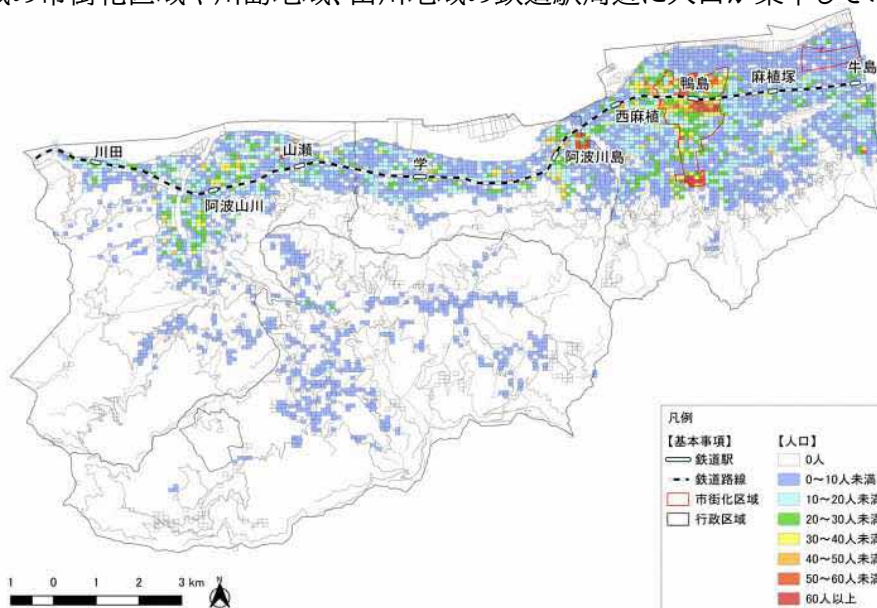


図 人口密度分布(100mメッシュ)(令和2(2020)年)

出典:国土数値情報(500mメッシュ別将来推計人口(H30 国勢局推計))を基に加工

- 地域別の人口増減の状況(平成 17(2005)年から平成 27(2015)年)をみると、鴨島地域の知恵島地区、喜来地区は増加していますが、この2地区を除く全ての地区で減少しています。特に、美郷地域、山川地域の一部では、10年間で20%以上減少しています。
- 美郷地域に加え、近年の人口動向により、令和3(2021)年から山川地域も過疎地域[※]とみなされています。

※ 過疎地域:人口の著しい減少等に伴って地域社会における活力が低下し、生産機能及び生活環境の整備等が他の地域に比較して低位にある地域のこと。

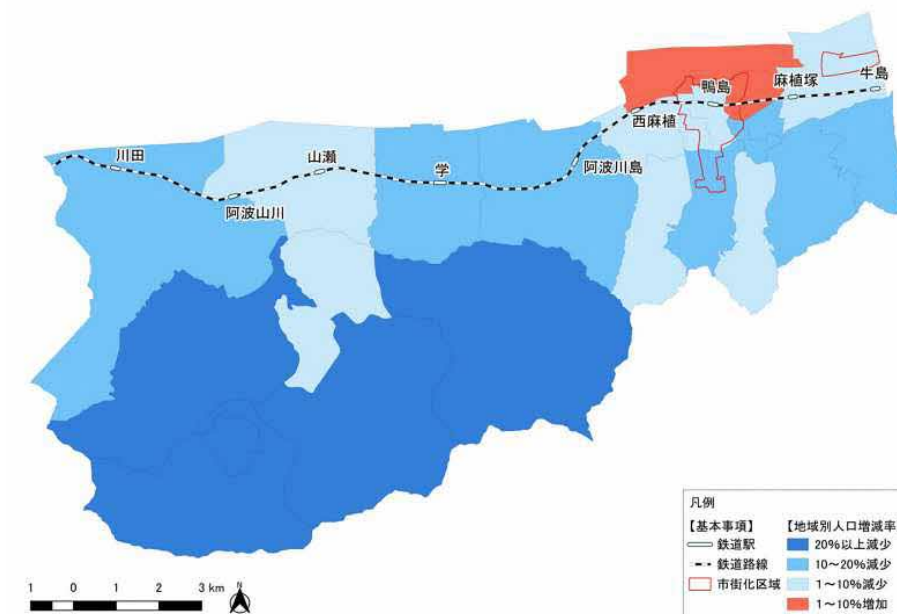


図 人口増減の状況(平成 17(2005)年から平成 27(2015)年)

出典:統計 GIS(国勢調査(平成 17 年、平成 27 年)、小地域)

将来人口

- 令和 15(2033)年の人口は、約 32,000 人と推計されており、令和2(2020)年の 38,772 人から約 17%減少すると想定されています。
- 平成 25(2013)年に策定した都市計画マスタープランでは、中間年度である令和5(2023)年の目標人口を約 39,000 人としていましたが、令和2(2020)年時点で、目標を下回る人口となっており、今後、更なる人口減少、高齢化の進行が想定されています。

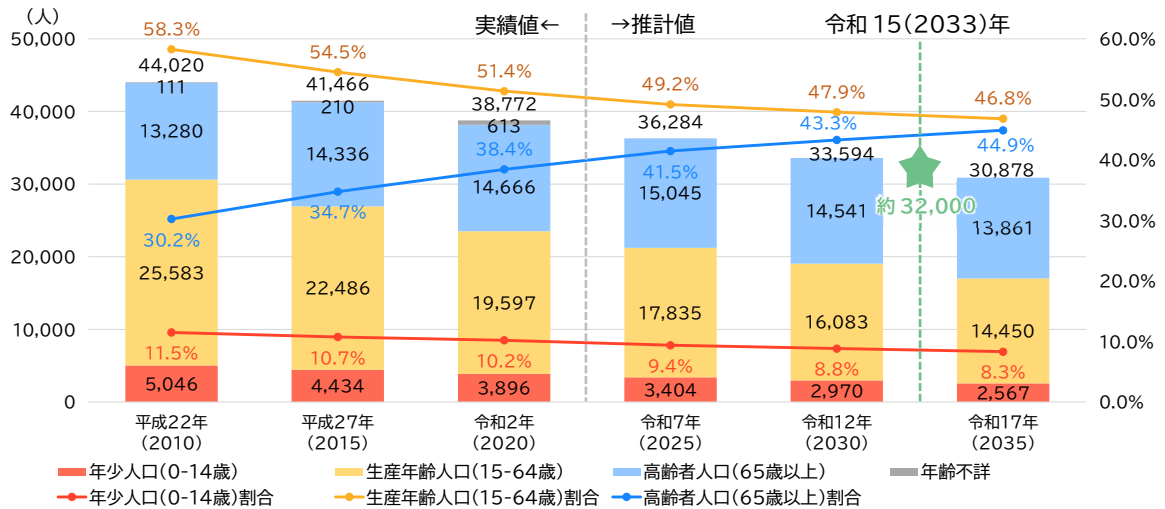


図 総人口及び年齢3区分別人口の推移・見通し

出典:国勢調査(平成 22 年～令和2年)、国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口(平成 30 年3月推計)」

- 令和2(2020)年から令和 32(2050)年の 100mメッシュによる人口の増減をみると、人口が集積している鴨島地域の市街化区域や川島地域・山川地域の鉄道駅周辺において大きな人口減少が想定されています。

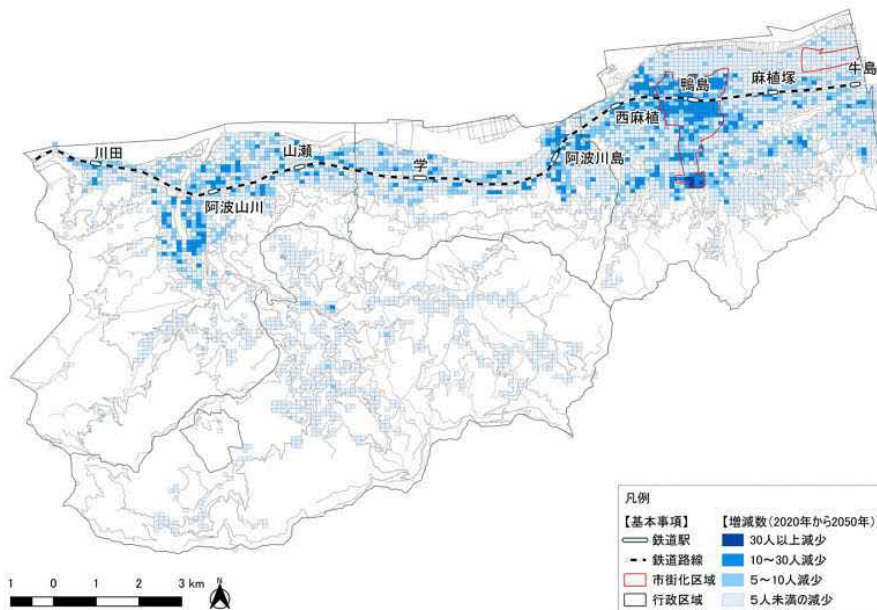


図 人口増減数(100mメッシュ)(令和2(2020)年から令和 32(2050)年)

出典:国土数値情報(500mメッシュ別将来推計人口(H30 国勢局推計))を基に加工

社会増減

- 令和元(2019)年の転入者数は 837 人、転出者数は 975 人と、138 人の社会減が生じています。
- 平成 22(2010)年以降、平成 24(2012)年を除く過去 10 年間の転出者数は、転入者数を上回っており、社会減の状態が続いています。

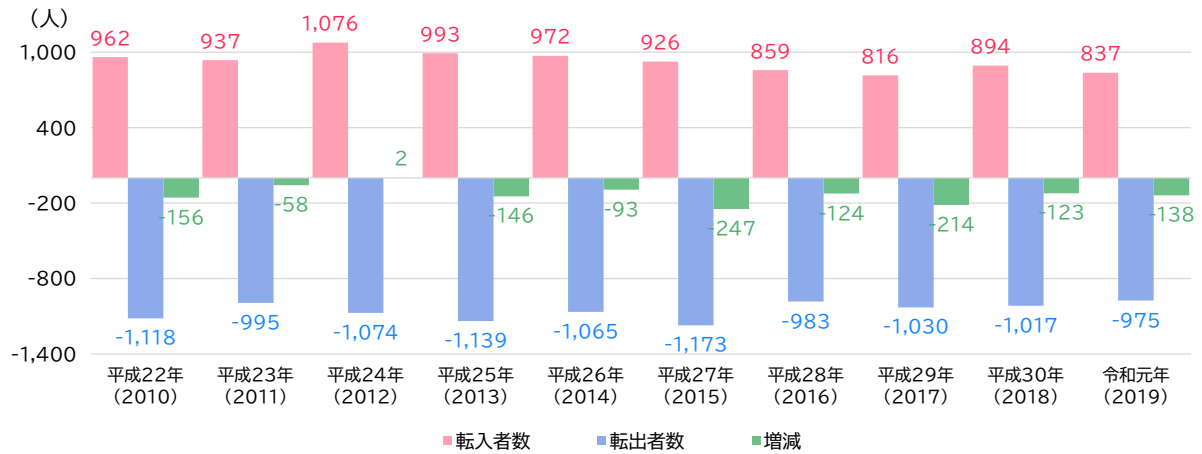


図 転入者数・転出者数の推移

出典:吉野川市

通勤・通学における流動

- 令和 2(2020)年の市内在住の就業者・通学者(不詳を除く)は 18,632 人(市内人口(38,772 人)の 48.1%)となっています。そのうち、就学・就業地が市内の人は 9,476 人(50.9%)、市外の人は 8,612 人(46.2%)で、約半数の人が、就学・就業地として他市町村を選択している状況です。
- 他市町村から就学・就業を目的に本市へ流入している人は、5,542 人となっています。
- 本市の昼夜間人口比率※は、92.7%と徳島県平均(99.6%)より低く、通勤・通学人口が流出超過傾向にあり、住まいの場として選ばれています。

※ 昼夜間人口比率:常住人口 100 人当たりの昼間人口※の割合。100 を超えているときは通勤・通学人口の流入超過、100 を下回っているときは、流出超過を示している。

※ 昼間人口(従業地・通学地による人口):常住人口から流出人口を引き、流入人口を足した人数のこと。

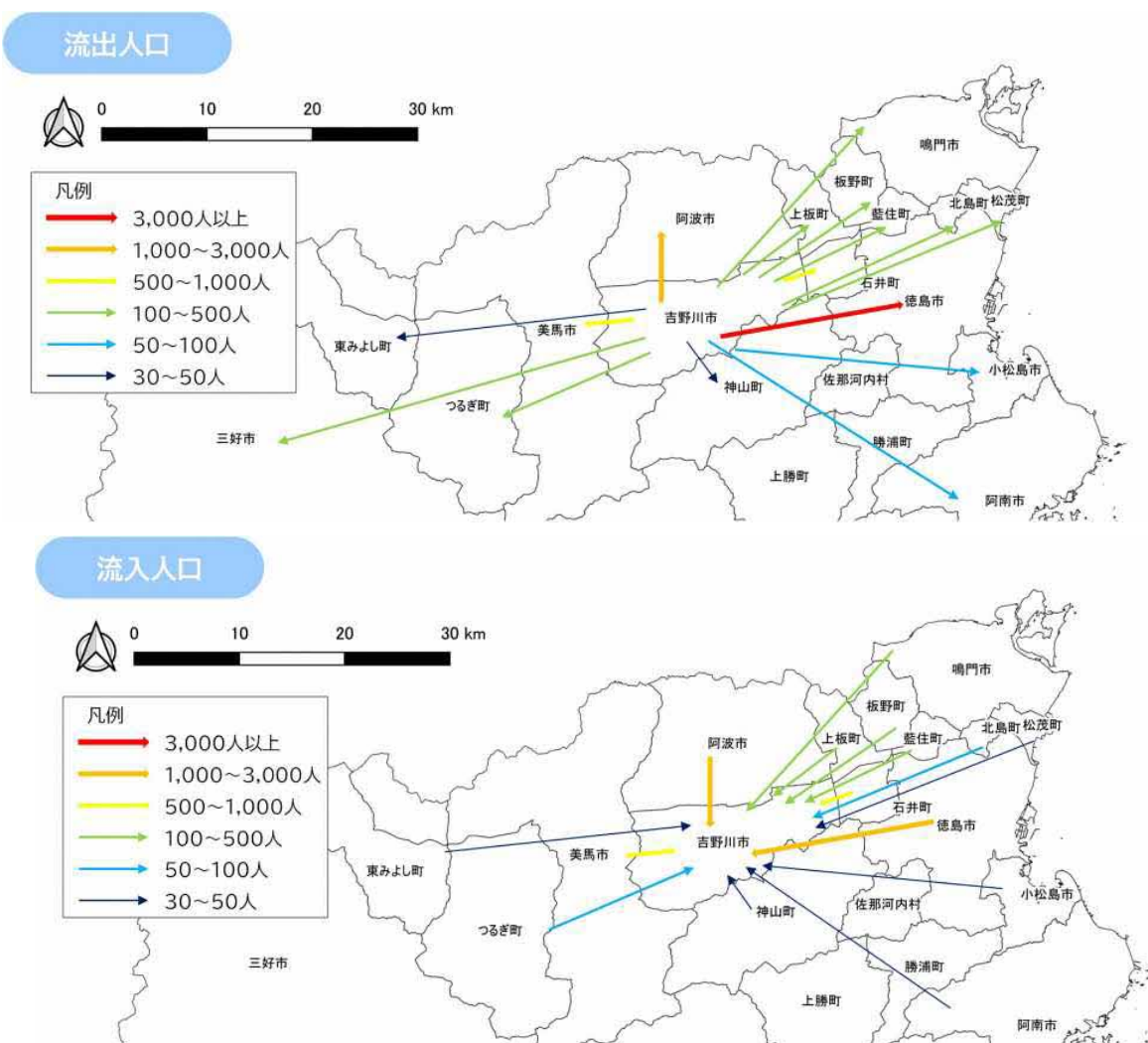
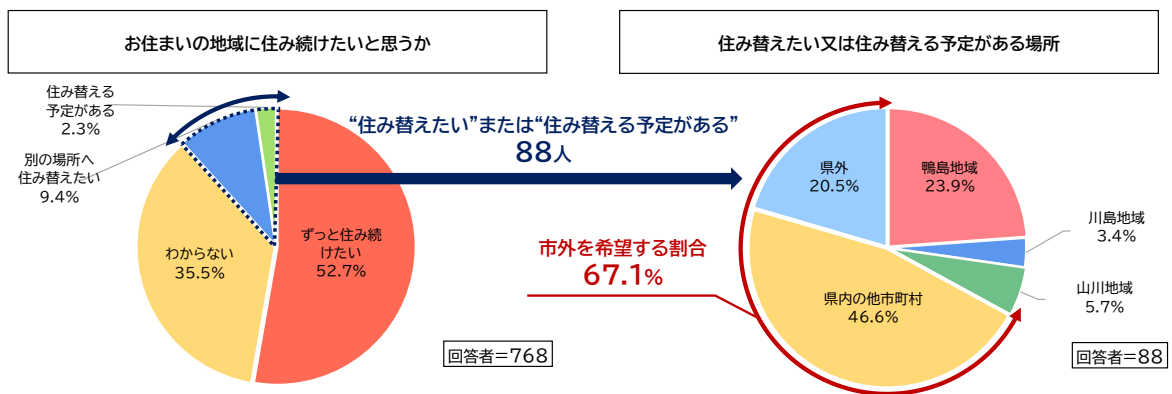


図 通勤・通学の状況(30人以上の就業・通学者のある流入・流出を整理)

出典:国勢調査

(2)市民意向

- 「現在の居住地に住み続けたいか」という質問に対し、「住み続けたい」と回答した人は、52.7%と高くなっています。今後も、“住み続けたいまち吉野川市”として選ばれる魅力を維持していくことが重要です。
- 一方、「別の場所へ住み替えたい、住み替える予定がある人(88人)」と回答した人は、移住予定地として、67.1%が市外を希望しています。
- 転出を希望する主な理由としては、「日常の買い物や飲食店、レジャー施設等の利用しやすさ」、「通勤・通学のしやすさ」、「病院や介護施設の利用しやすさ」等の意見が多く、より便利で快適な住環境を求めていることがうかがえます。



(3)人口減少、少子高齢化における課題

- 市民の流出防止に向けて、商業・業務等の都市機能の維持や充実が必要です。
- 人口減少、少子高齢化を踏まえたまちづくりに向けて、UIJターン者の受け入れ促進に向けた取組や働く場の確保、子育て支援の充実、高齢化に対応したまちづくり等を進めていくことが必要です。
- 生涯を通して住みやすい、住み続けたいまちをめざした取組が重要です。

3-2 コンパクトなまちづくり

(1)吉野川市の現状

都市拠点、生活拠点

- 都市機能評価[※]の高い地域は、鴨島地域の市街化区域や阿波山川駅周辺に存在し、生活の拠点が形成されています。

※ 都市機能評価：各種生活サービス施設(7種)[※]について、徒歩でアクセス可能な圏域(半径800m)[※]を重ね合わせて行う評価のこと。各種生活サービス施設が集積する地域ほど評価が高くなる。

※ 各種生活サービス(7種)：①行政施設、②介護福祉施設、③子育て施設、④商業施設、⑤医療施設、⑥金融施設、⑦教育・文化施設(学校又は文化・スポーツ施設)の7種類のこと。

※ アクセス可能な圏域(半径 800m)：都市構造の評価に関するハンドブック(国土交通省)を参考に、徒歩でアクセス可能な圏域を半径 800mに設定。

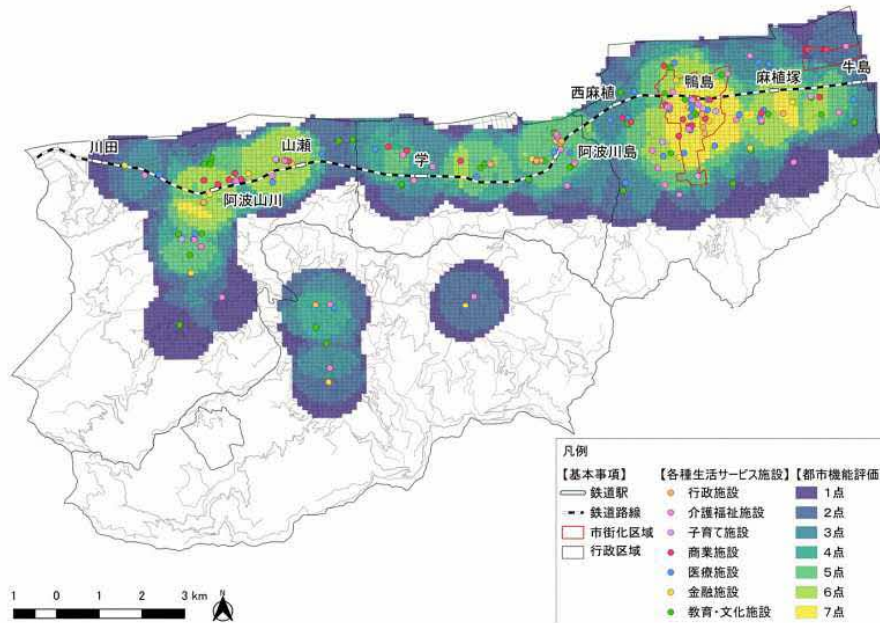


図 各種生活サービス施設の分布と都市機能評価

出典：国土数値情報、iタウンページを基に作成

地価

- 比較的人口密度の高い市街化区域内の地価(住宅・店舗)が高くなっています。

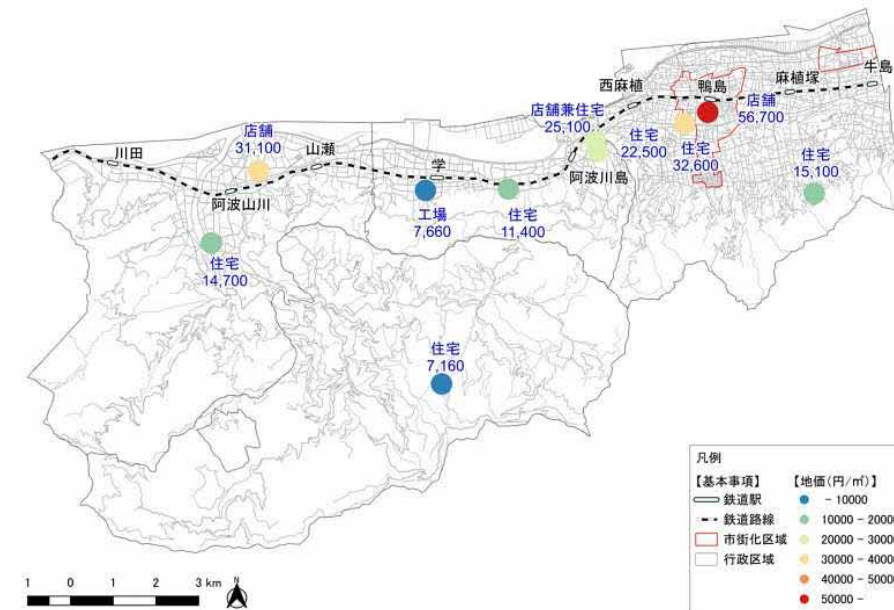


図 吉野川市 都道府県地価(令和4年)

出典:都道府県地価調査(国土交通省)

- 近年の地価は、全体的に微減傾向にあります。
- 最も地価の高い商業地は、平成 24(2012)年から令和4(2022)年の 10 年間に約 30%以上が下落しています。

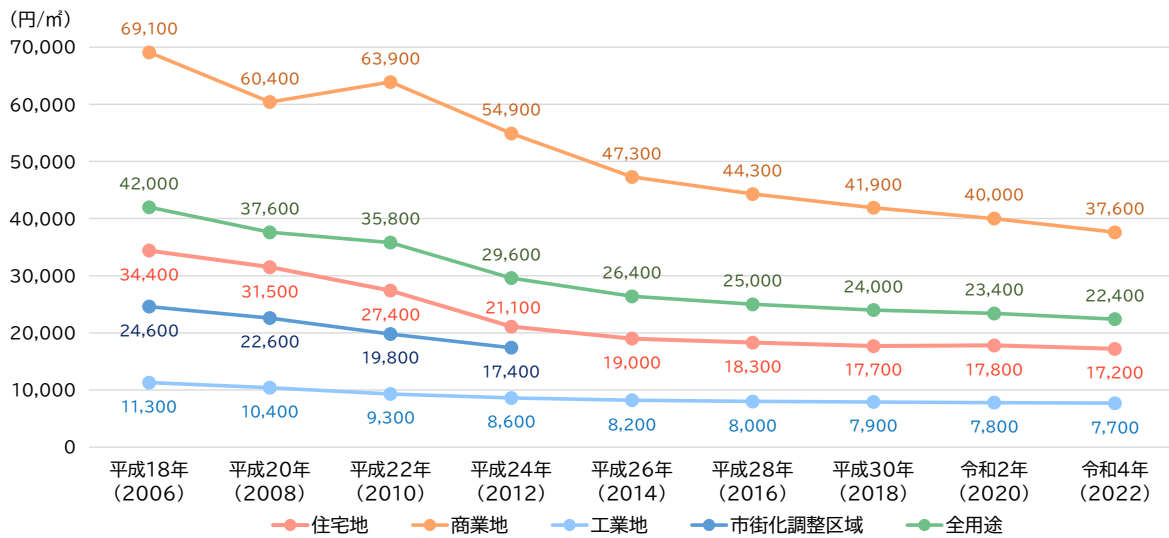
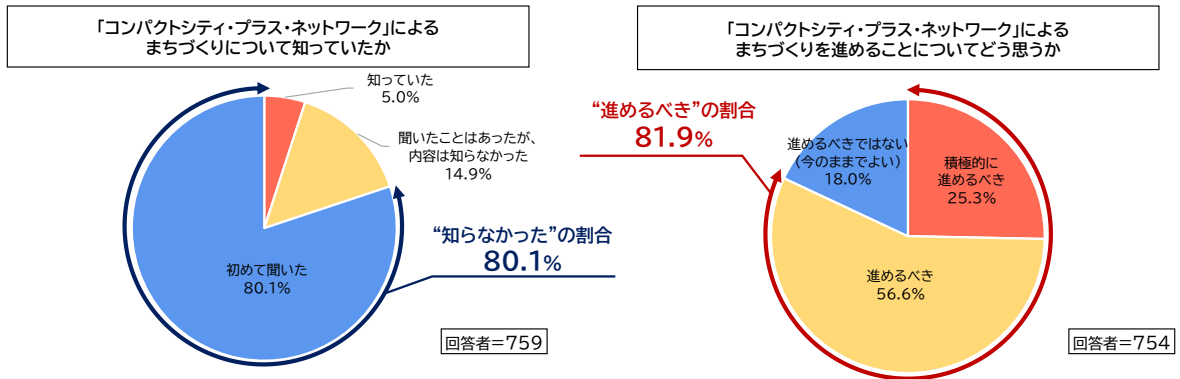


図 都道府県地価の推移

出典:都道府県地価調査(国土交通省)

(2) 市民意向

- コンパクトシティに関する市民意向を確認すると、「コンパクトシティ・プラス・ネットワークのまちづくり」の認識は低い状況にあります。
- 一方、「コンパクトシティを進めるべき」と回答した人は、81.9%と高く、コンパクトシティへ前向きな姿勢の人が多くなっています。主な理由として、「利便性の向上」、「地球環境」、「地域の活性化」の面からコンパクトシティへの期待が高くなっています。



(3) コンパクトなまちづくりの実現に向けた課題

- 人口減少により生活サービス施設の維持が困難となることも想定され、機能集積を進め、利便性の高い地域の人口維持等を図っていくことが必要です。
- 立地適正化計画に基づき、都市拠点と各地域の拠点が利便性の高い公共交通で結ばれたコンパクトシティ・プラス・ネットワークの形成を進めていくことが必要です。
- 人口減少、少子高齢化の進行や頻発・激甚化する自然災害、地球温暖化等の本市の抱える問題の緩和、解決に向けて、コンパクトシティ・プラス・ネットワークによるまちづくりが重要となっています。
- 立地適正化計画に基づいた都市機能と居住の誘導により、持続可能で、まちの活性化につながる土地利用の促進等を図り、貴重な財産である土地の価値を高めていくことが必要です。

3-3 道路・交通ネットワーク

(1)吉野川市の現状

道路整備

- 本市の道路網は、一般国道192号、318号及び193号の主要幹線道路、主要地方道徳島鴨島線等の地域間を結ぶ県道や市道によって形成されています。
- 本市の一般道路の道路改良率※は、46.7%(改良済延長 413.3km)(令和4(2022)年時点)となっており、徳島県の47.1%(改良済延長 7,152km)(令和2(2020)年時点)と同程度となっています。
- 平均維持管理費(平成24(2012)年から令和2(2020)年)は、約1,354万円/年となっています。修繕を必要とする路線の増加に伴い、維持管理費が増加しています。

※ 道路改良率:道路構造令の規定に適合するよう道路の幅員等を改良(市町村道では4.0m以上)した道路が、総延長に占める割合のこと。

道路保有量(令和4年3月時点)

区分	路線数(本)	実延長(m)	道路面積(mi)	
一般道路	1級(幹線)市道	39	47,499	312,099
	2級(幹線)市道	50	61,210	388,155
	その他の市道	2,507	776,226	3,458,311
合計	2,596	884,935	4,158,565	

出典:吉野川市

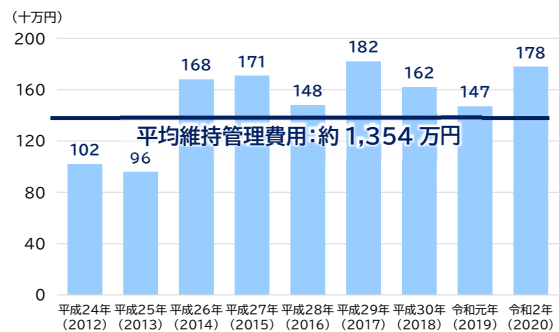


図 道路の維持管理費

出典:吉野川市

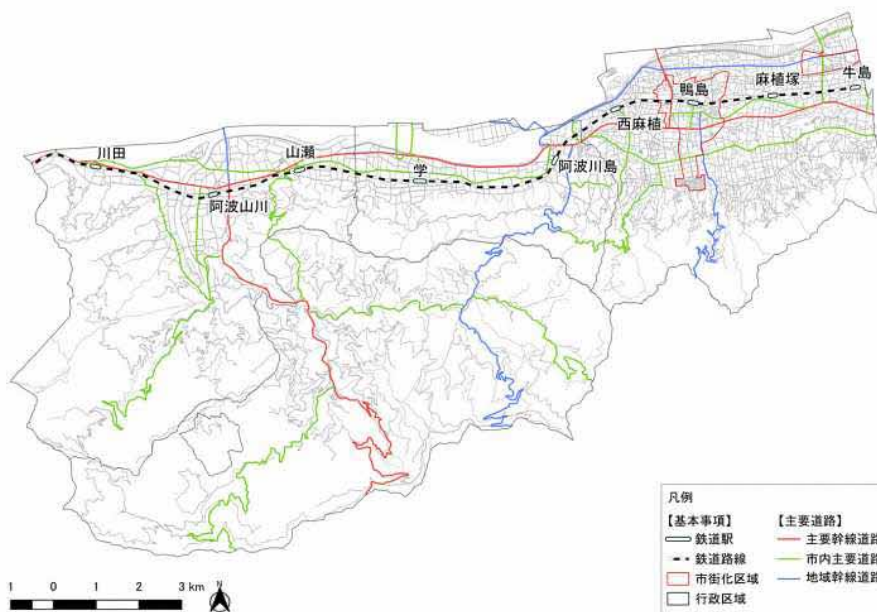


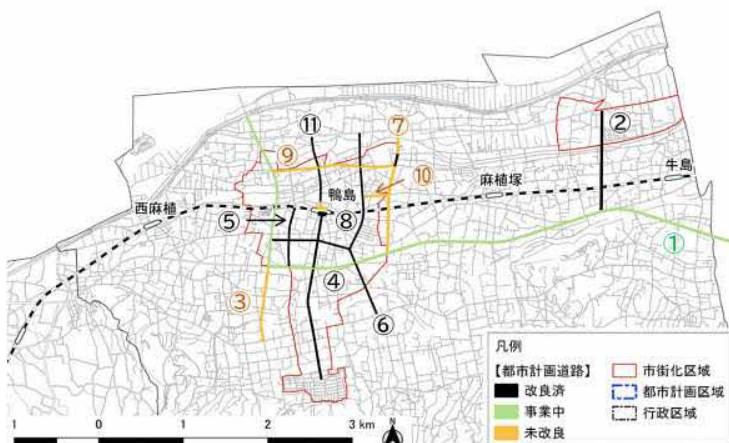
図 市内主要道路状況

出典:国土数値情報

都市計画道路

- 本市の都市計画道路は 11 路線が都市計画決定されており、都市計画道路の整備率は 51.5% (徳島東部都市計画区域平均:55.4%)と約半数となっています。整備済の都市計画道路は、現市街地の骨格を形成し、一定の目的を達成しています。
- 都市計画道路として指定された当時から社会情勢等の変化が生じており、未着手の都市計画道路の必要性や実現性を踏まえ、選択と集中による効率的な整備に向け、都市計画道路の存続・廃止を検討することが求められています。

都市計画道路の整備状況



都市計画道路	計画延長 (m)	改良延長(m)	
		延長	比率
① 徳島駅鴨島線	4,800	0	0.0%
② 牛島中央通線	1,070	1,070	100.0%
③ 中央橋通線	2,530	1,720	68.0%
④ 鴨島中央通線	1,770	1,770	100.0%
⑤ 鴨島上下島線	630	630	100.0%
⑥ 本郷春日免線	780	780	100.0%
⑦ 知恵島中島線	1,320	120	9.1%
⑧ 喜来上下島線	2,120	2,120	100.0%
⑨ 喜来知恵島線	1,290	0	0.0%
⑩ 喜来東西支線	270	0	0.0%
⑪ 新開地中央通線	760	728	95.8%
合計	17,340	8,938	51.5%

図 都市計画道路の整備状況

出典:平成 30 年度都市計画基礎調査データを基に作成

出典:平成 30 年度都市計画基礎調査

公共交通

- 本市の公共交通は、鉄道(JR)とバス(徳島バス、吉野川市代替バス)があります。
- 鉄道は東西に JR 徳島線が通り、牛島駅、麻植塚駅、鴨島駅、西麻植駅、阿波川島駅、学駅、山瀬駅、阿波山川駅、川田駅の9駅があります。
- 路線バスは徳島バスが運行し、鴨島駅を中心にバス路線が形成されています。また、阿波山川駅を起点に美郷地域までを巡回する吉野川市代替バスも運行されています。
- 公共交通の空白地人口[※]は、総人口の約4割となっており、公共交通の利用が不便な地域が多く存在しています。

※ 公共交通の空白地人口:鉄道駅徒歩圏(半径 800m)[※]又はバス停留所徒歩圏(半径 300 m)[※]に該当しない人口のこと。

※ 鉄道駅徒歩圏(半径 800m)、バス停留所徒歩圏(半径 300m):都市構造の評価に関するハンドブック(国土交通省)を参考に徒歩圏を設定。

鉄道・バスのサービス圏域人口

	人口	人口率
徒歩圏人口	約22,800人	約59%
空白地人口	約15,900人	約41%

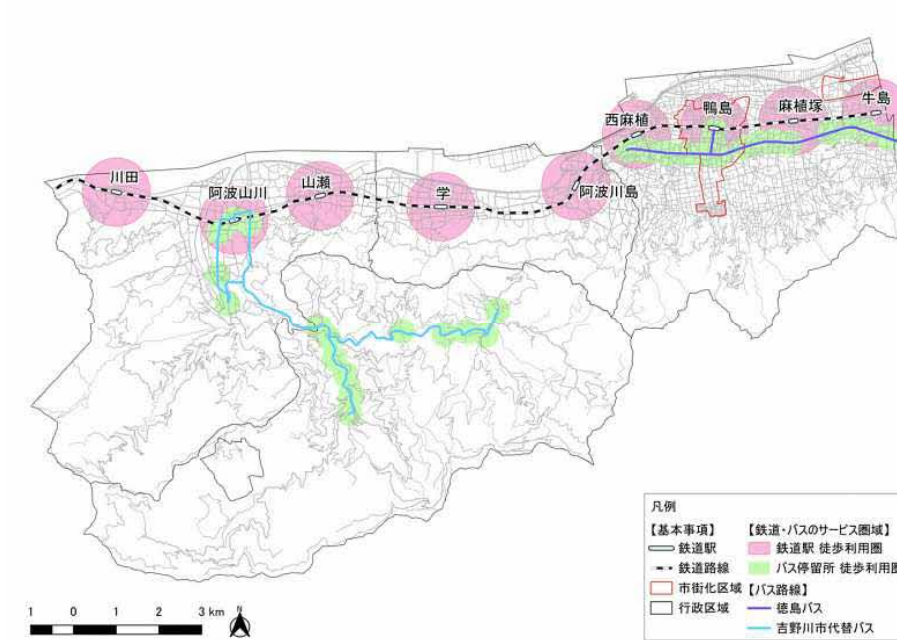


図 鉄道・バスのサービス圏域(徒歩利用圏)

出典:国土数値情報(鉄道、バス停留所)を基に作成

- 鉄道、バスの運行頻度は、低くなっています。
- 徳島県の次世代地域公共交通ビジョン(令和元(2019)年12月)では、“バスと鉄道が並行して運行している路線を解消する”と示されており、吉野川市内の徳島バスの路線が廃止となる計画となっています。

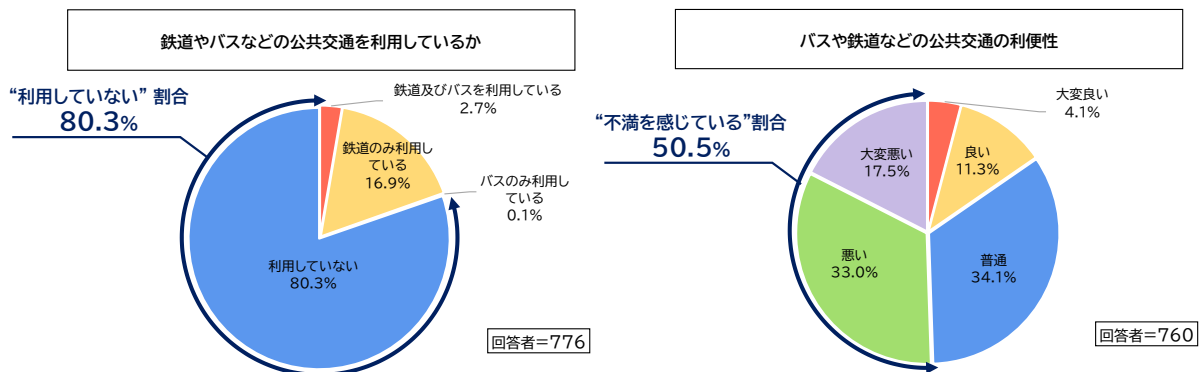
鉄道・バスの運行本数(令和5年2月時点)

路線		運行本数(本)	
		平日	土日・祝日
JR 徳島線	徳島方面(鴨島駅)	33	33
	阿波池田方面(鴨島駅)	34	34
徳島バス	鴨島線 往復	10	9
吉野川市代替バス	山川駅・奥丸間	8	8

出典:JR四国、徳島バス、吉野川市

(2) 市民意向

- アンケート調査における「まちづくりに関する自由意見(道路に関するもの)」では、遊歩道やサイクリングロードの整備、街灯の設置等の安全で通行しやすい歩道や自転車道の整備が求められています。
- 公共交通を普段利用していない人は 80.3%と高く、また、公共交通に不満を感じている人は 50.5%と高くなっています。
- 公共交通に対する意見として、鉄道やバスの利便性の向上、公共交通手段のない地域(鴨島地域の南側等)の対策等が求められています。



(3) 道路・交通ネットワークの課題

- 日常生活に欠かすことのできない、交通環境の充実、整備が必要です。また、今後、補修・改修を必要とする道路の増加が想定され、選択と集中による効率的な整備が必要です。
- 高齢化の進行に伴い、運転免許を返納する等の交通弱者の方に対する、公共交通等の検討が必要です。
- 過度の車依存からの脱却を図り、歩いて暮らせるコンパクトな集約型都市構造の実現に向けた取組が重要となっています。あわせて、公共交通の維持を図るためにも利用促進に努めることが必要です。
- 市民の日常生活における利用に限らず、観光客等の周遊も含めた利便性の向上を図ることが必要です。
- コミュニティバスやデマンドバスの導入検討、公共交通空白地の解消に向けた取組を進めていく必要があります。また、次世代のモビリティやサービス展開を視野に入れた新たな公共交通の導入(自動運転、MaaS※、AIバス・タクシー等)を検討していく必要があります。

※ MaaS:アプリケーションやウェブサービスにより、地域住民や旅行者一人ひとりのトリップ単位で移動ニーズに対応して、複数の公共交通やそれ以外の移動サービスを最適に組み合わせ、検索・予約・決済等を一括で行うサービス。

3-4 産業

(1)吉野川市の現状

産業構造

- 令和2(2020)年の就業者数は、18,276 人であり、そのうち第1次産業が 1,176 人(6.4%)、第2次産業が 4,481 人(24.5%)、第3次産業が 12,619 人(69.0%)と、第3次産業の占める割合が高くなっています。
- 人口減少に伴い、就業者数の減少が進む中、第3次産業の占める割合が増加し、第1次産業、第2次産業の占める割合が減少傾向にあります。

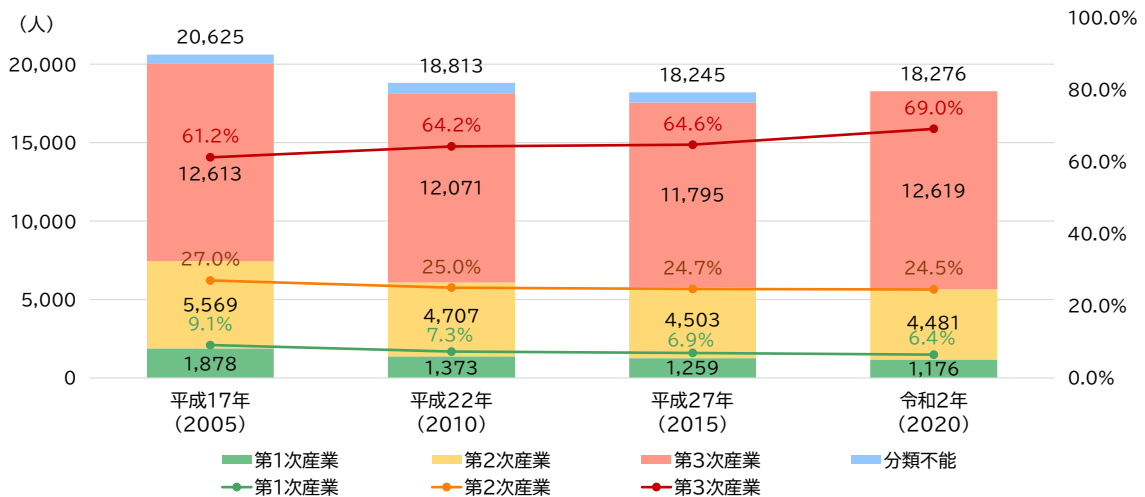


図 産業別就業者数

出典：国勢調査

工業地域、工業専用地域

- 牛島地区の主要地方道徳島鴨島線の沿道に鴨島工業団地及び鴨島中央工業団地が位置しています。
- 現在の立地企業数は、7社となっています。

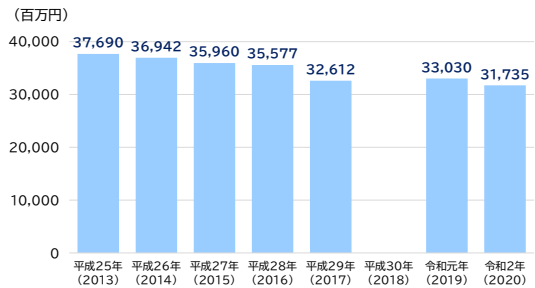


図 工業地域、工業専用地域

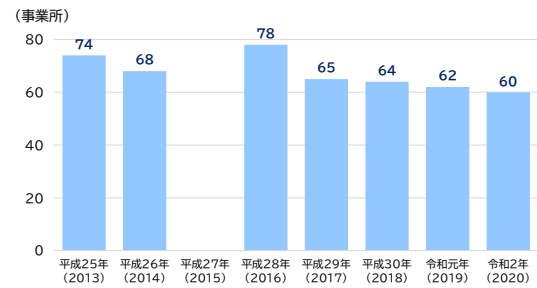
出典：吉野川市

製造業

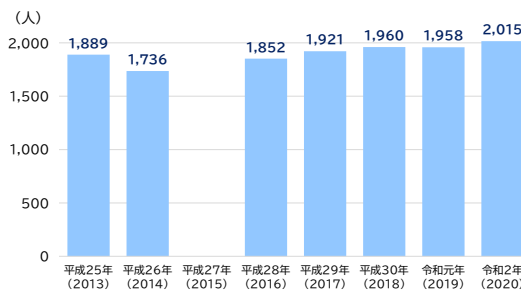
- 令和2(2020)年の製造品出荷額は 31,735 百万円、事業所数は 60 事業所と平成 25 (2013)年から微減傾向にあります。一方、従業員数は 2,015 人と微増傾向にあります。



製造品出荷額



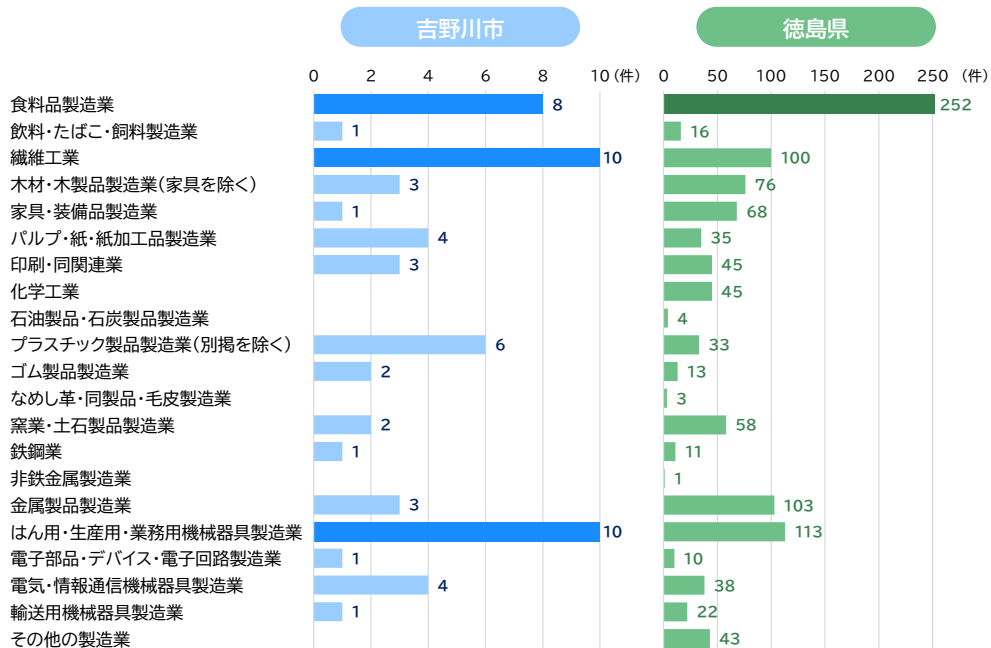
事業所数



従業員数

出典:工業統計調査、経済センサス

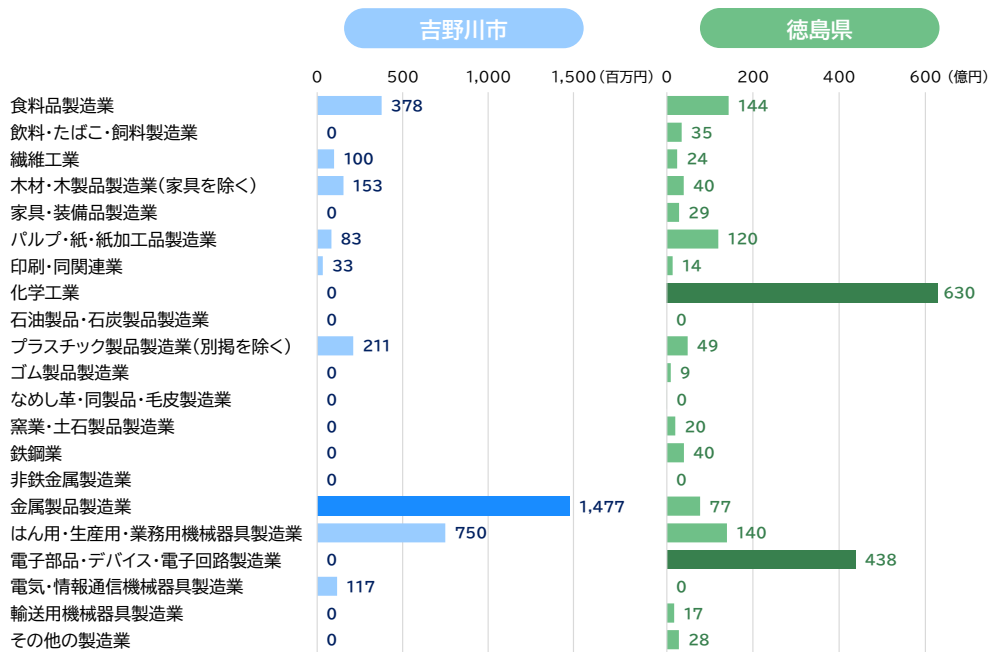
- 令和2(2020)年の本市の製造業における事業所の構成として、「繊維工業」、「はん用・生産用・業務用機械器具製造業」、「食料品製造業」が上位を占めています。



製造業における事業所数

出典:経済センサス

- 本市の製造業における製造品出荷額の構成として、「金属製品製造業」が大きな割合を占めています。



製造業における製造品出荷額

出典:経済センサス

商業

- 一般国道 192 号の沿道では、商業施設の立地が進み、本市のにぎわい空間の一つを形成しています。

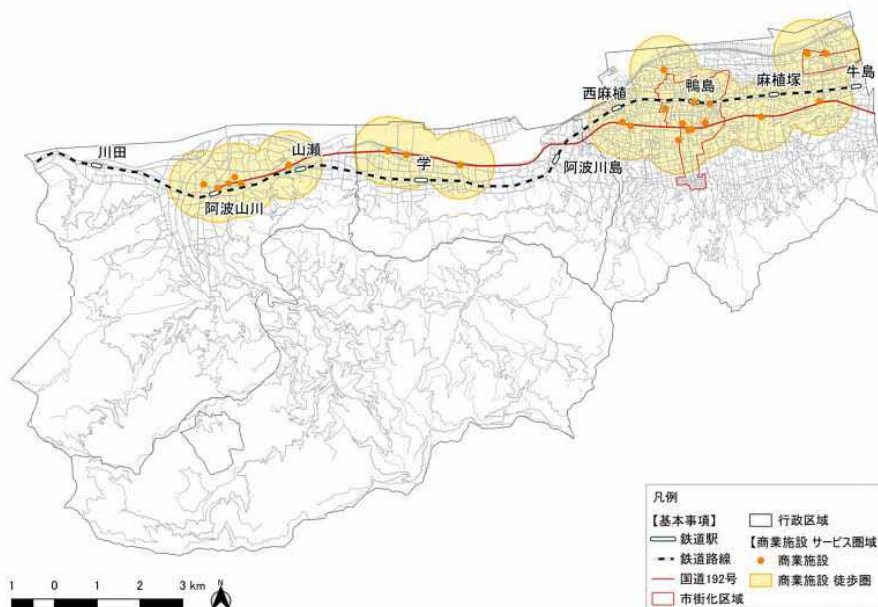


図 商業施設のサービス圏域(800m徒歩圏※)

出典:iタウンページ(コンビニエンスストア及びスーパーマーケット)を基に作成

※ 800m徒歩圏:都市構造の評価に関するハンドブック(国土交通省)を参考に設定

卸売業

- 事業所、従業者数は、平成 24(2012)年まで微減傾向にありましたが、近年は、概ね横ばい状況となっています。
- 年間商品販売額は、平成 26(2014)年まで減少傾向にありましたが、近年は、概ね横ばい状況となっています。

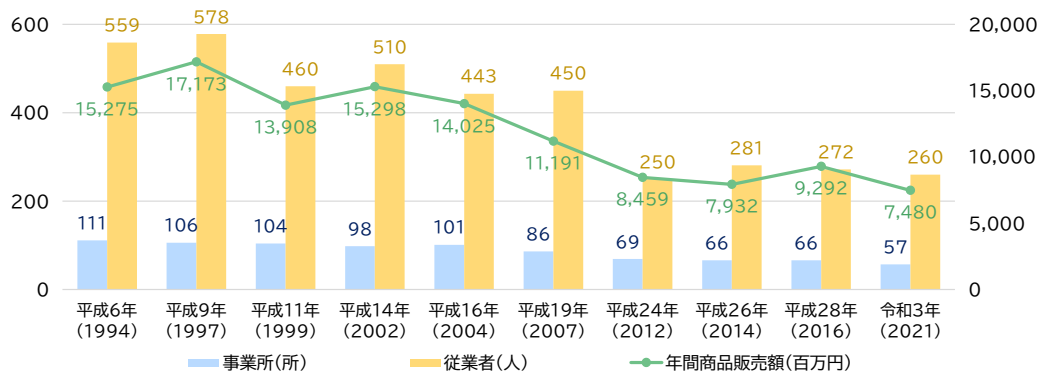


図 卸売業の推移

出典：商業統計調査、経済センサス

小売業

- 事業所、従業者数は、平成 26(2014)年まで減少傾向にありましたが、平成 28(2016)年に増加に転じています。
- 年間商品販売額は、平成 24(2012)年以降、増加傾向にあります。

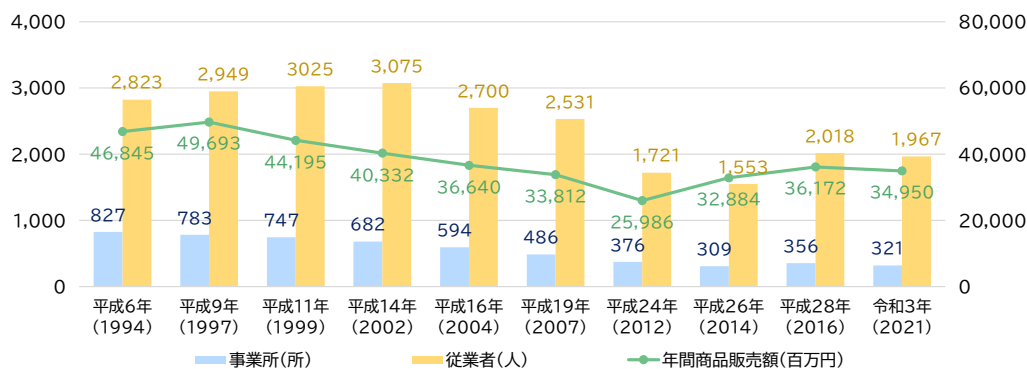


図 小売業の推移

出典：商業統計調査、経済センサス

(2)産業の課題

- 人口減少や少子高齢化の進行に伴い、消費行動が縮小することで、商業・サービス施設等の撤退や廃業のおそれがあります。
- 立地適正化計画に基づき、無秩序な市街地の拡大を防ぎながら、地域の活性化に資する計画的な土地利用を図っていく必要があります。
- 牛島地区の既存の工業集積や一般国道 192 号沿いの商業施設の立地等を拠点に、更なる工業・商業施設等の立地を促し、地域の活性化につなげる必要があります。

3-5 公園・自然環境

(1)吉野川市の現状

公園施設

- 都市計画公園の4施設(向麻山公園、西麻植児童公園、喜来児童公園、呉郷公園)、鴨島地域の江川・鴨島公園、川島地域の上桜公園、山川地域のバンブーパーク、美郷地域のふれあい公園等は、市民の憩いの場となっています。
- 季節に応じて、市内外から多数の利用者が訪れ、市の貴重な観光資源となっています。
- 都市計画区域内の1人あたりの都市計画公園面積は 5.8m²/人と低く、全国(10.6m²/人)、徳島県平均(9.6m²/人)とともに下回っています。
- 都市計画公園の整備率は、44.2%と低くなっています。また、老朽化が進む施設も多く、修繕等を必要とする施設の更なる増加が見込まれています。

都市計画公園の整備状況

都市計画公園	種別	計画決定面積 (ha)	供用面積(ha)	
				比率
向麻山公園	総合公園	21.70	9.20	42.4%
西麻植児童公園	街区公園	0.28	0.28	100.0%
喜来児童公園	街区公園	0.20	0.20	100.0%
呉郷公園	街区公園	0.21	0.21	100.0%
合計		22.39	9.89	44.2%

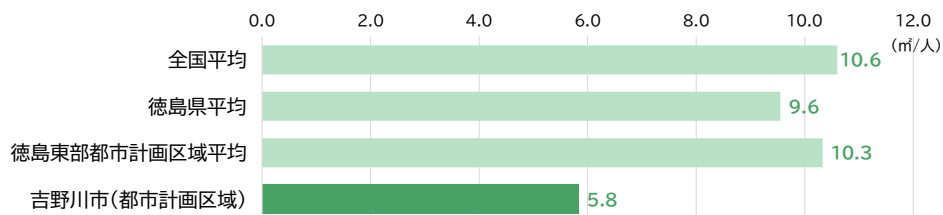


図 1人あたり都市計画公園面積

出典:平成 30 年度都市計画基礎調査

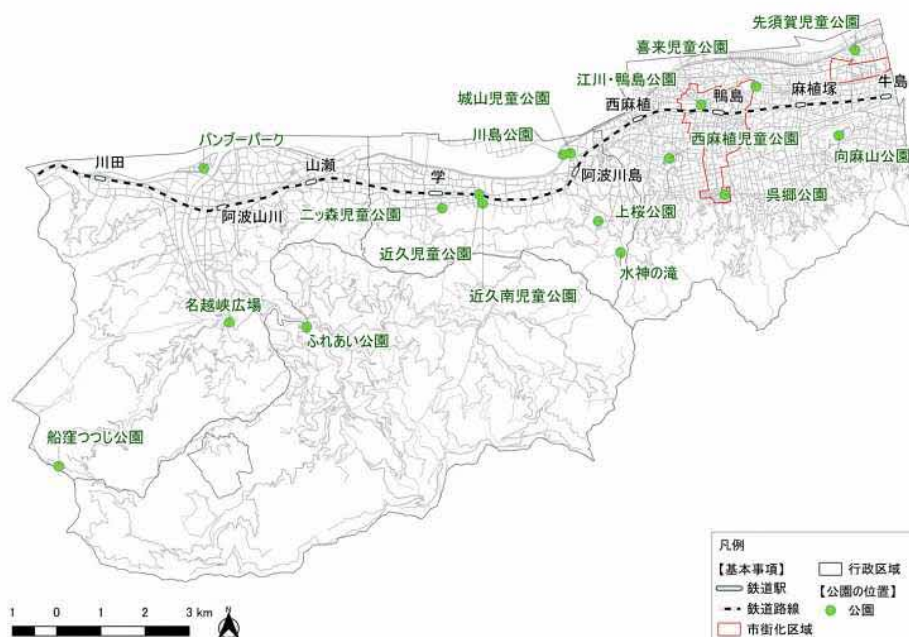
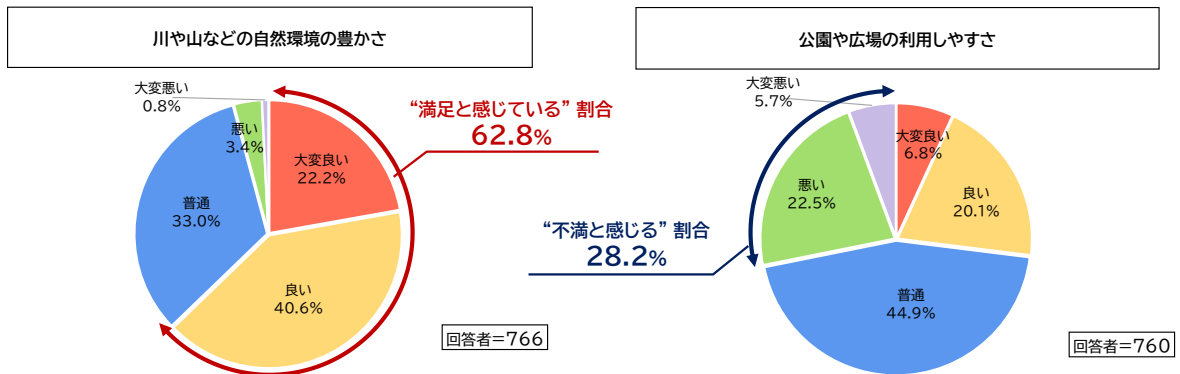


図 公園の整備状況

(2) 市民意向

- 自然環境の豊かさに対して、満足とを感じる人は62.8%と高くなっています。
- 生活環境に関する評価のうち公園や広場の利用のしやすさでは、不満とを感じる割合は約3割となっています。生活環境に関する他項目と比較して、不満を感じる割合は高くなっています。
- 要望としては、市の中心部に子供が遊べる公園の整備、廃れている公園の点検、修理の実施に対する意見が挙げられています。



(3) 公園・自然環境の課題

- 市民意向を踏まえ、公園の適切な整備、維持管理に努めていく必要があります。
- 安らぎとうるおいのある市民生活の実現を図り、まちの魅力や財産として、公園や自然環境の保全や活用、拡充が必要です。
- 頻発・激甚化する自然災害発生時の避難場所や防災拠点等としての公園の活用に向け、防災機能等の整備が必要です。
- 本市の豊かな自然環境を守り・育てるとともに、森林資源をはじめとした自然資源の持続可能な利用・管理に努める必要があります。

3-6 自然災害

(1)吉野川市の現状

想定される災害

◇地震

- 近い将来、発生するといわれている南海トラフ巨大地震は、本市においても多大な被害を生じさせる可能性があります。

◇洪水

- 平成 16(2004)年の台風 23 号、平成 23(2011)年の台風 11 号の影響により、本市では甚大な内水による浸水被害が生じました。
- 今後、更なる自然災害の頻発・激甚化が想定され、市の平野部の大部分が河川の洪水浸水想定区域に含まれていることから、災害の危険性を踏まえたまちづくりを進めていくことが求められています。

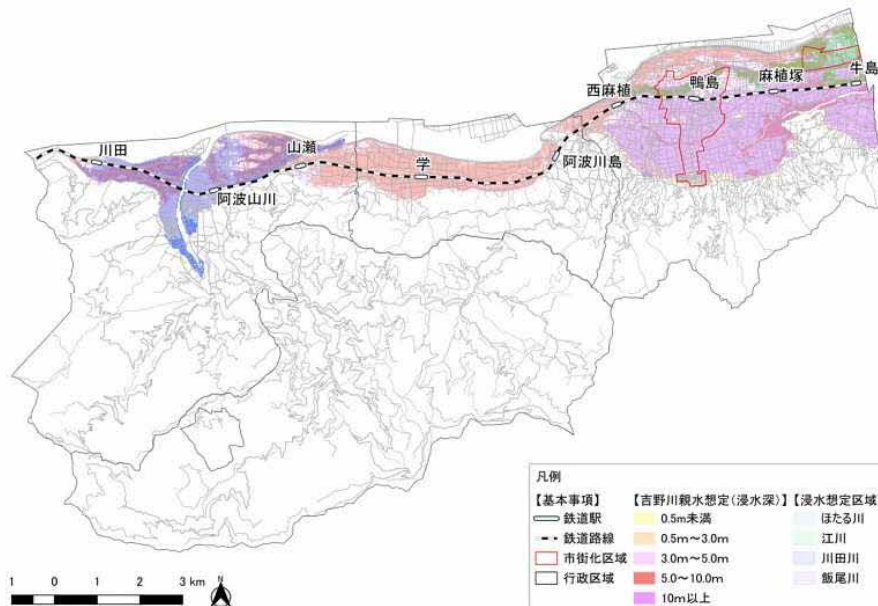


図 洪水浸水想定区域の重ね合わせ

出典:徳島県 GIS より作成

建物構造、建築年状況

- 木造率は72.3%と高く、全国(57.0%)や徳島県(65.8%)を上回る値となっています。
- 旧耐震基準建物率は、52.2%と高く、徳島県(31.9%)を上回る値となっています。
- 木造率、旧耐震基準建物率ともに美郷地域が最も高くなっています。

建物構造、建物建築年の状況(令和2年時点)

地域	建物総数(戸)			旧耐震(戸)	新耐震(戸)	不明(戸)	旧耐震基準建物率
	木造(戸)	木造率					
鴨島地域	14,668	10,255	69.9%	5,806	7,307	1,555	44.3%
川島地域	5,146	3,739	72.7%	2,084	2,487	575	45.6%
山川地域	10,013	7,217	72.1%	5,882	4,079	52	59.1%
美郷地域	1,886	1,709	90.6%	1,645	233	8	87.6%
市全体	31,713	22,920	72.3%	15,417	14,106	2,190	52.2%

出典:吉野川市

避難所・避難場所

- 本市は、災害への備えとして、指定避難所を77箇所(鴨島地域:27箇所、川島地域:14箇所、山川地域:20箇所、美郷地域:16箇所)、指定緊急避難場所を48箇所(鴨島地域:21箇所、川島地域:14箇所、山川地域:7箇所、美郷地域:6箇所)指定しています。
- 広域的な大規模災害の発生に備え、市民が安全に避難することのできる避難所・避難場所の確保が必要です。

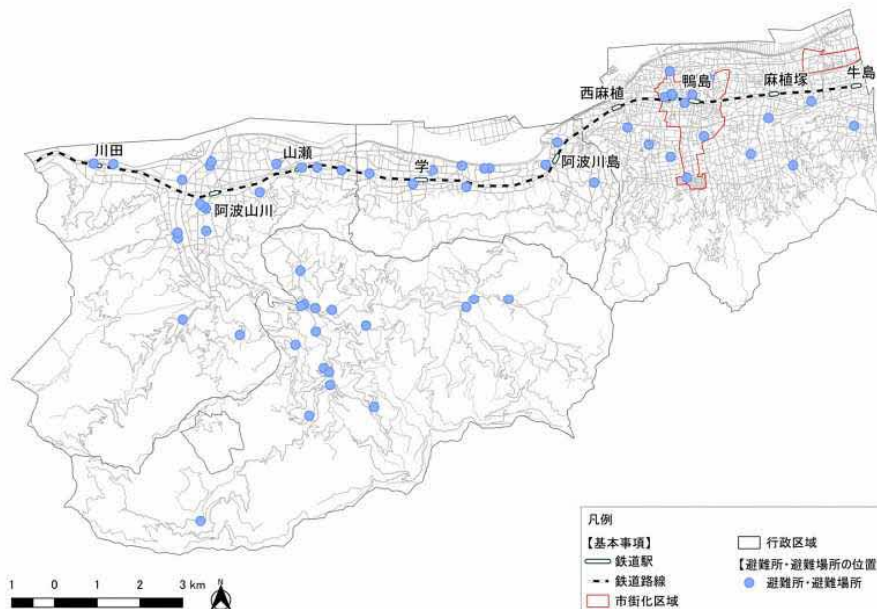


図 避難所・避難場所

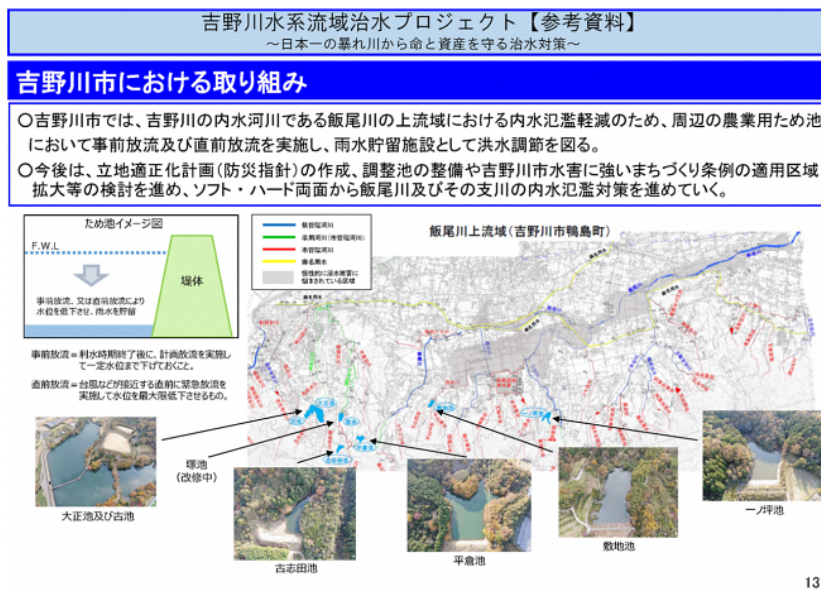
出典:国土数値情報

公共下水道、雨水管きよの整備

- 市内の公共下水道、雨水管きよの整備が進められ、市街化区域内における浸水被害の軽減を図っています。

吉野川水系流域治水プロジェクト

- 吉野川水系において、「吉野川水系流域治水プロジェクト」(令和3年3月)が公表され、流域全体で水害を軽減させる治水対策として、国や県、市町村等による取組が進められています。
- 本市では、周辺の農業用ため池において事前放流及び直前放流を実施し、雨水貯留施設として洪水調整を図る特徴的な取組を進めています。



13

図 吉野川水系流域治水プロジェクト

出典:国土交通省 四国地方整備局

市民への普及・啓発活動

- 市、防災関係機関、学校、自主防災組織等が連携を図りながら、市民の防災意識の向上に向けた啓発や防災訓練等が積極的に行われています。
- 広報紙、パンフレット等を利用した啓発、防災展の開催、社会教育の場や学校、防災対策要員(市職員、消防団員、自主防災組織、ボランティア)に対する防災教育が実施されています。

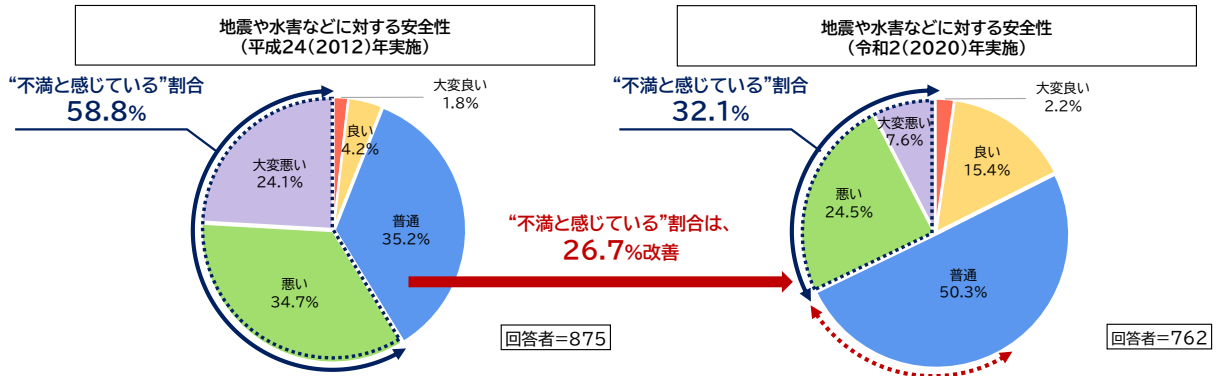


図 防災ハザードマップ

出典:吉野川市

(2)市民意向

- 居住地の地震や水害等に対する安全性の評価では、「不満と感じている人」は、約3割と低くなっています。
- 防災・減災に関する様々な施策が実施されており、前回調査結果から大幅な改善(「不満と感じる割合」は、平成 24(2012)年:58.8%、令和2(2020)年:32.1%)が示されました。更なる取組を進め、安全性を高めていく必要があります。
- 災害対策として洪水対策や浸水対策、避難場所の整備等の取組が必要とされています。



(3)自然災害の課題

- 局所的な大雨による水害の発生等頻発・激甚化する自然災害に対して、ハード・ソフトの両面からの防災・減災対策が必要です。
- 国や県と連携を図りながら、安全・安心なまちづくりに取り組むことが必要です。

3-7 都市施設・生活基盤

(1) 吉野川市の現状

汚水、下水処理人口普及率※

- 令和2(2020)年の汚水処理人口普及率は、73.1%と徳島県平均(64.6%)を上回っています。
- 下水処理人口普及率は、51.4%と徳島県平均(18.6%)を上回っています。
- 汚水処理人口普及率、下水処理人口普及率ともに、全国平均を下回る値と低くなっており、整備を進めていく必要があります。

※ 汚水、下水処理人口普及率：汚水処理人口普及率は「汚水処理施設(下水道、農業集落排水施設、合併処理浄化槽等)」の普及状況を示し、下水処理人口普及率は「下水道」の普及状況を示す。

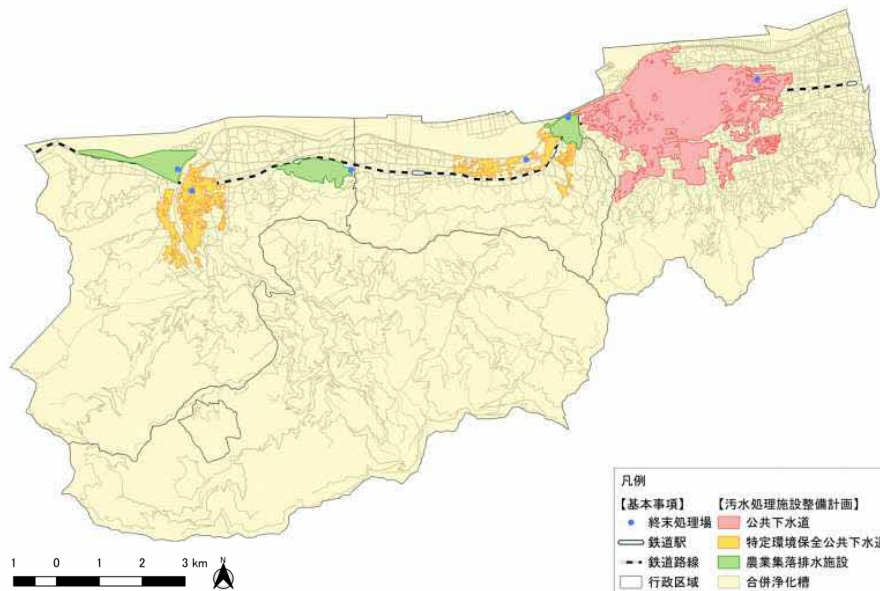


図 汚水処理施設整備計画図

出典：吉野川市汚水処理施設整備構想(令和4年3月)(吉野川市)

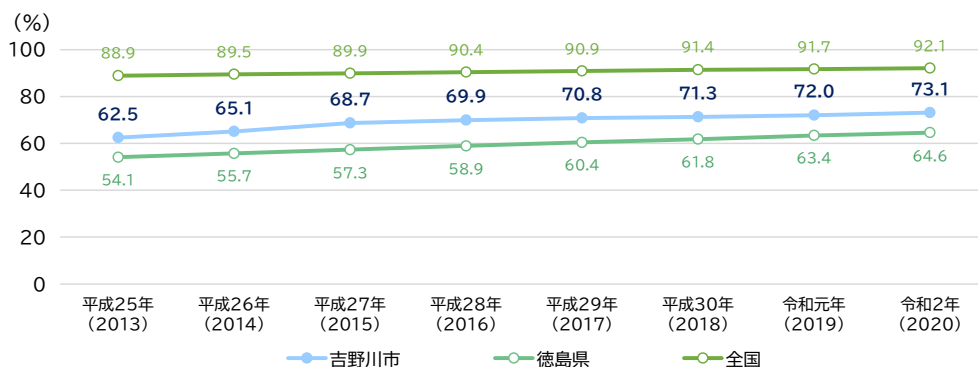


図 汚水処理人口普及率の推移

出典：徳島県市町村別汚水処理人口普及状況

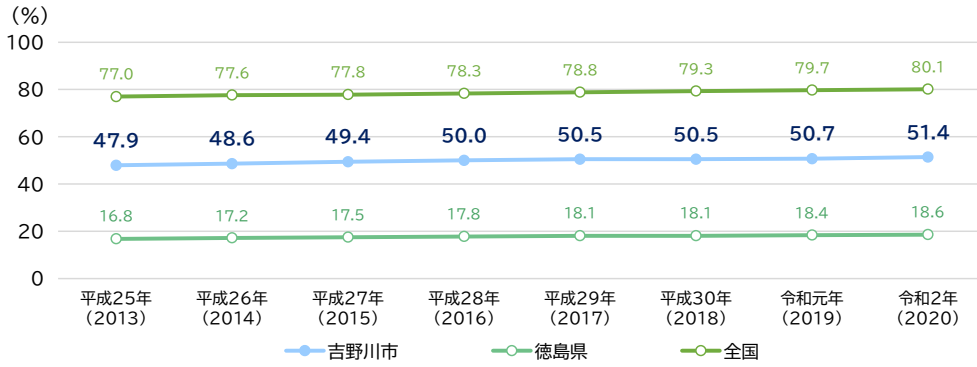


図 下水処理人口普及率の推移

出典：徳島県市町村別汚水処理人口普及状況

都市計画下水道

- 鴨島地域の公共下水道は、都市計画下水道として都市計画決定され、下水道施設として、「吉野川市鴨島中央浄化センター」、「吉野川市喜来ポンプ場」等が整備されています。

その他都市計画施設

- 本市では、都市計画施設として、「都市計画市場：鴨島地方卸売市場」、「都市計画火葬場：吉野川市斎場」、「都市計画ごみ焼却場：(仮称)吉野川市環境センター」の3施設が都市計画決定されています。
- (仮称)吉野川市環境センターは、令和7(2025)年に使用開始を計画されており、整備が進められています。

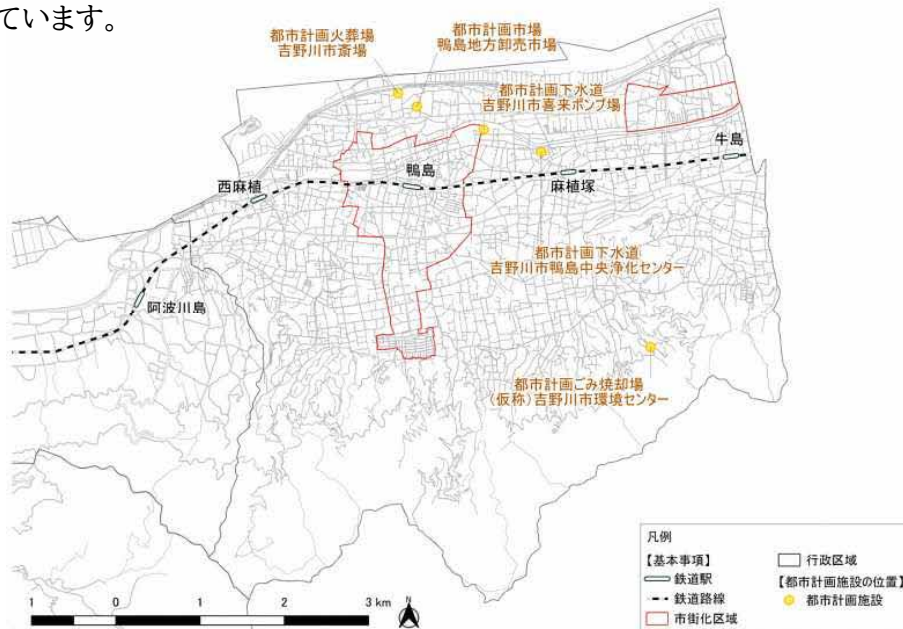


図 主な都市計画施設の位置

出典：吉野川市

(2) 都市施設の課題

- 下水道等の計画的な整備・更新が必要です。
- 都市計画施設の計画的な維持管理が必要です。

3-8 財政

(1)吉野川市の現状

過去10年間の歳出

- 過去10年間に於ける歳出の推移をみると、平成28(2016)年までは横ばい傾向でしたが、平成29(2017)年以降は増加に転じ、令和2(2020)年には、約252.4億円となっています。
- 平成29(2017)～令和元(2019)年における3年間の歳出をみると、「普通建設事業費※、災害復旧事業費※」が増加していますが、令和2(2020)年には、平成28(2016)年と同程度となっています。増加していた3年間は、吉野川市民プラザを含む鴨島駅前周辺地区の整備によるものです。
- 各種施設の更新、維持管理費の増加が見込まれる中で、人口減少や高齢化により、市税収入の減少や扶助費等の増加が予想されます。財政状況は、厳しさを増し、更に危機的状況となる可能性があります。

※ 普通建設事業費：道路、橋りょう、河川等の公共土木関係施設や消防施設、学校等の文教施設、公民館、公営住宅等の公共用施設の新設、増設、改良事業や不動産取得等の投資的な事業費のこと。

※ 災害復旧事業費：風雨、地震等その他の災害を受けた施設を原形に復旧するための事業費のこと。

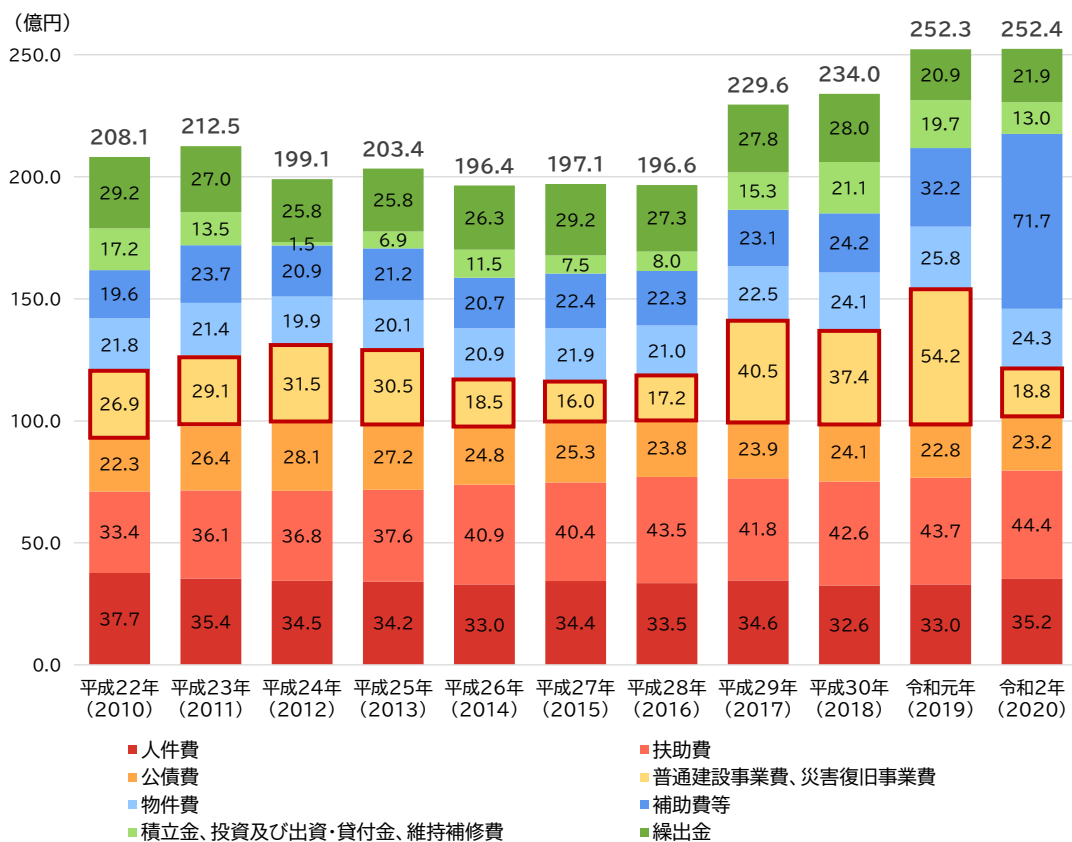


図 歳出の推移

出典：吉野川市

過去 10 年間の財政力指数

- 過去 10 年間における本市の財政力指数※は、ほぼ横ばいで推移しています。財政力指数は低く、財源に余裕があるとは言いがたい状況にあります。

※ 財政力指数：地方公共団体の財政力を示す指数で、基準財政収入額を基準財政需要額で除して得た数値の過去3年間の平均値のこと。財政力指数が高いほど、普通交付税算定上の留保財源が大きいことになり、財源に余裕があると言える。

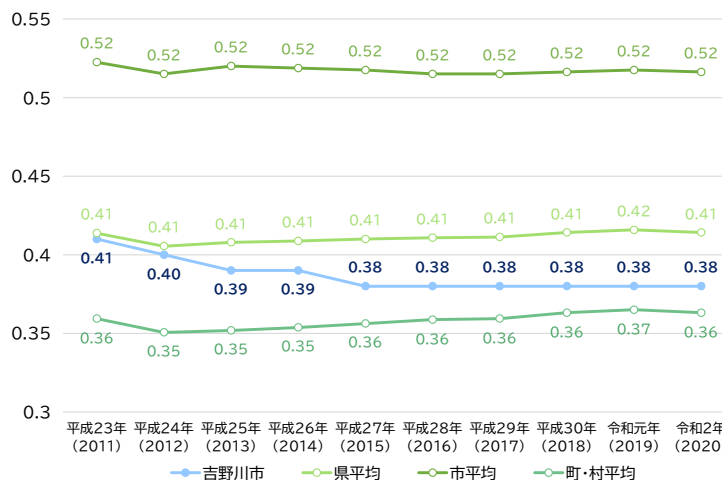


図 財政力指数の推移

(※各平均値は、単純集計により算出)

出典：総務省

過去 10 年間の経常収支比率

- 過去 10 年間における本市の経常収支比率※は増加傾向にあります。一般的に経常収支比率は70～80%が適正水準と言われており、本市は適正水準より高い値となっています。
- 平成 28(2016)年以降、9割を超える高い値で推移しています。市民のニーズに柔軟に対応していくために、引き続き事業の見直しや効率化を進める等、経常収支比率の改善を図っていきます。

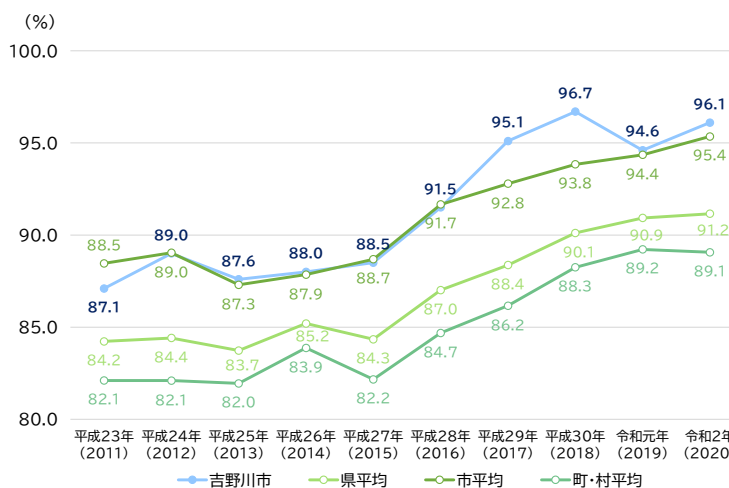


図 経常収支比率の推移

(※各平均値は、単純集計により算出)

出典：総務省

※ 経常収支比率：地方税、普通交付税のように用途が特定されておらず、毎年度経常的に収入される一般財源のうち、人件費、扶助費、公債費のように毎年度経常的に支出される経費に充当されたものが占める割合のこと。

公共施設の維持管理、更新費用

- 既存施設の老朽化等により、維持管理費、建て替えにかかる費用が増大しています。また、今後、耐用年数を迎える施設が増加し、大規模改修に莫大な費用が必要となります。
- 公共施設等総合管理計画では、現在保有している公共施設を今後も同じ規模で保有し続けた場合、令和3(2021)年から令和41(2059)年の39年間で必要となる改修・建て替え費用の見込み額は、年平均23億円となっています。また、各施設の個別施設計画に基づき、長寿命化等を実施した場合は、年平均16億円となっています。更に、現在保有しているインフラ施設を今後も同じ規模で保有し続けた場合の更新費用の見込み額は、年平均33億円(直近5年間の2.5倍)となっています。
- 今後、増加が想定される維持管理費、更新費用の削減に向けて、歳出の伸びを抑えるために、適切な施設の選択、効率的な維持管理が必要です。

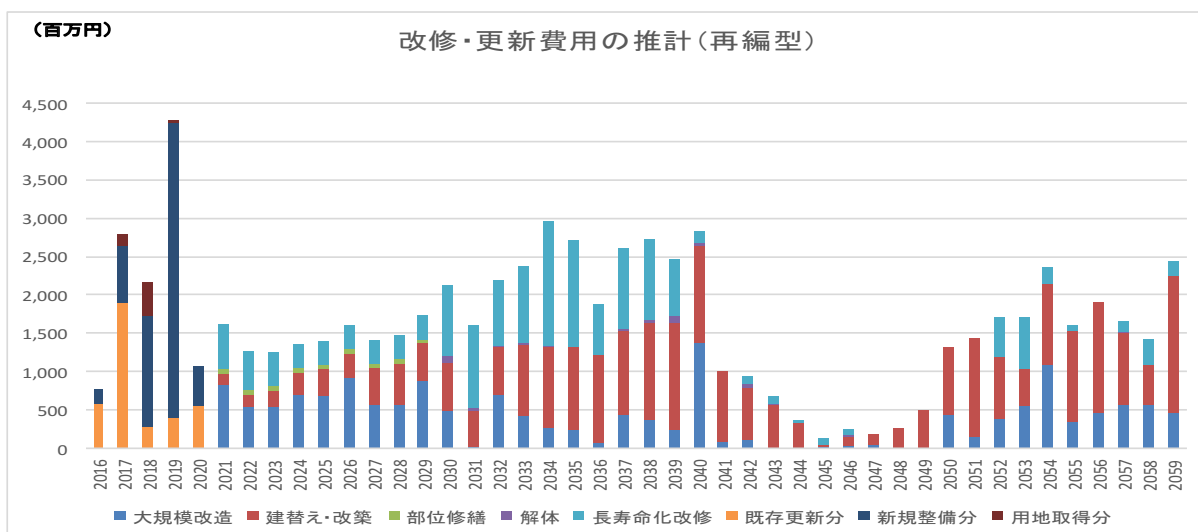


図 長寿命化を実施した場合の公共施設の改修・更新にかかる費用の予測

出典:吉野川市公共施設等総合管理計画(令和5年3月)(吉野川市)

(2)財政の課題

- 財政状況が厳しくなる中で、市民ニーズを踏まえた都市計画施設等の整備を図るとともに、施設の維持管理の効率化等により、維持管理費の縮小を図る必要があります。
- 多様化する市民のニーズに対応した、施設の選択・廃止の検討が必要です。

第2章 まちづくりの理念と目標

1 まちづくりの基本理念

全国的な人口減少局面を迎えるなかで、吉野川や高越山等の豊かな自然環境、鴨島地域を中心とした都市機能の集積、一般国道 192 号や JR 徳島線による県都徳島市や高速交通網へのアクセス利便性等の本市の“強み”を活かし、存在感を発揮するまちづくりに取り組みます。

そのようななかで、尽きることのない吉野川の水の流れとともに、活力やにぎわいのあるまちなかで、人々が躍動する持続可能なまちをめざして、まちづくりの基本理念を以下のように掲げます。



ひと・まち・かわの息吹を感じるまちづくり

～夢・未来が広がる「生活舞台 吉野川」の創造～

めざすまちのイメージ

- 豊かな自然に恵まれた環境のなかで、活力と魅力のある産業(雇用の場となる工業施設・商業施設、娯楽施設等)が適正に配置されたまち
- にぎわいのある中心部が形成されるとともに、生活利便性の高いエリアに人口の集積が進むまち
- 中心部と各地域の住まいの場が交通ネットワークで結ばれ、多様な生活パターンを実現できるまち
- 安全・安心、快適な生活の場として、生活基盤整備等が充実したまち

2 まちづくりの基本目標

まちづくりに示した基本理念やめざすまちのイメージを踏まえ、本計画におけるまちづくりの基本目標を、以下のように定めます。

基本目標

1

豊かな自然と田園、生活の場が調和する快適なまちづくり

吉野川や高越山等の優れた自然に囲まれる本市の特性を活かしつつ、豊かな農業生産の場の保全、商工業・サービス業等の産業集積、良好な生活基盤の整備を促し、本市全体として、自然・田園・生活の場として調和のとれたまちづくりをめざします。

基本目標

2

コンパクトで活力とにぎわいのあるまちづくり

吉野川中流域における生活拠点として、生涯を通して多様な選択が可能な生活の場となるように、コンパクトシティ・プラス・ネットワークによるまちづくりに取り組み、活力やにぎわいのあるまちづくりをめざします。

立地適正化計画に基づいた居住や都市施設の適切な誘導により、本市の中心となる鴨島駅周辺における商業振興や居住空間としての充実に取り組み、活力とにぎわいを創出し、住みやすく持続可能なまちづくりを進めていきます。

あわせて、地域の特性を踏まえた生活基盤整備を進めるとともに、多様な移住・定住促進施策の推進を図り、生活の場として選ばれる吉野川市をめざします。

基本目標

3

地域の個性の発揮と多様な連携を促す快適なまちづくり

人口減少や少子高齢化等の課題に対応し、各地域の活性化を図るため、日常生活拠点の形成により、コンパクトシティ・プラス・ネットワークによるまちづくりに努めます。

各地域の生活拠点の形成に当たっては、地域の個性や特徴を活かしつつ、日常生活サービスの充足を図る等、利便性・快適性の高い空間形成をめざします。

また、鴨島駅周辺を中心とする拠点と各地域の生活拠点を結ぶ公共交通ネットワークの形成等による連携強化を図り、だれもが移動しやすく、歩いて暮らせるまちづくりをめざします。

基本目標

4

まちの魅力を高める美しい自然と景観に囲まれたまちづくり

吉野川や高越山等をはじめとした豊かな自然に囲まれた、安らぎのある生活環境を活かし、住み心地の良いまちづくりをめざします。また、自然環境の保全・活用、地域の様々な魅力ある資源の活用により、観光・交流人口の増加を図るとともに、住む人や訪れる人が吉野川市の魅力を感じるまちづくりをめざします。

さらに、地域固有の産業振興、歴史・文化の継承や創出に努めるとともに、まちの将来を担う子どもたちの地域に対する理解を深めることで、地域への愛着を高め、個性あるまちの創出をめざします。

基本目標

5

災害に強く安全で安心して暮らせるまちづくり

本市に甚大な被害をおよぼす可能性のある南海トラフ巨大地震や吉野川の洪水対策に取り組むとともに、頻発・激甚化する自然災害の被害抑制・軽減に向けて、関係機関との連携を図りながらハード・ソフト両面からの対策を進め、災害に対して強靱なまちをめざします。

また、大規模災害発生時に迅速かつ適切な行動が取れるように、地域の防災体制の強化や情報伝達手段の充実、事前復興の取組等を進めていきます。

基本目標

6

だれもが住みやすく、住み続けたいまちづくり

まちづくりの主役である市民の主体的な活動を促すとともに、市民と行政の協働によるまちづくりを進めていきます。

また、計画づくりや計画の実施、計画の評価の各段階における市民の積極的・継続的な参画を促す体制づくりに取り組み、市民が主役となるまちづくりをめざします。

市民一人ひとりがまちづくりに参加し、地域への誇りや愛着を高め、今よりも住みやすく、今後も住み続けたい、住まいの場として選ばれる吉野川市をめざします。

3 将来人口目標

平成 25(2013)年度に作成した吉野川市都市計画マスタープランでは、令和5(2023)年の目標人口を約 39,000 人と掲げていました。令和2(2020)年時点の本市の総人口は 38,772 人となっており、目標値を下回っている状況にあります。

全国的な人口減少社会を迎えているなかで、今後も人口減少を避けて通ることは困難ですが、まちの活力や魅力を高め、人口減少傾向に歯止めをかけることをめざしていきます。

そのため、吉野川市人口ビジョン(令和2年3月)が示す将来推計人口を基本に、本計画の目標年度(令和 25(2043)年)の目標人口を 33,000~34,000 人、中間目標年度(令和 15(2033)年)の目標人口を 29,000~31,000 人とします。



図 将来目標人口

出典：国立社会保障・人口問題研究所：日本の地域別将来推計人口(平成 30 年3月推計)
吉野川市人口ビジョン(令和2年3月改定)

※ シミュレーション1~3は、社人研推計準拠において、合計特殊出生率が令和 17(2035)年までに 2.07(人口置換水準程度)まで上昇し、令和 7(2025)年以降は移動(純移動率)が均衡になると仮定した場合の人口を推計したもの。

4 将来都市構造

「まちづくりの基本理念」や「まちづくりの基本目標」の実現に向け、計画的な土地利用と地域資源の保全・活用の基盤となる『エリアの形成』、地域の特色を活かしたまちづくりに向けた『拠点の形成』、市域の一体化と市内外の交流を促す『軸の形成』の視点ごとに方針等を定め、将来都市構造を明確にしていきます。

4-1 エリアの形成

基本的な方針

都市計画法や農業振興地域の整備に関する法律等、各種法制度の適切な運用により、市街地、農地、自然地が調和したまちづくりに努めます。

市街化区域以外の農地については、農地の保全を基本としながら、周辺地域との調和を図りつつ、地域の活性化につながる土地利用を促します。

地域の特性や資源を活かしながら、地域の活力や居住環境の維持・向上をめざし、コンパクトシティ・プラス・ネットワークのまちの実現に向けた取組を進めていきます。

対象箇所と方向性

(1)にぎわい形成エリア(対象箇所:市街化区域)

市街化区域をにぎわい形成エリアとして位置づけ、都市機能の集積を図ります。

(2)くらしとうるおい形成エリア(対象箇所:市全体)

市街化調整区域及び川島、山川、美郷地域の各居住エリアをくらしとうるおい形成エリアとして位置づけ、生活空間と田園空間の調和を図ります。

(3)みず／みどり環境保全エリア(対象箇所:市全体)

市全体に広がる豊かな自然は、市の貴重な財産として、また、観光資源として保全・活用に努めます。

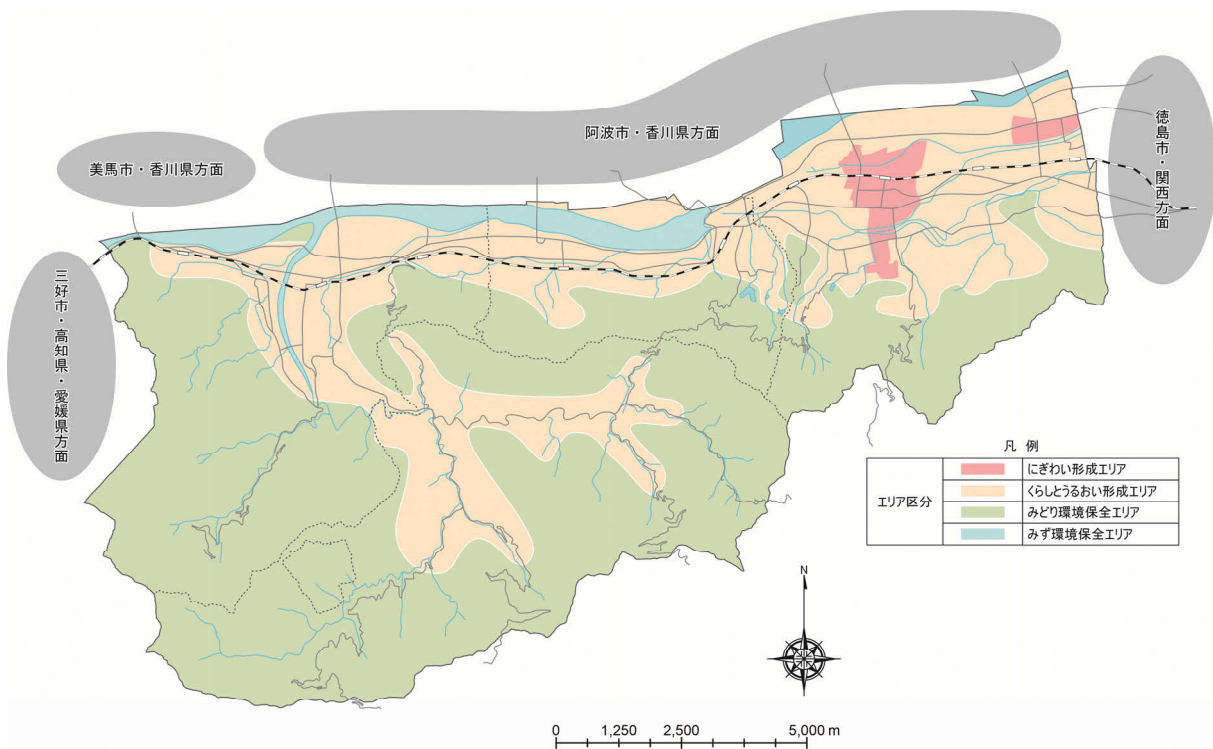


図 エリアの形成

4-2 拠点の形成

基本的な方針

人口減少、少子高齢化への対応として、快適に生活ができる生活範囲を基本としたコンパクトシティ・プラス・ネットワークの都市構造の構築をめざします。

そのため、各地域の中心部における、地域の特色を活かした都市機能や生活拠点の形成を図るとともに、既存の工業集積や観光施設、自然資源等を活かした拠点形成を促します。

対象箇所と方向性

(1) まちなか拠点

鴨島駅周辺は、周辺市町も含めた生活圏のまちなか拠点として、また、にぎわいや活力の核となる拠点として、都市機能の充実を図ります。

立地適正化計画において、都市機能誘導区域と設定された区域については、都市機能の集積を促します。

既存の商業施設等をはじめとした都市機能の維持や更新等による利便性の向上に努めます。また、地元商店街関係者や利用者ニーズに対応した、空き店舗や空き地の活用等を進め、市の商業の中心として魅力ある商店街等の活性化を図ります。

(2) まちなか生活拠点

公共交通の利便性が高く、将来的にも一定程度の人口の維持が期待できる地域を位置づけ、市民の居住を促します。

特に、立地適正化計画において、居住誘導区域として設定された区域については、生活環境の整備や各種の誘導施策に基づき、長期的な視点で人口の集積を促していきます。

(3) 暮らし拠点

地域住民の日常生活サービスの維持・充実に向け暮らし拠点として、機能集積を図ります。

また、美郷地域の中心部は、地域住民の暮らし拠点に加え、来訪者のふれあい・交流拠点として、機能集積を図ります。

(4) しごと拠点

牛島地区の既存の工業集積や商業施設の立地を活かし、しごと拠点の形成をめざします。

(5) みずとみどりの拠点

主要な公園・緑地、水辺等は、水や緑とのふれあいの場として、豊かな自然を感じることでできる拠点の形成をめざします。また、地域の貴重な観光資源として、保全・活用を図ります。

(6) ふれあい・交流拠点

主要な自然資源や公園、温泉、神社仏閣、日本遺産構成文化財、文化施設等の観光・交流施設では、それぞれの資源の個性を活かした拠点の形成をめざします。また、令和2(2020)年に新設された吉野川市民プラザは、多様な機能を兼ね備え、地域のふれあいやにぎわいのある交流拠点として積極的な活用を図ります。

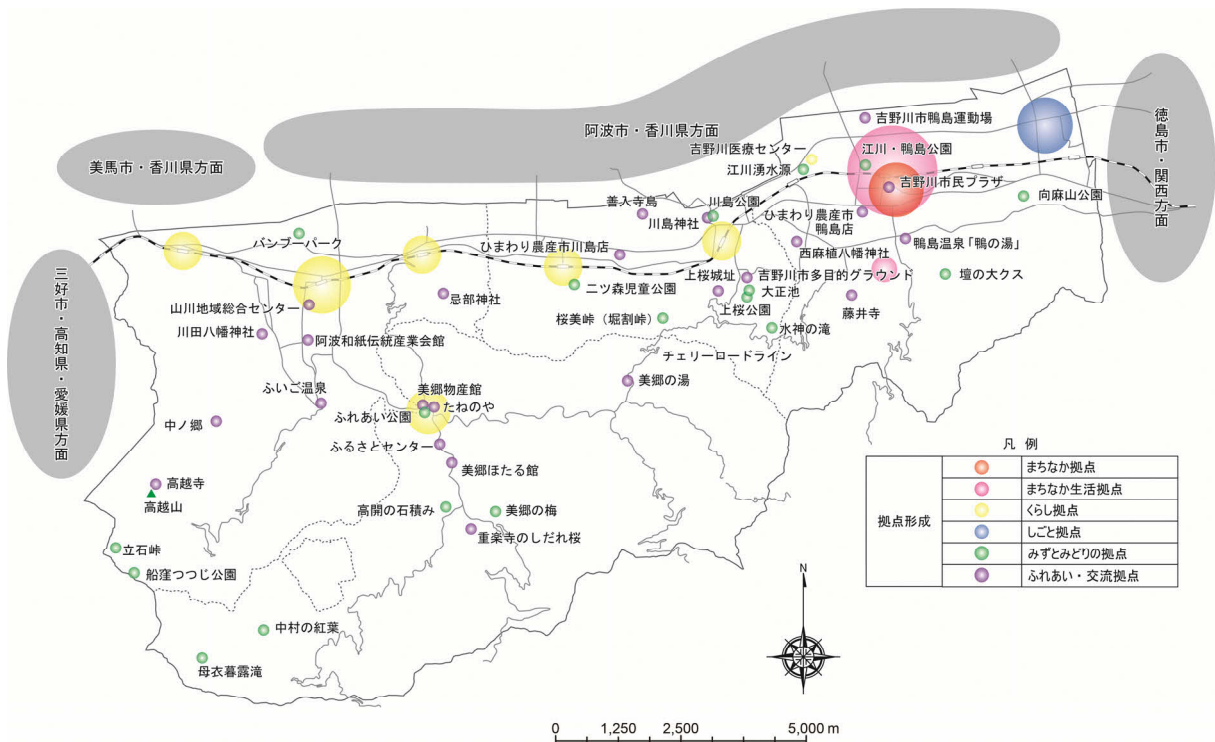


図 拠点の形成

4-3 軸の形成

基本的な方針

市内外の骨格となる道路網や公共交通網を広域連携軸として位置づけ、生活・交流基盤としての活用を図ります。また、まちなか拠点やまちなか生活拠点、くらし拠点等を結ぶ道路・公共交通ネットワークの強化を図り、一体的な都市の形成を図ります。

河川や山並み等の連続性を有する自然は、本市を特徴づける貴重な資源として、その保全と活用を図ります。

対象箇所と方向性

(1) 広域連携軸

一般国道 192 号・国道 318 号、JR 徳島線等の骨格となる道路網・公共交通網を広域連携軸として位置づけ、市内外の交流を促します。

(2) 地域間連携軸

拠点間やゾーン間を結ぶ道路網・公共交通網を地域間連携軸として位置づけ、市域の連携強化を促します。

(3) 交流連携軸

吉野川に架かる個性ある橋りょうや主要な観光地等へのアクセスとなる道路網は、周辺市町との交流や連携の基盤として位置づけ、充実整備を促します。

(4) 水／緑の軸

吉野川をはじめとした河川や市域の南側に連なる山並みを水と緑の軸として位置づけ、その保全・活用に努めます。

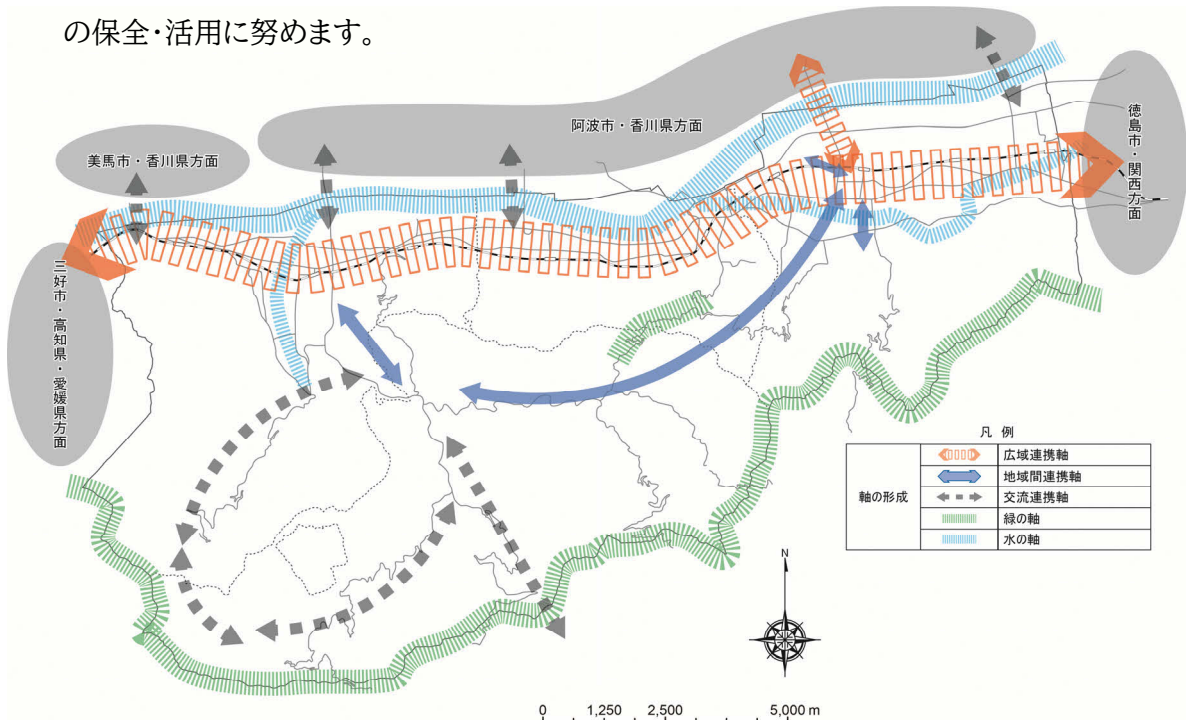
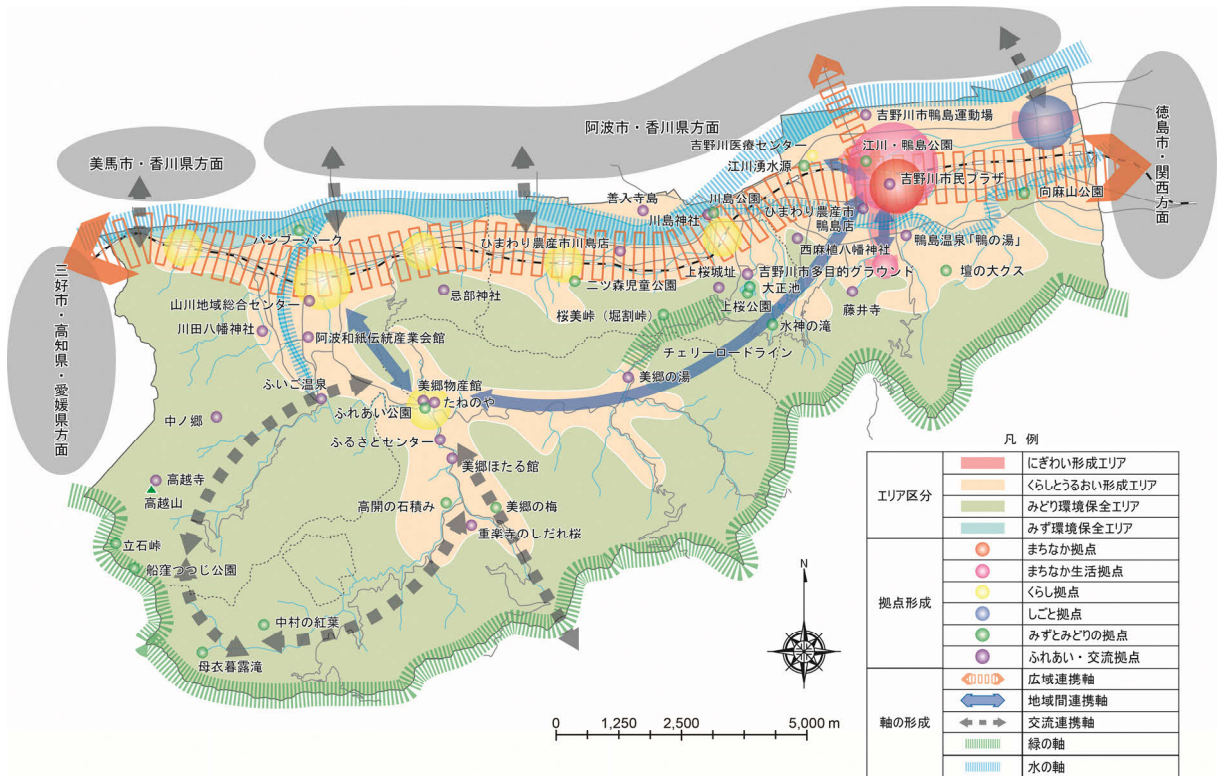


図 軸の形成

4-4 将来都市構造図

『エリアの形成』、『拠点の形成』、『軸の形成』の視点から、本市の将来都市構造図を以下のように設定します。



将来都市構造図

【凡例の説明】

エリア区分:都市の形成において基盤となる土地利用の考え方の基礎として「エリア区分」を行います。

拠点形成:生活を支える機能の集積や市を特徴付ける資源等を「拠点」と位置づけ、それぞれの地域特性に応じたまちづくりの核となります。

軸の形成:道路や公共交通網等を「軸」と位置づけ、都市の骨格を形成し、拠点間や市内外の連携を高める基盤となります。

第3章 まちづくりの基本方針

1 土地利用の方針



1-1 土地利用の基本的な考え方

良好な生活環境に囲まれた コンパクトシティ・プラス・ネットワークのまちの実現をめざします

本市は、一般国道 192 号沿いを中心に開けた市街地や農地を、吉野川や高越山等の豊かな自然環境が取り囲み、豊かな自然と都市機能が両立した良好な生活環境にあるといえます。

今後、人口減少・少子高齢化が進むなかで、立地適正化計画に基づき、居住や都市機能の維持・集積を促し、コンパクトシティ・プラス・ネットワークのまちの実現をめざした計画的な土地利用を推進します。

また、市の活性化につながる新たな土地利用については、周辺の自然環境や田園環境へ配慮しながら、適切な規制・誘導を図ります。

1-2 土地利用に関する方針

(1) 土地利用区分ごとの方針

【市街地】

① 商業・業務系土地利用

- 鴨島駅周辺から一般国道 192 号沿いに広がる商業・業務施設等の集積が進んでいる地域は、本市のまちなか拠点としての役割を担うことから、商業振興施策との連携のもと、都市機能の維持・誘導や土地の有効利用を積極的に進め、商業・業務地の核となるにぎわいの形成と市民の多様な活動の場としてのまちなか拠点の充実を図ります。
- 鴨島駅周辺の商店街の空き店舗や空き地の有効活用により、商店街としての魅力を取り戻し、中心部の活性化を図ります。



一般国道 192 号



駅前通り商店街
(鴨島駅前)



銀座商店街
(鴨島駅前)

- 山川、川島、美郷地域の各中心部は、地域生活を支える商業施設や行政サービス機能等の維持・集積により、暮らし拠点としての機能強化を図ります。
- 吉野川市民プラザは、中心市街地における多様な都市機能を担う施設であるため、地域のふれあいやにぎわいのある交流拠点として積極的な活用を図ります。



吉野川市民プラザ

②沿道商業系土地利用

- 一般国道 192 号、318 号及び 193 号の主要幹線道路、主要地方道徳島鴨島線等の沿道は、各拠点と一体となって市民生活を支え、来訪者へのサービス向上に寄与する商業・業務地の適正な形成を促進します。また、背後地の住環境や田園環境に配慮しながら、沿道サービス施設等の適正な立地を促し、にぎわいあふれる軸の形成を図ります。

③住居系土地利用

- 長期的な視点を持ち、立地適正化計画に基づく居住誘導区域への適切な居住の促進を図り、居住地としての良好な環境の保全に努めます。
- 各地域の災害リスクの細やかな周知を図るとともに、安全な地域への居住の促進を図り、適切な土地利用を推進します。
- 人口減少等により増加する空き家・空き地の有効活用や、老朽化により倒壊等の危険性が高い建物の除却等を促進し、安全で質の高い住宅地の形成を図ります。
- 人口減少を軽減するために、多様な施策と連携を図り、移住・定住を促す住宅地の充実に努めます。

④工業系土地利用

- 雇用機会の創出による定住人口の確保や地域の活性化等に向け、工業系土地利用の有効活用を図ります。
- 南海トラフ巨大地震をはじめとする自然災害の防災・減災対策として、沿岸部の工場等が内陸部へ移転・分散する動向を踏まえ、本市の交通利便性や良好な生活環境等の PR を図り、新たな企業誘致につなげます。
- 牛島地区の鴨島工業団地及び鴨島中央工業団地については、更なる企業誘致の推進に努め、本市のしごと拠点としての機能強化を図ります。



鴨島中央工業団地

【農地・集落地】

⑤田園居住系土地利用

- 市街地の周辺に広がる農地は、食料の生産基盤であるとともに、都市の貴重な緑の空間として保全を図ります。
- 後継者・担い手の減少等により市内に増加しつつある遊休農地は、農業振興施策との連携のもと、地域の中心経営体に集約・集積を図ります。
- 農地から都市的土地利用への転換は、農業振興施策との整合のもと、市の活性化や周辺環境との調和を前提とし、農地の無秩序な開発を抑制します。
- 河川沿いや山間部に分布する集落は、周辺の自然環境や田園環境との調和を図りながら、豊かな住環境の保全・形成に努めます。

⑥自然系土地利用(森林・河川)

- 本市の大部分を占める森林は、水源かん養や洪水防止機能、多様な生き物の生息・生育地等の多面的な機能を有することから、積極的な保全・活用を図ります。
- 本市の自然を代表し、市民の誇りとなっている吉野川や高越山等の豊かな自然環境を守り、次世代へと継承します。また、これらみずとみどりの拠点を含む自然環境は市の貴重な観光資源であり、市民や来訪者が水や緑と親しむ場として保全・活用を図るとともに、積極的なPRに取り組みます。

(2)適正な土地利用の規制・誘導に関する方針

【市街化区域】

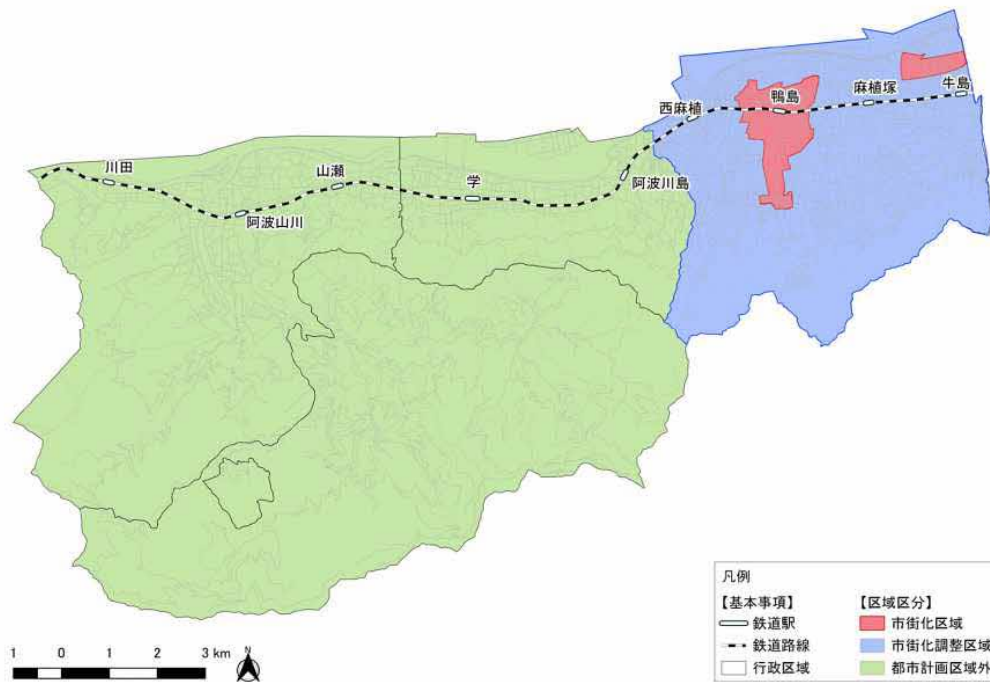
- 立地適正化計画に基づき、適切な都市機能の集積・維持やまちなかへの居住の促進を図ります。
- 本市の活性化に寄与する新たな施設の立地等、市民生活の向上に資する新たな土地利用が生じる場合は、適正な用途地域の指定や見直しを図ります。

【市街化調整区域】

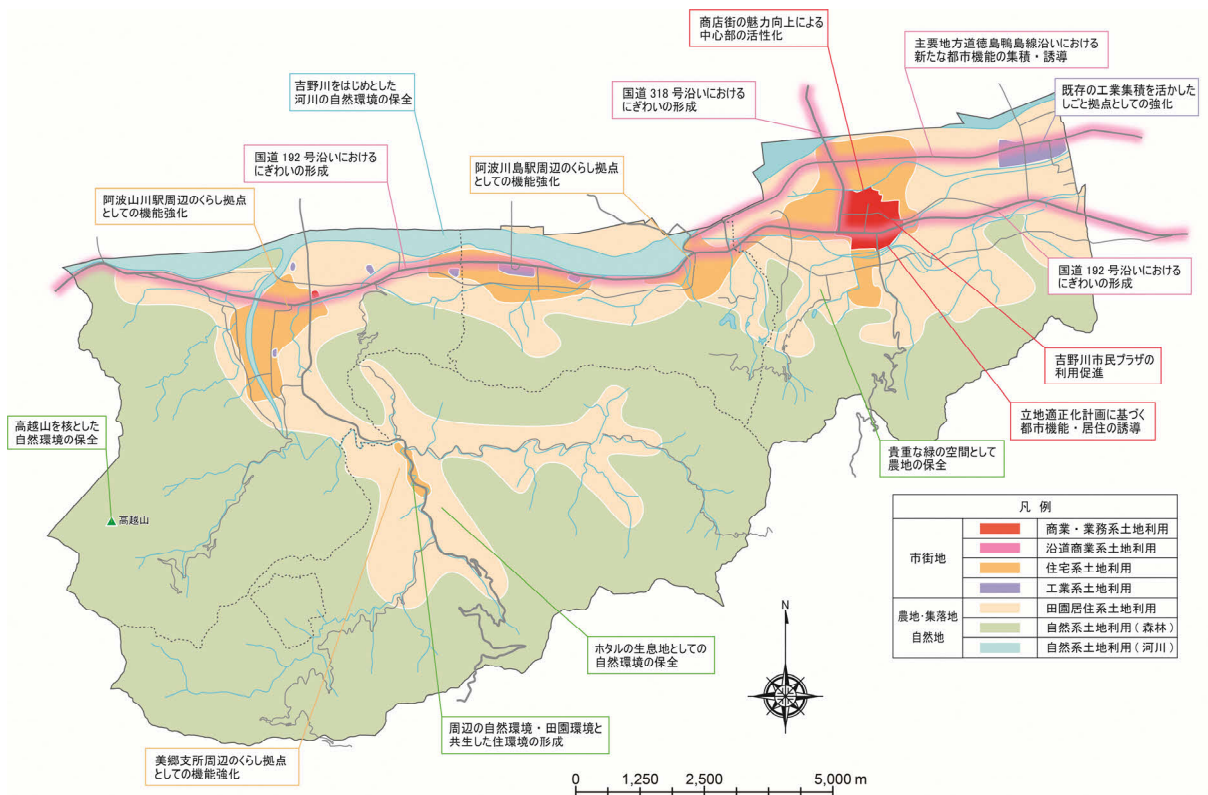
- 市街化調整区域は、立地適正化計画に基づく都市構造や豊かな自然との共生に向け、基本的には開発を抑制します。
- 都市計画法の改正に伴い、市街化調整区域における「災害リスクの高いエリア」での開発が厳格化されたことを踏まえ、開発許可制度等の適切な運用に取り組みます。
- 市の活性化につながる新たな土地利用需要が生じた際には、地区計画制度の活用等による計画的な整備を検討します。

【都市計画区域外】

- 都市計画区域外の地域については、農業振興施策等との連携のもと、田園環境や自然環境の保全を基本に、良好な住環境の形成を図ります。



吉野川市 区域区分



土地利用方針図

2 道路・公共交通の整備方針



2-1 道路・公共交通の整備の基本的な考え方

都市の利便性や活力を支える快適な交通ネットワークの形成を進めます

本市の交通体系は、広域的な移動を支える一般国道 192 号、318 号等の主要幹線道路、主要地方道徳島鴨島線等の地域間を結ぶ県道や市道、JR 徳島線やバスの公共交通によって構築されています。

市域内外を結ぶ道路・公共交通は、通勤・通学の移動手段や日常サービスの享受等、都市の利便性や活力を支え、コンパクトシティ・プラス・ネットワークのまちの形成において重要な役割を担うことから、関係機関と連携を図りながら、計画的な道路の整備や維持管理、公共交通の維持・充実に努めます。

また、本市の“強み”である、高速交通網へのアクセス利便性の更なる機能発揮に向け、市域内外のネットワークの強化を図るとともに、身近な生活道路の安全性や快適性の向上、災害に強い道路網の形成等、良好な交通体系の構築を図ります。

少子高齢化が進む中で公共交通の役割が高まることから、本市の特性や市民ニーズ等を踏まえて、持続可能な公共交通を検討します。

2-2 道路・公共交通の整備方針

(1)都市の利便性や活力を支える道路網整備

①幹線道路の整備方針

- 一般国道 192 号、318 号等の主要幹線道路を骨格とした良好な道路ネットワークの形成を図ります。
- 主要地方道鴨島神山線、主要地方道神山川島線等の幹線道路については、関係機関との連携のもと、適切な整備・維持管理を促進します。
- 高速交通網へのアクセス性を高める道路ネットワークの形成を検討し、利便性の更なる機能発揮を図ります。
- 災害時の避難・救助や物資供給等の応急活動のための緊急車両の通行を担う重要な路線の適切な整備を促進します。



一般国道 192 号



一般国道 318 号



一般国道 193 号

②地域内の主要道路の整備方針

- 生活範囲を基本としたコンパクトシティ・プラス・ネットワークによるまちを支える交通体系として、まちなか拠点と各くらし拠点、生活の場を結ぶ道路網の充実を図ります。

③生活道路の整備方針

- 狭あいな生活道路は、基準に適合する構造への改良に取り組む等、安全で快適な道路空間の形成を図ります。
- 見通しの悪い交差点や通過車両の多い生活道路においては、箇所に応じた効果的な対策を検討します。また、生活道路への車両の流入抑制やスピード抑制を促す工夫を検討します。

④観光・交流を促す周遊ネットワークの整備充実

- 観光振興や交流人口の拡大をめざし、みずとみどりの拠点やふれあい・交流拠点を結ぶ周遊ネットワークの充実を図ります。

⑤都市計画道路の整備方針

- 事業未着手の都市計画道路は、都市計画決定された当時から社会情勢や周辺道路網の変化等が生じていることを踏まえ、必要性や実現性の検証を行い、存続・見直し・廃止等の方針を定めます。

(2)安全で快適な道路環境の整備

- 幹線道路の整備にあたっては、歩行者や自転車通行空間の確保を図るとともに、状況に応じて植樹帯や街灯を設ける等、安全で快適な道路空間の形成を促進します。
- 主要な交通施設と公共公益施設を結ぶ道路等におけるバリアフリー化に取り組む等、円滑な移動が可能となるネットワークの形成を図ります。
- 交通事故が多発する危険な交差点等においては、関係機関と連携して、対策を促進します。



自転車通行可の標識がある歩道

(3)公共交通機関の維持・充実

- コンパクトシティ・プラス・ネットワークのまちの実現を支える交通体系として、地域の実情やニーズに合った公共交通機関の充実と利用促進を図ります。
- 主要な交通施設の利便性の向上等、交通結節点としての機能強化を図ります。



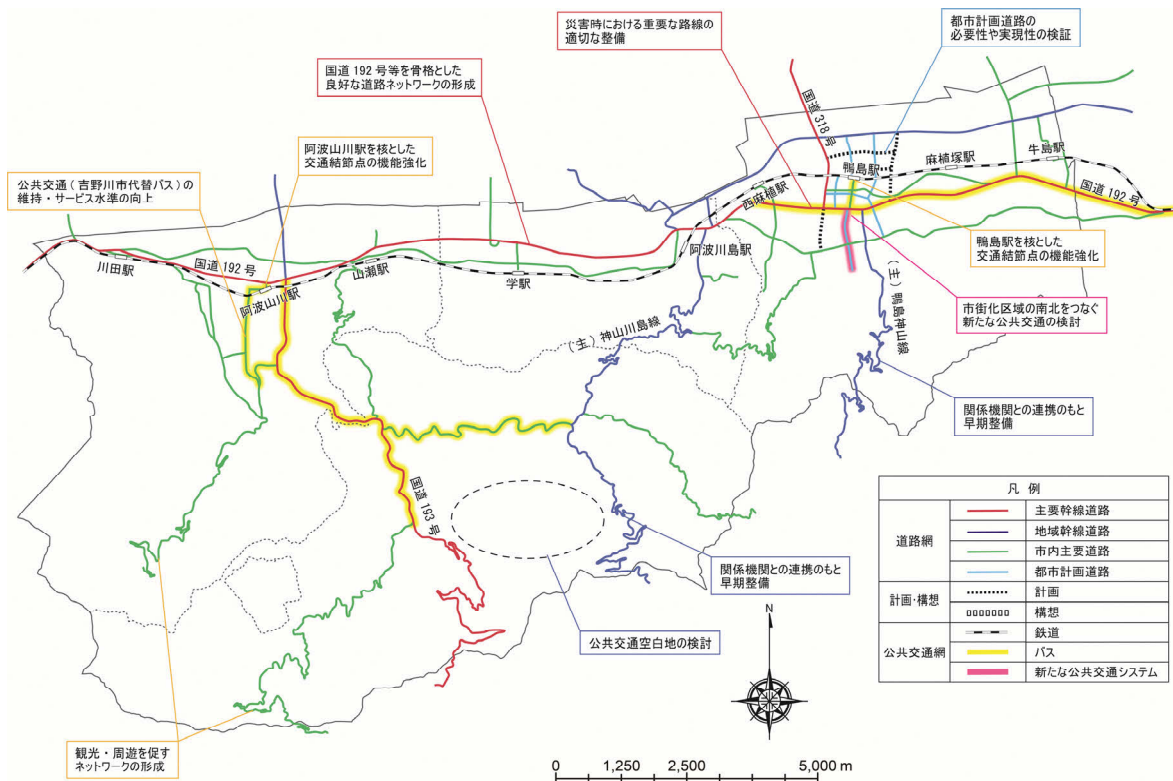
鴨島駅前広場

- 交通弱者の方を含めて全ての市民が安心して暮らしていけるまちをめざし「吉野川市版地域公共交通システム」の構築を図ります。
- 高齢者の日常生活における移動手段の確保等に向け、吉野川市代替バス等を含めサービスを検討し、利便性の向上を図ります。



吉野川市代替バス

- 地域の暮らしと産業を支える移動手段を確保するため、地域公共交通計画の策定を検討し、既存の公共交通の再編や見直しによる利便性の向上を図ります。
- 吉野川医療センター等の拠点施設へのアクセスの確保等、生活利便性を高める公共交通の充実を検討します。
- 公共交通空白地の解消や持続可能な公共交通の確立に向け、新たな公共交通体系を検討します。



道路・公共交通の整備方針図

3 公園・緑地の整備方針



3-1 公園・緑地の整備の基本的な考え方

市民に親しまれ、安らぎとうるおいを生み出す 公園・緑地の整備を進めます

本市の都市計画公園は、総合公園が1箇所(向麻山公園)、街区公園が3箇所(西麻植児童公園、喜来児童公園、呉郷公園)で、計画決定面積は22.39ha、供用面積は9.89haと整備率は約4割程度に留まっています。また、江川・鴨島公園や上桜公園、バンブーパーク等、市内の各地に市民の憩いの場、観光資源となる魅力ある公園・緑地が整備されています。

既存の公園・緑地の適切な維持管理やオープンスペースにおける緑化の推進等に努め、市民に親しまれ、安らぎとうるおいを生み出す公園・緑地の充実に取り組みます。

また、市を取り囲む豊かな自然は、市民生活に安らぎとうるおいを与えてくれる空間として、その保全や活用に努め、水や緑を感じられるまちをめざします。

公園・緑地は日常利用のみに限らず、自然災害発生時の避難場所や復旧・復興期の活動拠点等としての活用を見据え、防災機能の確保・強化等を検討します。

3-2 公園・緑地の整備方針

(1)都市計画公園の利用促進

- 総合公園(向麻山公園)は、遊具やテニスコートをはじめとした市民の様々なレクリエーション活動の場として、施設の充実やバリアフリー化等により、都市計画公園としての機能向上を図ります。また、季節に応じた草花が咲き、市民が憩い、多くの来訪者を集める観光資源のひとつとして、適切な維持管理・保全、PR強化を図ります。
- 街区公園(西麻植児童公園、喜来児童公園、呉郷公園)は、市民の身近な公園として、施設の適切な維持管理や更新に努め、市民の利用を促進します。



向麻山公園

(2)地域の特性を踏まえた公園・緑地の整備・活用

- 江川・鴨島公園や上桜公園、バンブーパーク、ふれあい公園等、市民の憩いの場となっている公園・緑地の適正な配置・規模の検討、維持管理や機能強化を図ります。
- 多様化するレクリエーション需要の変化を踏まえ、多くの市民が利用する公園・緑地として、施設の充実やバリアフリー化等の再整備を検討します。



江川・鴨島公園



上桜公園



バンブーパーク

(3)身近な緑の形成

- 公共施設や鉄道駅周辺等の多くの人々が訪れる場所の緑化に取り組み、安らぎとうるおいのある空間形成を図ります。
- 生活に身近な緑の充実に向け、民有地の緑化の支援を促すための支援制度等について検討します。

(4)市民との協働による緑化の推進

- 公園や道路の植樹帯における花の植え替え等への市民や地域団体の参加を促し、公園・道路に対する愛護精神を高めるとともに、市民との協働による日常の維持管理体制の構築をめざします。

(5)災害発生時の避難場所等としての公園の活用

- 自然災害発生時の避難場所や活動拠点としての公園の活用を見据え、防災機能の確保等について検討します。



4 河川・下水道の整備方針



4-1 河川整備の基本的な考え方

総合的な治水対策による安全なまちの形成を図ります

本市では、台風や集中豪雨等による浸水被害が頻発し、市民の生命や財産が危機にさらされることから、治水対策を求める多くの声があり、市内公共下水道や雨水管きよの整備により被害軽減に取り組んでいます。

河川改修や水路整備を進めるとともに、総合的な治水対策の推進により、安全なまちの形成を図ります。

また、豊かな水辺環境の保全と活用に向け、市民が水に親しむことができる空間整備に取り組みます。

4-2 河川の整備方針

(1)河川整備の促進

- 飯尾川や桑村川、ほたる川等の内水被害が頻発する箇所においては、関係機関との連携により、計画的な河川改修に取り組みます。
- 河川整備にあたっては、周囲の自然環境に配慮するとともに、水に親しめる空間整備を行う等、良好な水辺空間の形成を図ります。
- 関係機関と連携して、排水機場や貯留施設等の整備に取り組み、水害に強い安全なまちの形成を図ります。

(2)内水被害軽減対策の推進

- 毎年のように生じる内水被害は、市民の生命・財産を脅かしていることから、市内公共下水道や雨水管きよの整備をはじめとしたハード整備・ソフト施策を組み合わせ、減災対策を引き続き進めます。
- 「吉野川市水害に強いまちづくり条例」に基づき、市民が安心して暮らすことができる安全なまちづくりに取り組みます。

(3)流域治水対策の推進

- 吉野川流域治水プロジェクトに基づき、関係機関と連携を図りながら、吉野川水系の流域全体で水害の軽減をめざし、治水対策を検討します。また、本市の主要な対策として、農業用ため池を活用した治水対策「流域治水」を進めます。

4-3 下水道整備の基本的な考え方

衛生的で快適な生活環境の形成に向け下水道の整備を進めます

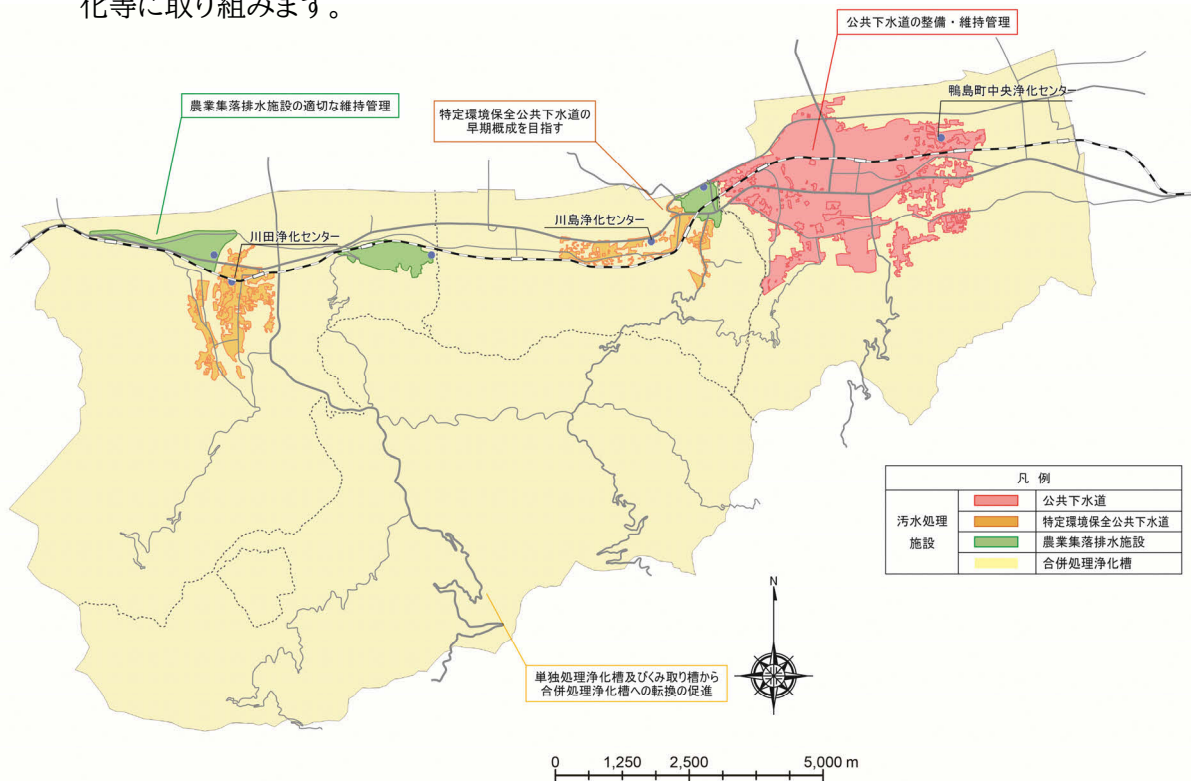
本市の下水道は、公共下水道、特定環境保全公共下水道、農業集落排水施設による整備が進められています。

今後も、衛生的で快適な生活環境や水資源の循環型社会の形成をめざし、計画的に下水道整備を進めます。

4-4 下水道整備に関する方針

(1) 下水道の整備推進と機能維持

- 「吉野川市汚水処理施設整備構想」に基づき、効率的かつ適正な汚水処理施設の整備を推進し、地域の水環境の健全化を促進します。
- 市街化区域の住環境の改善と定住基盤の確立として、計画的な公共下水道の整備(更新や耐震化等)や維持管理に取り組みます。
- 公共下水道(鴨島中央処理区)や特定環境保全公共下水道(川田、川島の2処理区)、農業集落排水施設(神後、山崎南、川田北の3地区)以外の地域では、それぞれの地域の実情に応じて、合併処理浄化槽等の汚水処理施設の整備を促します。
- 下水道の処理機能を維持するため、施設の適切な管理や計画的な老朽施設の更新、耐震化等に取り組みます。



下水道の整備方針図

5 その他の都市施設の整備方針



5-1 その他の都市施設の整備の基本的な考え方

市民の生活を支える都市施設の適切な運営に努めます

本市では、都市計画施設として、「都市計画市場：鴨島地方卸売市場」、「都市計画火葬場：吉野川市斎場」が整備されています。

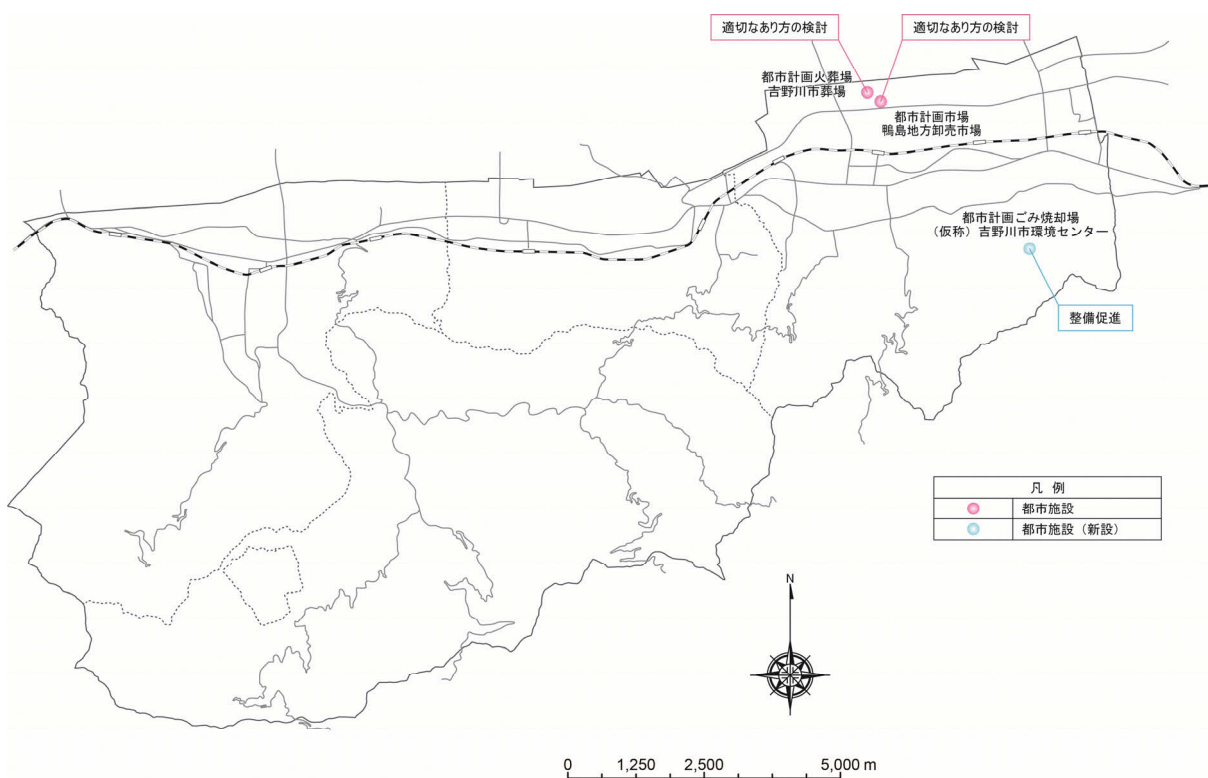
「都市計画ごみ焼却場：(仮称)吉野川市環境センター」は、令和7(2025)年に使用開始を計画されており、整備が進められています。

これらの都市計画施設は、市民生活を支えるものであり、関係機関との連携のもと、適切なあり方を検討します。

5-2 その他の都市施設の整備方針

(1) その他の都市施設の機能維持

- 都市計画決定されている「都市計画市場：鴨島地方卸売市場」や「都市計画火葬場：吉野川市斎場」、「都市計画ごみ焼却場：(仮称)吉野川市環境センター」は、関係機関との連携のもと、適切なあり方を検討します。



その他の都市施設の整備方針図

6 都市防災に関する方針



6-1 都市防災に関する基本的な考え方

安全・安心が実感できる災害に強くしなやかなまちの実現

本市が直面することが想定される南海トラフ巨大地震の発生確率は、今後30年以内に70～80%であり、また、近年の風水害については、激甚化の傾向にあります。これらの大規模災害への対策が急務となっています。

地震や風水害等の災害に強い都市基盤の整備や、土地利用への防災的視点の導入等、ハード・ソフトの両面から取組を進め、多くの人が安全・安心を実感できる災害に強いまちづくりをめざします。

また、自助・共助・公助の適切な役割分担のもと、様々な防災・減災対策の推進を図ります。

6-2 都市防災に関する方針

(1) 災害に強い都市基盤の整備

- 内水による浸水被害や南海トラフ巨大地震への備えとして、災害時の拠点施設や避難所等の整備を図り、災害に強くしなやかに対応できるまちの形成を図ります。
- 市街地では、避難路や延焼遮断帯の確保、建築物の不燃化、木造住宅の耐震診断・耐震改修、倒壊のおそれが高い空き家等の除却等を促し、災害に強い市街地の形成を図ります。
- 木造住宅が密集する市街地では、市街地開発事業等の地域に応じた手法の活用により、細街路の拡幅、公園やオープンスペースの確保に努め、災害に強い市街地形成を図ります。
- 道路の有する、災害時の避難や物資の輸送、救援・救護活動等を支える基盤としての役割を踏まえ、計画的な整備や改良を図ります。特に、災害時においても適切なネットワーク機能が発揮されるよう、緊急輸送道路や重要路線にある橋りょうやトンネルの耐震化等を図ります。
- 上下水道等のライフラインについては、施設の耐震化等、災害時においてもその機能が維持できるよう対策を実施します。

(2) 地域防災力の向上

- 「吉野川市地域防災計画」に基づき、地震対策と風水害対策を中心とした防災施策の推進を図ります。また、吉野川流域治水プロジェクトに基づき、関係機関と連携を図りながら、吉野川水系の流域全体で水害の軽減をめざし、農業用ため池を活用した治水対策等を進めます。

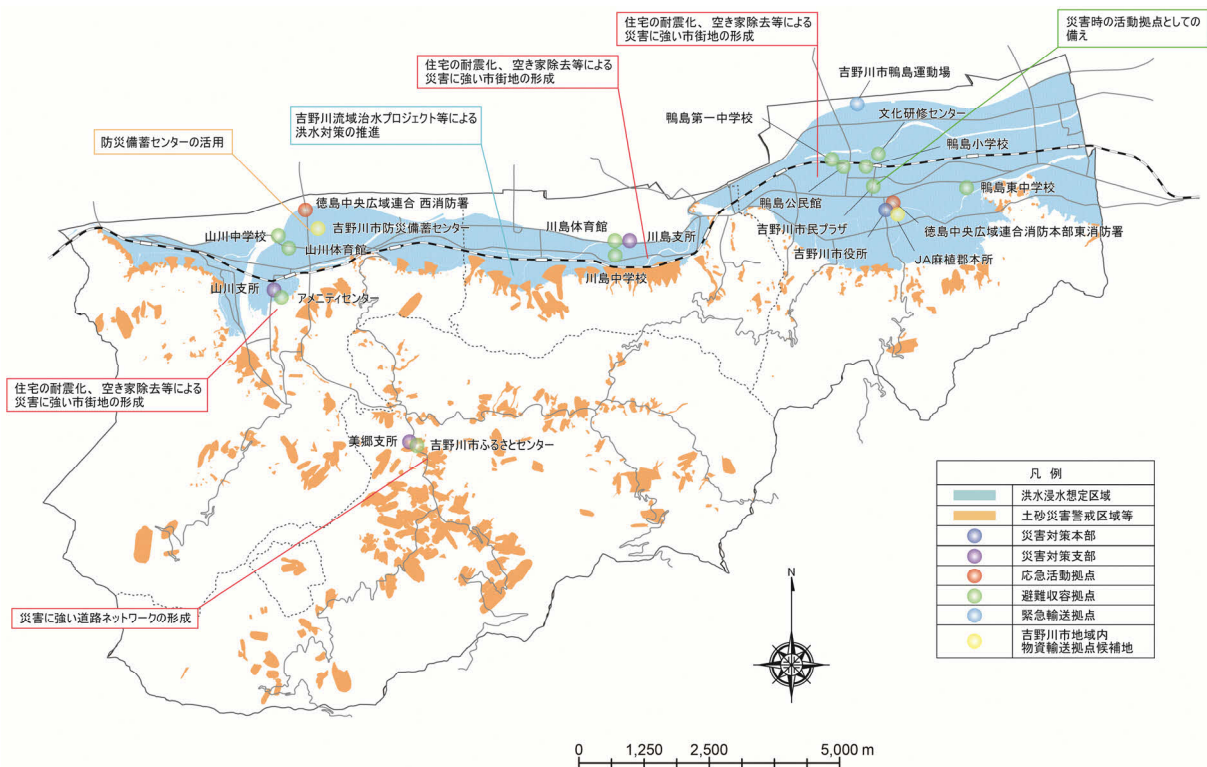
- 災害時に迅速な情報収集・伝達が行えるように、防災行政無線や防災・情報メール等の情報通信態勢の強化を図ります。また、消防機関・社会福祉協議会・自主防災組織等による直接的な声かけ等の多様な手段による、伝達方法を検討します。
- 「吉野川市防災マップ」による被害想定や避難場所の情報提供、総合防災訓練をはじめとした防災訓練の実施、防災教育の推進等により、市民の防災意識や地域の防災力の向上を促し、地域で自立できる防災体制の構築を図ります。

(3)災害から迅速な復旧・復興に向けた対策の検討

- 復旧・復興の拠点となる施設の充実を図ります。
- 災害時の対応施設として、吉野川市民プラザや吉野川市防災備蓄センター等の活用を図ります。
- 大規模災害発生後において、すみやかに日常生活を取り戻すことが可能となるよう、ライフライン施設等の早期復旧に向けた関係事業者等との連携を図ります。
- 平時から復旧・復興に関する備えとして事業継続計画(BCP:Business Continuity Plan)の見直しや事前復興計画等の策定を検討します。

(4)防犯対策の強化

- 必要な箇所への街路灯の整備等に取り組み、犯罪が起こりにくい安全・安心な環境整備に努めます。



都市防災の整備方針図

7 自然環境保全に関する方針



7-1 自然環境保全の基本的な考え方

地域の誇りとなる豊かな自然環境の保全・活用を図ります

吉野川や高越山、美郷のホタル等の豊かな自然は、本市を特徴づける貴重な資源として、適切な保全を図るとともに、市民や来訪者に安らぎとうるおいを与える空間としての充実に努め、その更なる活用を促進します。

7-2 自然環境保全に関する方針

(1) 豊かな自然環境の保全・活用

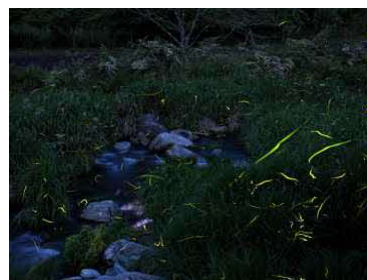
- 吉野川や高越山、美郷のホタル等をはじめとした豊かな自然は、市民からの評価が高く、適切な保全・活用を図ります。
- 吉野川沿いのバンブーパーク、高越山周辺の船窪つつじ公園、向麻山公園の桜等の四季折々の豊かな自然を感じることでできる空間は、市民や来訪者に安らぎとうるおいを与える空間として、施設の充実等に取り組み、更なる活用を促します。
- 本市の豊かな自然環境は、市民の誇りとなるとともに、来訪者にとって魅力となる観光資源としてPRの強化に努めます。また、観光・交流の資源として活用を図ることで、地域への愛着を高めつつ、地域活力の向上につながる仕組みづくりを検討します。



高越山



船窪つつじ公園



美郷のホタル

(2) 生物多様性への配慮

- 多様な生物の生息環境でもある貴重な水と緑に囲まれた地域特性を活かし、生物多様性に配慮した自然環境保全を図ります。

(3) 緑と水のネットワークの形成

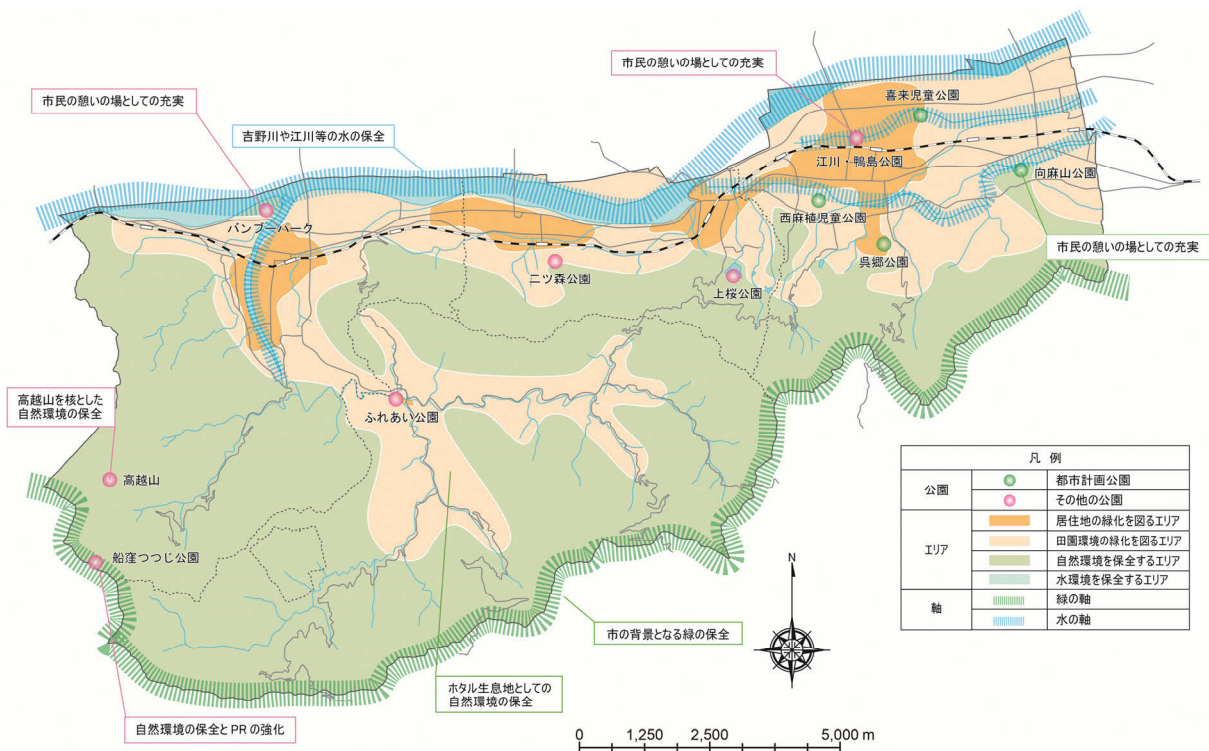
- 市の背景となっている豊かな山々の緑や吉野川・江川等の河川の保全・活用を図り、骨格的な緑と水のネットワークの形成を図ります。
- 高越山等のシンボルとなる空間は、市民や来訪者の憩いや交流の場として、その保全・活用を図ります。
- 市街地内の幹線道路沿いへの街路樹や植樹帯の整備等、連続性のある緑の形成を図ります。



江川湧水源

(4) 脱炭素社会の推進

- 都市機能の集積や公共交通の利用促進等に努めるとともに、市民一人ひとりの環境に対する意識の高揚等を図り、省資源や省エネルギー対策等の脱炭素社会の実現に向けた取組を促進します。
- 都市機能の集約や公共交通の利用促進を図り、歩いて暮らせるコンパクトシティ・プラス・ネットワークのまちを実現することで、環境にやさしいまちづくりをめざします。



自然環境保全の整備方針図

8 景観形成に関する方針



8-1 景観形成の基本的な考え方

市民共有の財産である優れた景観を守り育て、次世代へと継承します

本市は、豊かな自然や特徴的な歴史・文化、にぎわいのある市街地等、様々な景観資源を有しています。これらの優れた景観は、市民共有の財産であるとの認識のもと、景観を守り育て、次世代へと継承します。

8-2 景観形成に関する方針

(1)豊かな自然環境の保全・活用

- 吉野川や高越山等の豊かな自然は、優れた景観資源との認識に立ち、自然環境保全を基本として、豊かな自然を感じることのできる景観形成を図ります。
- 吉野川に架かる様々な橋りょうは、地域の個性的な景観資源として、また、吉野川の景観を楽しむ視点場としてPRを図ります。



吉野川

(2)歴史・文化の景観形成

- 日本遺産に認定されている「四国遍路」と「藍のふるさと阿波」の構成文化財のほか、史跡や神社仏閣は、本市の歴史や文化を物語る地域固有の景観資源として、周辺環境も含めた景観の保全・活用を図ります。



藤井寺



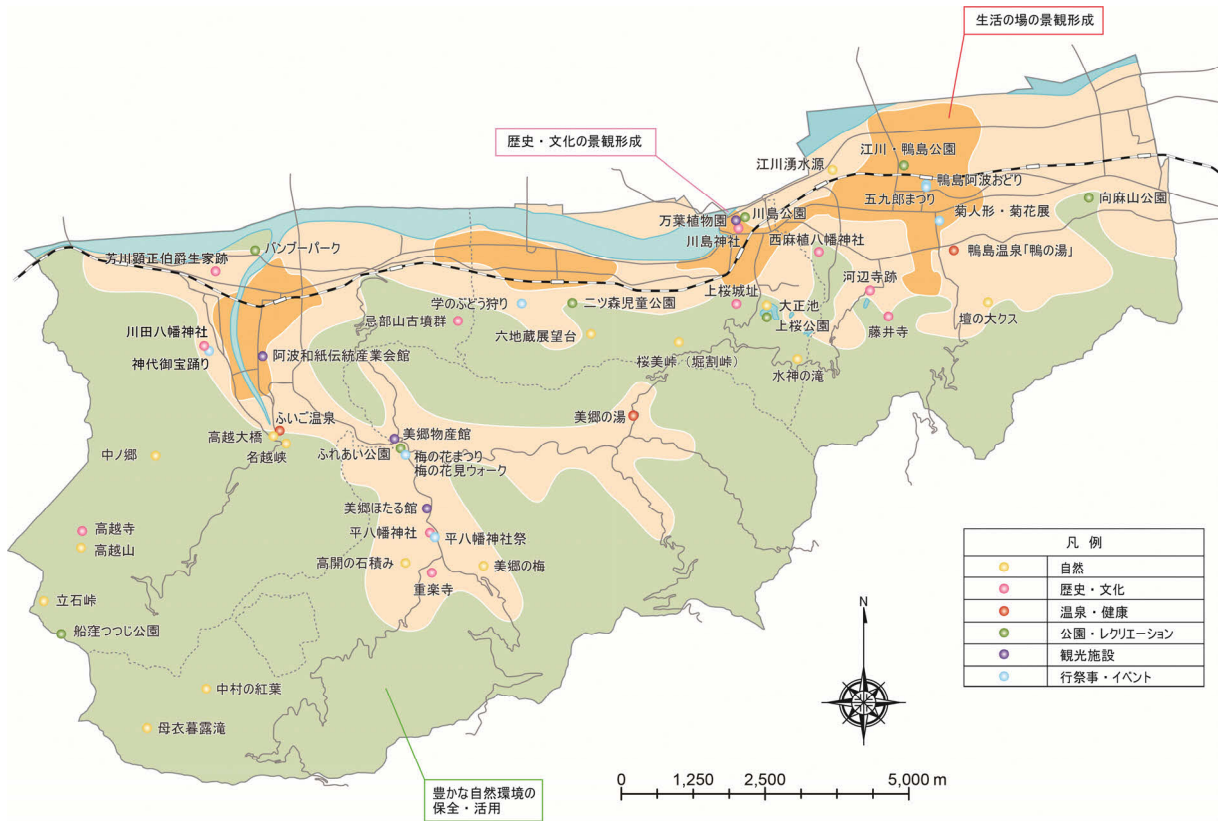
川島神社



川田八幡神社

(3)生活の場の景観形成

- 鴨島駅前周辺は、吉野川市の玄関口として、市民の自主的な活動や商業振興施策との連携等により、にぎわいのある景観形成を図ります。
- 一般国道 192 号、318 号等の幹線道路沿いにおいては、徳島県の屋外広告物条例を踏まえ、適正な看板や広告物等の規制・誘導を図ります。



景観形成の整備方針図

第4章 地域別構想

1 地域区分

地域別構想は、全体構想で示したまちづくりの理念と目標、まちづくりの基本方針を踏まえ、それぞれの地域の現状や課題を踏まえつつ、地域の個性や特性を活かしたまちづくりを進めていくための方針を示すものです。

地域別構想は、旧町村を単位として、以下の4つの地域に区分します。



地域区分図

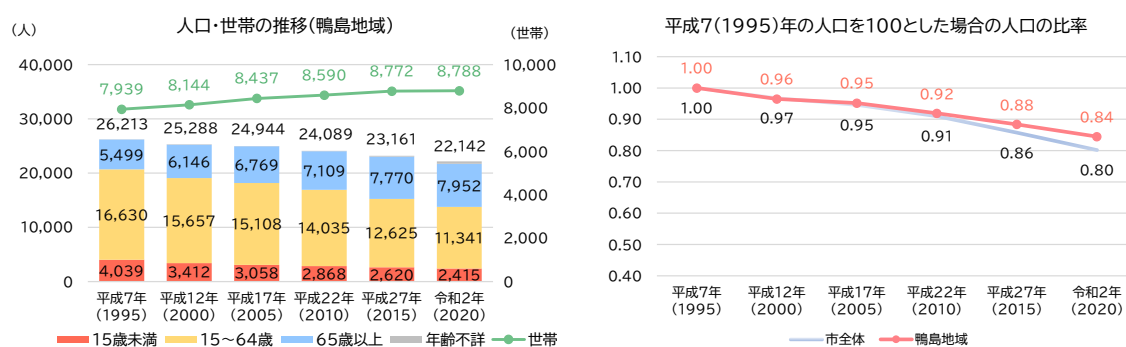
2 鴨島地域

2-1 地域の概要

鴨島地域は、市東部に位置し、北は吉野川を挟んで阿波市、東は石井町と隣接しています。面積 33.76km² の地域で、市全体の 23.4% を占め、地域の全域が都市計画区域に指定されており、鴨島駅周辺や一般国道 192 号沿いに商業・業務機能等の立地が進んでいる本市の中心となる地域です。

(1)人口

鴨島地域の人口は 22,142 人(令和2年国勢調査)で、市全体の 57.1%と6割近くを占めています。人口減少、少子高齢化が進行していますが、市全体と比べると緩やかな傾向にあります。



左図 人口・世帯の推移、右図 平成7(1995)年の人口を100とした場合の人口の比率

※人口の合計は、年齢不詳を含む

(2)土地利用

都市計画区域として、市街化区域と市街化調整区域の区域区分が行われ、計画的な土地利用が進められています。

鴨島駅周辺や一般国道 192 号沿いへの都市機能の立地・集積、対象地域北東部への工業集積がみられています。

(3)交通形態・都市施設・自然環境・景観

鴨島駅をはじめとした4つの駅が立地しているほか、東西に一般国道 192 号や主要地方道徳島鴨島線、南北に一般国道 318 号の幹線道路網が形成され、交通機能が充実しています。

向麻山公園をはじめとした都市計画公園が4箇所整備されており、市民の憩いの場となっています。

地域内には、江川や飯尾川が流れ、江川湧水源や江川・鴨島公園等、水と触れ合うことのできるうるおいのある空間が整備されています。

公共下水道の整備が進められており、衛生的で快適な生活環境整備が進められています。

2-2 地域住民の意向

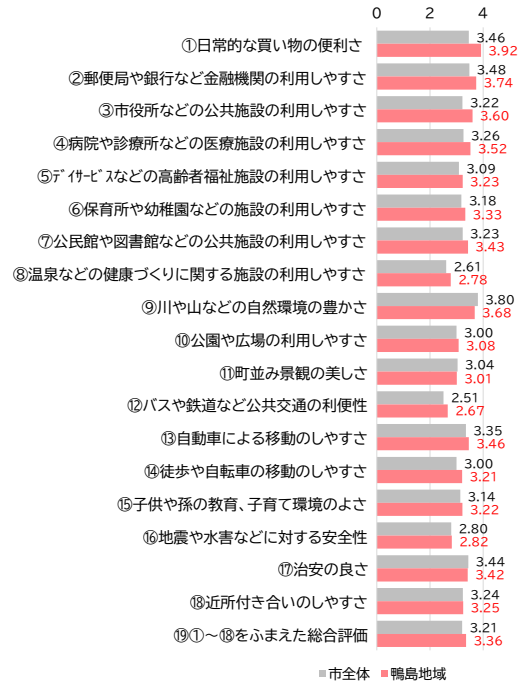
(1) 鴨島地域の評価

令和2(2020)年11月に実施したアンケート調査結果では、鴨島地域における総合評価は3.36点と、市全体よりも0.15ポイント高くなっています。

評価の高い項目は、「①日常的な買い物の便利さ」や「②郵便局や銀行など金融機関の利用しやすさ」、「⑨川や山などの自然環境の豊かさ」となっています。

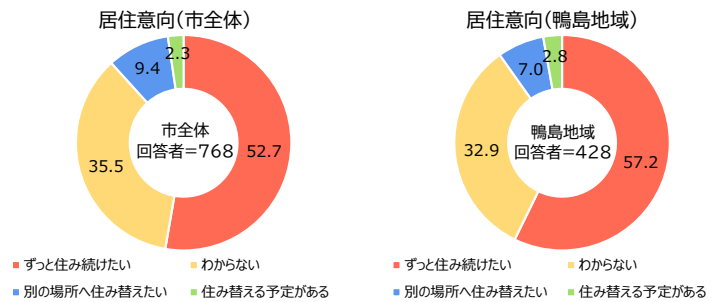
市全体と比較すると、18項目中15項目が市全体よりも高い評価にあり、鴨島地域は生活の場として評価が高いことがうかがえます。

※ 「大変良い」を5点、「良い」を4点、「普通」を3点、「悪い」を2点、「大変悪い」を1点とし、各項目の平均点を算出しています。



(2) 地域への居留意向

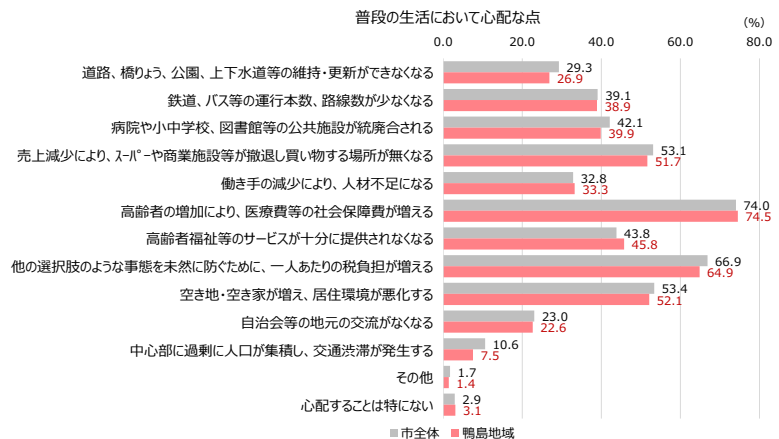
鴨島地域への居留意向は、「ずっと住み続けたい」が57.2%となっており、市全体の52.7%よりも高い値となっています。



(3) 今後の生活における心配

鴨島地域の普段の生活において心配な点は、「高齢者の増加により、医療費等の社会保障費が増える」や「他の選択肢のような事態を未然に防ぐために、一人あたりの税負担が増える」が上位となっています。

概ね、市全体と同様の傾向になっています。



2-3 地域の将来像



魅力ある都市機能を活かして、 市民が躍動する自主・自立のまちづくり

- 吉野川市及び県央部の拠点として、立地適正化計画に基づき、適切な都市機能や居住等の誘導を図りながら、市民の様々な生活・生産活動の場としての充実をめざします。
- 商店街等で行われている市民の様々な活動を活かしつつ、まちづくりと人づくりに取り組み、まちなかにぎわいやうるおいの創出をめざします。

2-4 地域の整備方針

(1)土地利用の方針

【土地利用区分ごとの方針】

① 商業・業務系土地利用

●にぎわいの核の形成

- 商業振興施策との連携のもと、都市機能の集積や土地の有効利用を積極的に推進します。
- 中心市街地の活性化に向け、新規出店や創業支援に取り組むとともに、コワーキングシェア・オフィス(Ki-Da)の積極的な活用を促進します。
- 鴨島駅周辺の交通利便性や都市機能の集積を活かしながら、まちなか生活拠点へ居住の促進を図ります。

●市民の多様な活動の場としてのまちなか拠点の充実

- 吉野川市民プラザ、鴨島駅前広場(ロータリー)等の整備が完成し、まちなかの玄関口としての充実が図られたことから、「阿波踊り」や「五九郎まつり」等の地域資源を活かし、まちなかの個性や顔づくりに努めます。また、市民の様々な活動を促し、にぎわいの創出につなげていくために、新たな地域資源の創出を図ります。
- 吉野川市民プラザは、市民の集いの場として、また、市民の健康や生活を支援する施設として利用を図ります。

●新たな拠点施設を活かしたまちの魅力向上

- 吉野川医療センターは、地域の医療を支える場であるため、関係機関との連携のもと、市民へ安全・安心な医療の提供を図ります。

② 沿道商業系土地利用

●にぎわいあふれる軸の形成

- 一般国道192号、318号等の幹線道路沿道は、鴨島駅周辺と一体となって、市民生活を支え、来訪者へのサービス向上に寄与する商業・業務地の適正な形成を促します。
- 市街化調整区域の背後地では、住環境や田園環境に配慮しながら、沿道サービス施設等の適正な立地を促し、地域のにぎわいあふれる軸の形成を図ります。
- 主要地方道徳島鴨島線沿道は、本市の主要な東西軸としての適正な発展のため、新たな土地利用需要が生じた際には、地区計画等の都市計画制度の活用を検討し、計画的な土地利用を推進します。

③ 住居系土地利用

●良好な住環境の保全と形成

- 長期的な視点を持ち、立地適正化計画に基づく居住誘導区域への適切な居住の誘導を図り、居住地としての良好な環境の保全に努めます。
- 災害リスクの細やかな周知を図るとともに、安全な地域への居住の誘導等を図り、適正な土地利用を促します。

●移住・定住を促す住宅地の充実

- 道路網や公共下水道等の良好な生活基盤の整備を活かしつつ、多様な移住・定住施策と連携を図りながら、市外への流出防止や若者の移住・定住促進に努めます。

④ 工業系土地利用

●しごと拠点としての機能強化

- 牛島地区の鴨島工業団地及び鴨島中央工業団地については、更なる企業誘致の推進に努め、本市のしごと拠点としての機能強化を図ります。

●新たな企業誘致等を見据えた土地利用の検討

- 一般国道192号や主要地方道徳島鴨島線沿道における既存の工業集積等を活かしながら、新たな企業誘致につながる土地利用の検討を進めます。

⑤ 田園居住系土地利用

●自然や農地等の保全

- 市街地の周辺に広がる農地は、食料の生産基盤であるとともに、都市の貴重な緑の空間として保全を図ります。

●適正な土地利用の促進

- 農地から都市的土地利用への転換は、農業振興施策との整合のもと、市の活性化や周辺環境との調和を前提とし、農地の無秩序な開発を抑制します。

⑥ 自然系土地利用

●豊かな自然の活用

- 「向麻山公園」や「江川・鴨島公園」等の貴重なみずとみどりの拠点を活用し、市民や来訪者が水や緑に親しむ場としての充実を図るとともに、積極的なPRに取り組みます。

【適正な土地利用の規制・誘導に関する方針】

◆ 市街化区域

●立地適正化計画に基づく都市機能の集積・維持及びまちなかへの居住の促進

- 鴨島駅前広場(ロータリー)等の整備による交通結節点の強化や吉野川市民プラザ等の都市機能の充実を活かし、都市機能の集積・維持及びまちなかへの居住の促進を図ります。

◆ 市街化調整区域

●まちの活性化につなげる土地の有効活用の検討

- 一般国道192号、318号及び主要地方道徳島鴨島線の幹線道路沿道等において、市の活性化につながる新たな土地利用需要が生じた際には、地区計画制度の活用等による計画的な整備を検討します。

(2)道路・公共交通の整備方針

●幹線道路の充実

- 一般国道192号や国道318号等の主要幹線道路は、関係機関との連携のもと、適切な整備・維持管理を促進します。

●地域内主要道路の充実

- 主要地方道鴨島神山線や一般県道西麻植下浦線等は、関係機関との連携のもと、必要な整備・改良を促進します。

●拠点施設等へのアクセス道路の整備

- 重要な拠点施設の整備動向を踏まえ、まちなか拠点、まちなか生活拠点、各くらし拠点を結び、生活利便性を高める道路ネットワークの形成を図ります。

●生活道路の整備

- 狭あいな生活道路は、基準に適合する構造への改良に取り組む等、安全で快適な道路空間の形成を図ります。

●周遊ネットワークの形成

- 向麻山公園や江川・鴨島公園、藤井寺をはじめとした地域資源と主要な交通結節点を結ぶ周遊ネットワークの形成を図り、交流人口の拡大をめざします。
- 藤井寺へのアクセス道路について、観光バス等の大型車両の円滑な通行のため、必要な整備・改良を図ります。

●都市計画道路等の再検証

- 事業未着手の都市計画道路等は、都市計画決定された当時から社会情勢や周辺道路網の変化等が生じていることを踏まえ、必要性や実現性の検証を行い、存続・見直し・廃止等の方針を定めていきます。

●安全で快適な道路環境の整備

- 主要な交通施設と公共公益施設を結ぶ道路等におけるバリアフリー化に取り組む等、円滑な移動が可能となるネットワークの形成を図ります。
- 一般国道 192 号、318 号や主要地方道徳島鴨島線等の交通事故が多発する危険な箇所においては、関係機関と連携して、対策を促進します。
- 通学路等の児童・生徒と通勤車両等が交錯する箇所では、安全を確保する対策を図ります。

●公共交通機能の充実

- 高齢社会への対応や環境にやさしいまちの実現に向け、鴨島駅を中心に、地域の実情やニーズに合った公共交通機関の充実と利用促進を図ります。
- 鴨島駅前広場(ロータリー)、駐車場等の交通結節点における機能整備を行いました。引き続き、利便性の向上等、まちなか生活拠点における公共交通の機能強化を図ります。
- 吉野川医療センター等の拠点施設へのアクセス確保等を検討し、生活利便性を高める公共交通の充実を図ります。
- まちなか生活拠点間等の公共交通空白地の解消や持続可能な公共交通の確立に向け、コミュニティバスやデマンドバス等の新たな公共交通体系を検討します。

(3)公園・緑地の整備方針

●都市計画公園の利用促進

- 総合公園（向麻山公園）は、山頂からの眺望や遊具等の施設が充実し、多くの利用者が訪れていることから、今後も公園施設の適切な維持管理に努めます。また、市民が憩い、多くの来訪者を集める観光資源のひとつとして、施設の充実やバリアフリー化等により、都市計画公園としての機能向上を図るとともに、PR強化を図ります。

○街区公園(西麻植児童公園、喜来児童公園、呉郷公園)は、市民に身近な公園として、施設の適切な維持管理や更新に努め、市民の利用を促進します。

●江川・鴨島公園の活用

○江川・鴨島公園は、江川の自然や四季ごとの景色が楽しめ、市民の憩いの場であり、多くの来訪者を集める観光資源のひとつです。まちなか生活拠点に位置する主要な公園であることから、より多くの市民・来訪者等から親しまれるように、適切な維持管理や機能強化を図ります。

●公園・緑地の整備

○地域住民の意向を踏まえながら、幼児から高齢者までの幅広い年齢層が親しむことのできる公園・緑地の整備について検討します。

(4)河川・下水道の整備方針

●河川整備の促進

○内水被害の発生が危惧される江川や飯尾川、飯尾川の支川となる寺谷川、三谷川等の流域においては、関係機関と連携して、計画的かつ総合的に河川改修や排水機場の整備等に取り組み、水害のない安全なまちの形成をめざします。

●流域治水の推進

○吉野川水系の流域全体で水害の軽減をめざし、一ノ坪池、敷地池を活用した流域治水の取組を関係機関と連携を図りながら、進めていきます。

●下水道の整備と維持管理の推進

○住環境の改善と定住基盤の確立に向け、公共下水道の処理機能を維持するため、施設の適切な管理や計画的な老朽施設の更新、耐震化等に取り組みます。

●下水道施設以外の污水处理施設の整備

○地域の実情に応じて、合併処理浄化槽等の污水处理施設の整備を促進します。

(5)都市防災に関する方針

●災害に強い市街地の形成

○市街地では、避難路や延焼遮断帯の確保、建築物の不燃化、木造住宅の耐震診断・耐震改修、倒壊のおそれが高い空き家等の除却等を促し、災害に強い市街地の形成を図ります。

○鴨島駅周辺の木造が密集する市街地では、地区計画や市街地開発事業等の地域に応じた手法の活用により、細街路の拡幅、公園やオープンスペースの確保に努め、災害に強い市街地形成を図ります。

●吉野川市民プラザの活用

○平時、コミュニティ拠点である吉野川市民プラザは、災害時においても避難所等の活動拠点として活用を図ります。

(6)自然環境保全に関する方針

●豊かな自然環境の保全・活用

○江川湧水源、向麻山公園、江川・鴨島公園等の地域内の貴重な自然環境の保全に努めるとともに、市民や来訪者の憩いの場として積極的な活用・PRを図ります。

●緑と水のネットワークの形成

○吉野川や江川沿いの親水空間の活用を図るとともに、関係機関と連携して、適切な維持管理を図ります。

(7)景観形成に関する方針

●豊かな自然景観の保全・活用

○吉野川をはじめとする豊かな自然は、優れた景観資源との認識に立ち、自然環境保全を基本として、豊かな自然を感じることでできる景観形成を図ります。

○吉野川に架かる阿波中央橋、西条大橋は、地域の個性的な景観資源として、また、吉野川の景観を楽しむ視点場としてPRを図ります。

●地域固有の景観の保全と形成

○日本遺産に認定されている「四国遍路」と「藍のふるさと阿波」の構成文化財である藤井寺や西麻植八幡神社、空海の道のほか、壇の大クス等の地域の歴史や文化を物語る資源は、地域固有の景観として、周辺環境も含めた保全・活用を図ります。

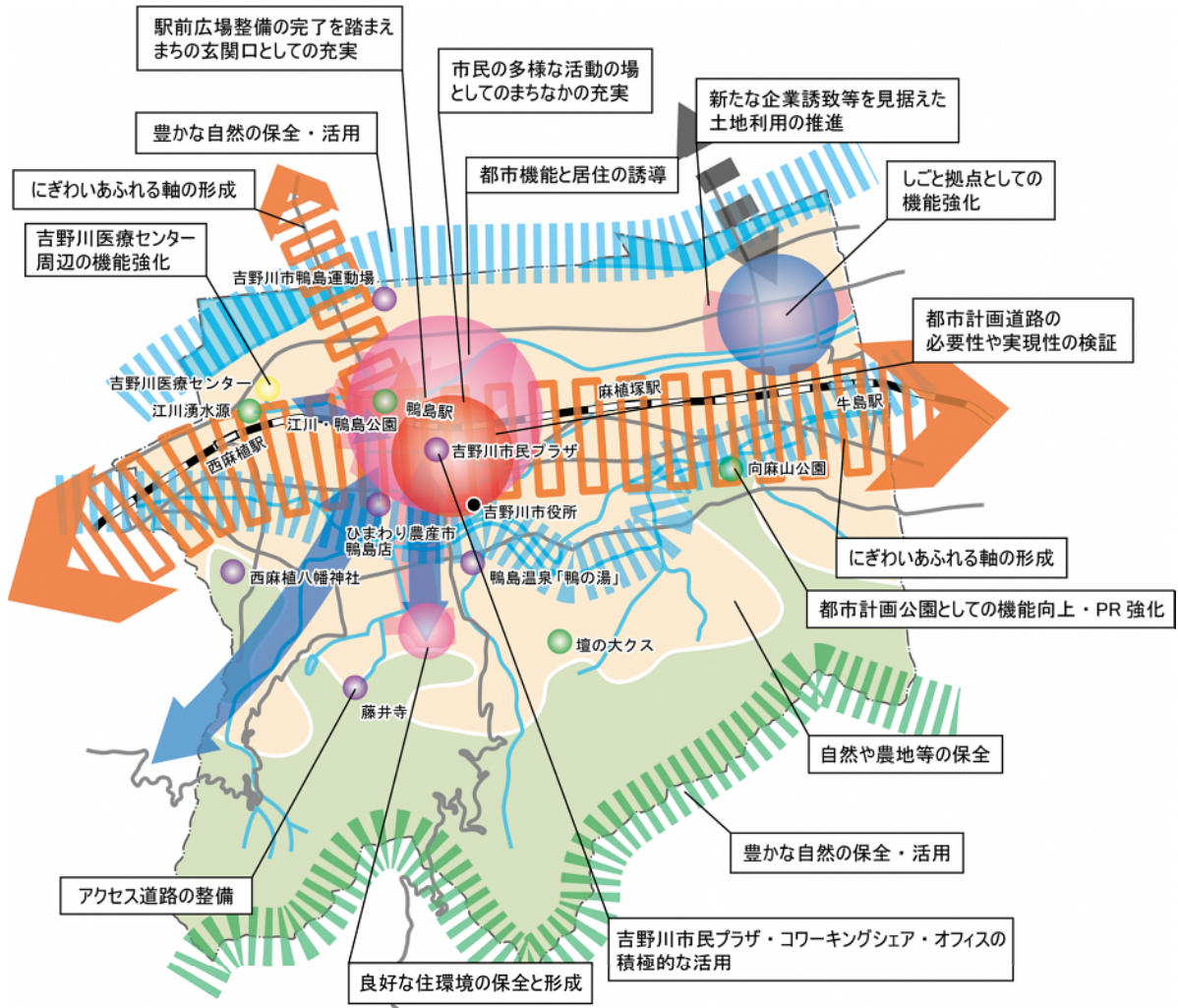
○「阿波踊り」や「五九郎まつり」等の地域に根ざした伝統・文化の保全・継承を図ります。

●生活の場の景観形成

○鴨島駅前周辺は、吉野川市の玄関口として、市民の自主的な活動や商業振興施策との連携により、にぎわいのある景観形成を図ります。

○一般国道 192 号や国道 318 号等の幹線道路、主要地方道徳島鴨島線等の県道沿いにおいては、徳島県の屋外広告物条例を踏まえ、適正な看板や広告物等の規制・誘導を図ります。

2-5 地域構想図



凡 例		
エリア区分	拠点形成	軸の形成
にぎわい形成エリア	まちなか拠点	広域連携軸
くらしとうおい形成エリア	まちなか生活拠点	地域間連携軸
みどり環境保全エリア	くらし拠点	交流連携軸
みず環境保全エリア	しごと拠点	緑の軸
	みずとみどりの拠点	水の軸
	ふれあい・交流拠点	

図 地域構想図(鴨島地域)

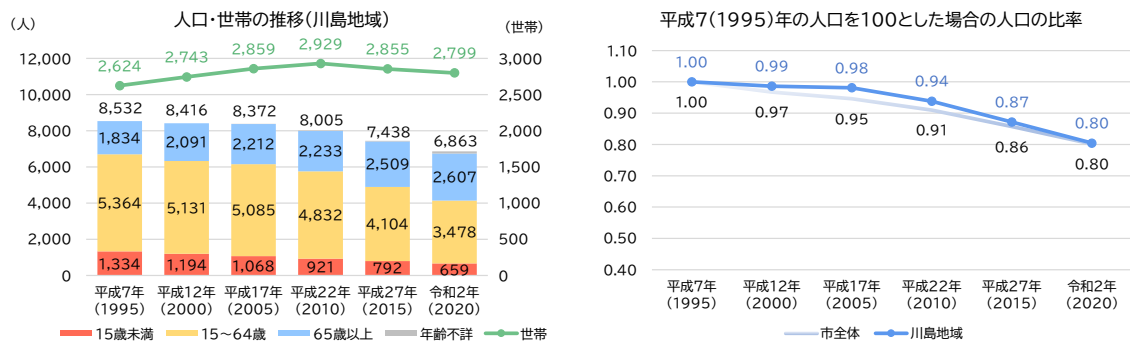
3 川島地域

3-1 地域の概要

川島地域は、市中央部に位置し、東は鴨島地域、西は山川地域、北は吉野川を挟んで阿波市と隣接しています。面積 17.69km² の地域で市全体の 12.3% を占め、一般国道 192 号や阿波川島駅・学駅周辺に住宅地等が立地しています。

(1)人口

川島地域の人口は 6,863 人(令和2年国勢調査)で、市全体の 17.7% を占めています。人口減少、少子高齢化が進行していますが、市全体と比べると緩やかな傾向にあります。



左図 人口・世帯の推移、右図 平成7(1995)年の人口を100とした場合の人口の比率

※人口の合計は、年齢不詳を含む

(2)土地利用

4 地域のなかで、最も面積が小さく、北は吉野川、南は掘割峠等の豊かな自然に囲まれた地域となっています。一般国道 192 号と JR 徳島線の間の限られた平地部に住宅等が立地しています。

(3)交通形態・都市施設・自然環境・景観

阿波川島駅・学駅の 2 つの駅が立地しているほか、東西に一般国道 192 号が縦断しています。

大正池を望む上桜公園は、遊具や水車小屋等が整備されており、市民の憩いの場となっています。

地域内には桑村川や学島川が流れ、周辺の農地や住宅地にうるおいや恵みをもたらしています。

特定環境保全公共下水道と農業集落排水施設が整備され、衛生的で快適な生活環境の形成が進められています。

3-2 地域住民の意向

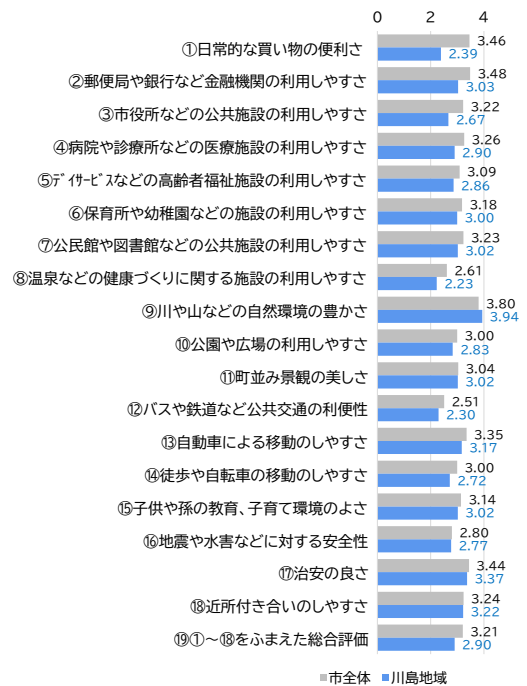
(1)川島地域の評価

令和2(2020)年11月に実施したアンケート調査結果では、川島地域における総合評価は 2.90 点と、市全体よりも 0.31 ポイント低くなっています。

評価の高い項目は、「⑨川や山などの自然環境の豊かさ」や「⑰治安の良さ」、「⑱近所付き合いのしやすさ」となっています。

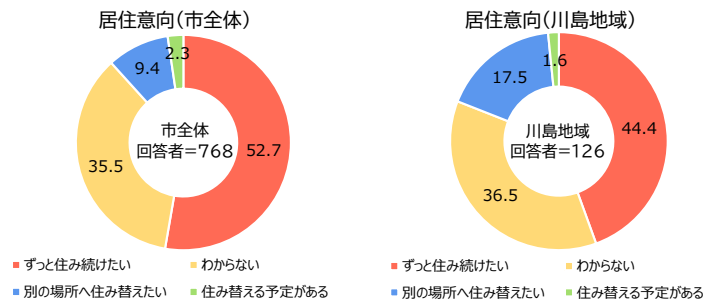
市全体と比較すると、18 項目中「⑨川や山などの自然環境の豊かさ」以外の 17 項目が市全体よりも低い評価となっています。

※ 「大変良い」を5点、「良い」を4点、「普通」を3点、「悪い」を2点、「大変悪い」を1点とし、各項目の平均点を算出しています。



(2)地域への居留意向

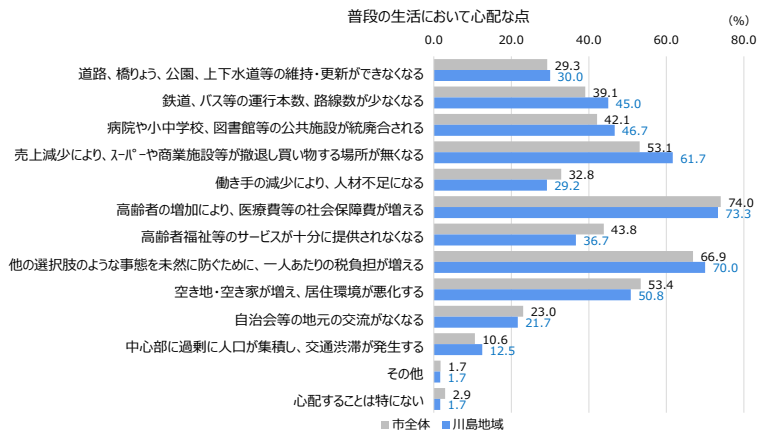
川島地域への居留意向は、「ずっと住み続けたい」が44.4%となっており、市全体の 52.7%よりも低い値となっています。



(3)今後の生活における心配

川島地域の普段の生活において心配な点は、「高齢者の増加により、医療費等の社会保障費が増える」や「他の選択肢のような事態を未然に防ぐために、一人あたりの税負担が増える」が上位となっています。

市全体と比較すると「売上減少により、スーパーや商業施設等が撤退し買い物する場所が無くなる」や「鉄道、バス等の運行本数、路線数が少なくなる」等への心配が高くなっています。



3-3 地域の将来像



- 本市のなかで、面積が小さな地域であるものの、生涯教育・健康のまちとして取り組んできた地域の個性を活かしながら、存在感を発揮するまちづくりをめざします。

3-4 地域の整備方針

(1)土地利用の方針

【土地利用区分ごとの方針】

① 商業・業務系土地利用

●公共施設の集積等を活かしたくらし拠点の機能強化

- 阿波川島駅や学駅の周辺は、公共施設の集積や公共交通等を活かしながら、くらし拠点としての機能強化を図ります。

② 沿道商業系土地利用

●にぎわいあふれる軸の形成

- 一般国道 192 号や一般県道板野川島線等の幹線道路沿道は、各拠点と一体となって、市民生活を支え、来訪者へのサービス向上に寄与する商業・業務地の形成を促します。
- 背後地の住環境や田園環境に配慮しながら、沿道サービス施設等の適正な立地を促し、にぎわいあふれる軸の形成を図ります。

③ 住居系土地利用

●良好な住環境づくり

- 住宅が集中する一般国道 192 号沿いや阿波川島駅周辺では、住宅地としての良好な住環境の保全を図ります。
- 災害リスクの細やかな周知を図るとともに、安全な地域への居住の誘導等を図り、適正な土地利用を促します。

④ 工業系土地利用

●新たな企業誘致等を見据えた土地利用の検討

- 地域の活力を生み出している既存の工業立地等については、引き続き、周辺環境との調和を図りながら、維持・発展を促します。
- 企業誘致等の雇用創出や活性化につながる新たな工業系の土地利用は、自然災害リスクへの配慮のもと、周辺の住宅や自然環境との調和を図るよう促します。

⑤ 田園居住系土地利用

●農地の保全と豊かな住環境の形成

- 地域内に分布する集落は、周辺の自然環境や田園環境との調和を図りながら、豊かな住環境の保全・形成に努めます。
- 学のぶどう狩りや善入寺島の菜の花等、本市の個性を発揮する農業的な土地利用の発展を促します。

⑥ 自然系土地利用

●豊かな自然の活用

- 「上桜公園」等のみずとみどりの拠点は、市民や来訪者が水や緑に親しむ場として保全・活用を図るとともに、積極的なPRに取り組みます。

【適正な土地利用の規制・誘導に関する方針】

◆ 都市計画区域外

●市の均衡ある発展に向けた土地利用の推進

- 市の均衡ある発展に向け、公共施設の適正な配置等に努めます。

(2)道路・公共交通の整備方針

●幹線道路の充実

- 一般国道192号等の主要幹線道路は、関係機関との連携のもと、適切な整備・維持管理を促進します。

●地域内主要道路の充実

- 主要地方道神山川島線や一般県道山川川島線等は、関係機関との連携のもと、必要な整備・改良を促進します。

●生活道路の整備

- 見通しの悪い交差点や通過車両の多い生活道路においては、箇所に応じた効果的な対策を検討します。

●周遊ネットワークの形成

- 上桜公園や善入寺島をはじめとした地域資源と主要な交通結節点を結ぶ周遊ネットワークの形成を図り、交流人口の拡大をめざします。

●通学路等の安全性の確保

- 通学路等の児童・生徒と通勤車両等が交錯する箇所では、安全を確保する対策を図ります。

●公共交通機能の充実

- 高齢社会への対応や環境にやさしいまちの実現に向け、阿波川島駅や学駅を中心に、地域の実情やニーズに合った公共交通機関の充実と利用促進を図ります。
- 公共交通空白地の解消や持続可能な公共交通の確立に向け、コミュニティバスやデマンドバス等の新たな公共交通体系を検討します。

(3)公園・緑地の整備方針

●川島公園周辺の活用

- 川島公園周辺の岩の鼻等は、多くの人から利用される憩いの場となっていることから、今後も施設の適切な維持管理を図ります。
- 川島公園周辺には、日本遺産に認定されている「四国遍路」と「藍のふるさと阿波」の構成文化財が立地していることから、魅力ある地域資源として観光や交流促進への活用に努めます。

●上桜公園周辺の活用

- 上桜公園は、桜や眺望を楽しむことができ、多くの人から利用される憩いの場となっていることから、今後も施設の適切な維持管理や機能強化を図ります。
- 大正池周辺の豊かな自然の保全を図り、市民の憩いやくつろぎの場として、更なる活用を促進します。

●吉野川市多目的グラウンドの活用

- 吉野川市多目的グラウンドは、地域のスポーツ振興や健康増進に向け、積極的な活用やPR強化を図ります。

(4)河川・下水道の整備方針

●河川整備の促進

- 内水被害の発生が危惧される桑村川や学島川の流域等においては、関係機関との連携により、計画的かつ総合的に河川整備や排水機場の整備等に取り組み、水害のない安全なまちの形成をめざします。

●流域治水の推進

- 吉野川水系の流域全体で水害の軽減をめざし、大正池、古池、塚池、古志田池を活用した流域治水の取組を関係機関と連携を図りながら、進めていきます。

●下水道施設の適切な維持管理・更新

- 特定環境保全公共下水道(川島処理区)、農業集落排水施設(神後地区)の処理機能を維持するため、施設の適切な管理や計画的な老朽施設の更新、耐震化等に取り組みます。

●下水道施設以外の汚水処理施設の整備

- 地域の実情に応じて、合併処理浄化槽等の汚水処理施設の整備を促進します。

(5)都市防災に関する方針

●木造住宅の耐震化等

- 耐震診断や耐震改修の支援制度等のPRを図り、市民の意識を高めることで、木造住宅の耐震化を促進します。
- 倒壊のおそれが高い空き家等の除却を促進します。

(6)自然環境保全に関する方針

●豊かな自然環境の保全・活用

- 上桜公園、川島公園、善入寺島等の地域内の貴重な自然環境の保全に努めるとともに、市民や来訪者の憩いの場として積極的な活用・PRを図ります。

●緑と水のネットワークの形成

- 桜のトンネルの名所となっているチェリーロードライン(主要地方道神山川島線沿い)等、地域間をつなぐ緑のネットワークの維持・形成を図ります。
- 吉野川沿いや大正池等の親水空間の活用を図るとともに、関係機関との連携により、適切な維持管理を図ります。

(7)景観形成に関する方針

●豊かな自然景観の保全・活用

- 吉野川をはじめとする豊かな自然は、優れた景観資源との認識に立ち、自然環境保全を基本として、豊かな自然を感じることでできる景観形成を図ります。
- 善入寺島においては、阿波市との連携を図りながら、景観作物の振興に努める等、地域の核となる自然景観としての形成をめざします。
- 吉野川に架かる阿波麻植橋、学島橋、川島橋は、地域の個性的な景観資源として、また、吉野川の景観を楽しむ視点場としてPRを図ります。

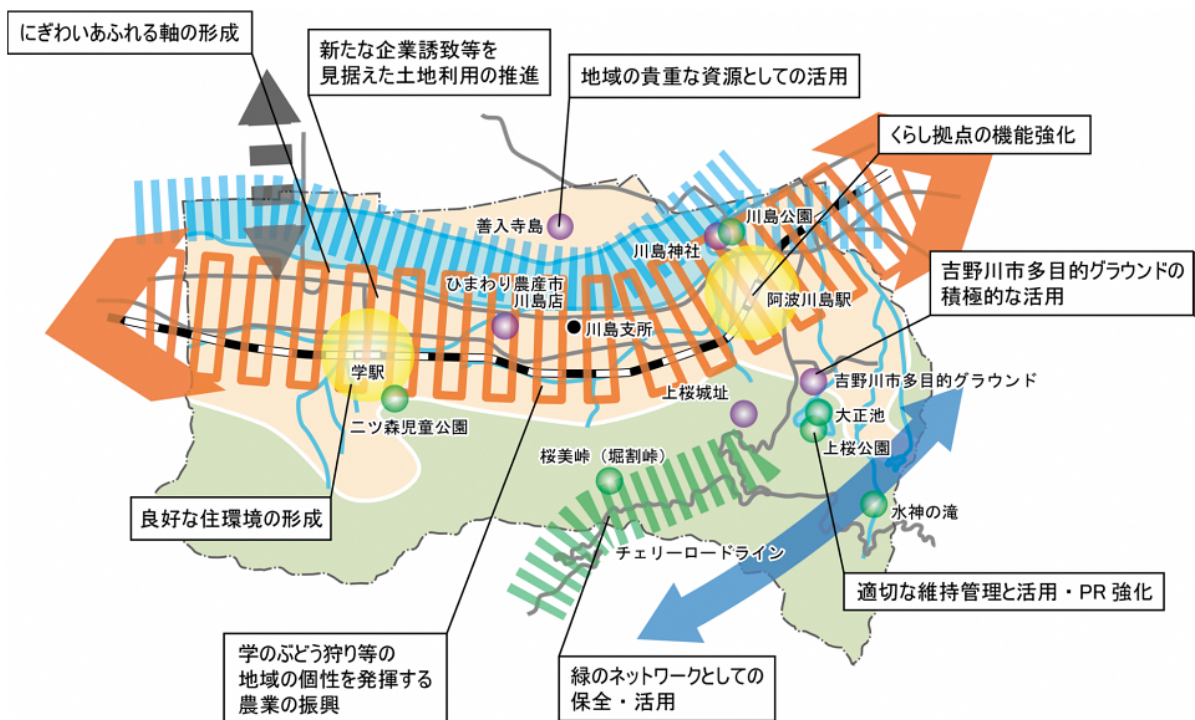
●地域固有の景観の保全と形成

○川島神社、上桜城址等の地域の歴史や文化を物語る資源は、地域固有の景観として、周辺環境も含めた保全・活用を図ります。

●生活の場の景観形成

○一般国道 192 号等の幹線道路沿いにおいては、徳島県の屋外広告物条例を踏まえ、適正な看板や広告物等の規制・誘導を図ります。

3-5 地域構想図



凡 例		
エリア区分	拠点形成	軸の形成
にぎわい形成エリア	まちなか拠点	広域連携軸
くらしとうおい形成エリア	まちなか生活拠点	地域間連携軸
みどり環境保全エリア	くらし拠点	交流連携軸
みず環境保全エリア	しごと拠点	緑の軸
	みずとみどりの拠点	水の軸
	ふれあい・交流拠点	

図 地域構想図(川島地域)

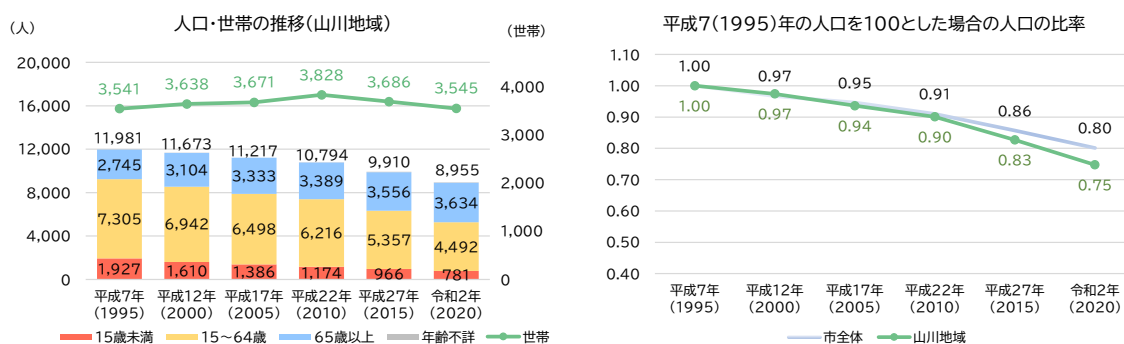
4 山川地域

4-1 地域の概要

山川地域は、市西部に位置し、東は川島地域、西は美馬市、北は吉野川を挟んで阿波市と隣接しています。面積 42.27km² の地域で市全体の 29.3% を占め、一般国道 192 号や川田川沿いに平地部が広がり、背後には、市のシンボルでもある高越山が美しい山容を見せています。

(1)人口

山川地域の人口は 8,955 人(令和2年国勢調査)で、市全体の 23.1% を占めています。人口減少、少子高齢化が進行しており、市全体と比べると、やや顕著な傾向にあります。



左図 人口・世帯の推移、右図 平成7(1995)年の人口を100とした場合の人口の比率
※人口の合計は、年齢不詳を含む

(2)土地利用

一般国道 192 号沿いや川田川沿いの平地部に住宅地や農地等が広がっています。

地域の南には高越山をはじめとした美しい山々の緑、北には吉野川が流れ、豊かな自然に囲まれた地域となっています。

(3)交通形態・都市施設・自然環境・景観

阿波山川駅をはじめとした3つの駅が立地しているほか、東西に一般国道 192 号、南北に一般国道 193 号の幹線道路網が形成され、交通機能が充実しています。

吉野川の河川敷に広がるバンブーパーク、国の天然記念物に指定されている船窪のオンツツジ群落を間近で見ることができる船窪つつじ公園は、市内外から多くの来訪者を集めています。

地域内には、川田川やほたる川が流れ、周辺の農地や住宅地にうるおいや恵みをもたらしています。

特定環境保全公共下水道と農業集落排水施設が整備され、衛生的で快適な生活環境の形成が進められています。

4-2 地域住民の意向

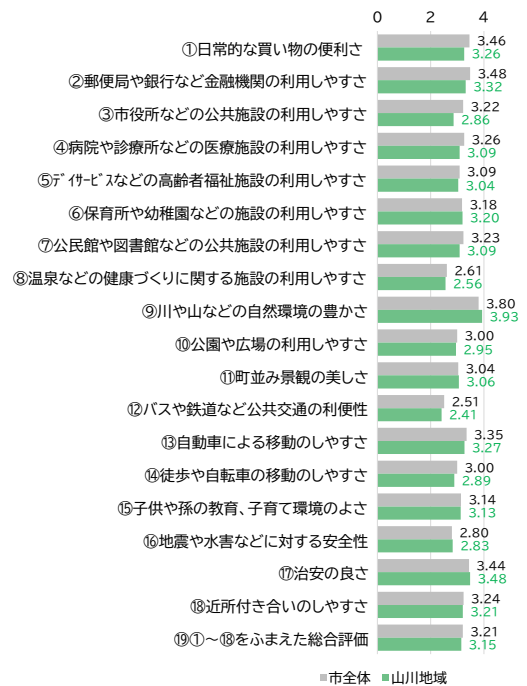
(1) 山川地域の評価

令和2(2020)年11月に実施したアンケート調査結果では、山川地域における総合評価は3.15点と、市全体よりも0.06ポイント低くなっています。

評価の高い項目は、「⑨川や山などの自然環境の豊かさ」や「⑰治安の良さ」、「②郵便局や銀行など金融機関の利用しやすさ」となっています。

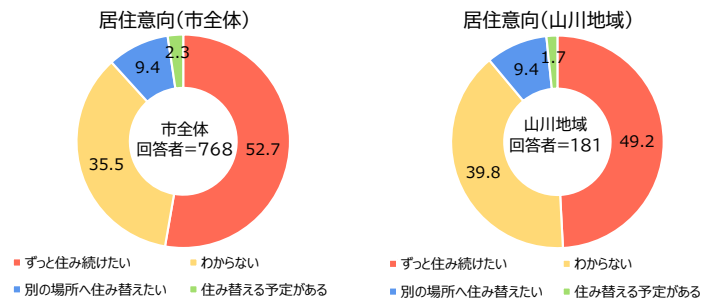
市全体と比較すると、18項目中「⑨川や山などの自然環境の豊かさ」をはじめとする5項目が市全体よりも高い評価となっています。

※ 「大変良い」を5点、「良い」を4点、「普通」を3点、「悪い」を2点、「大変悪い」を1点とし、各項目の平均点を算出しています。



(2) 地域への居留意向

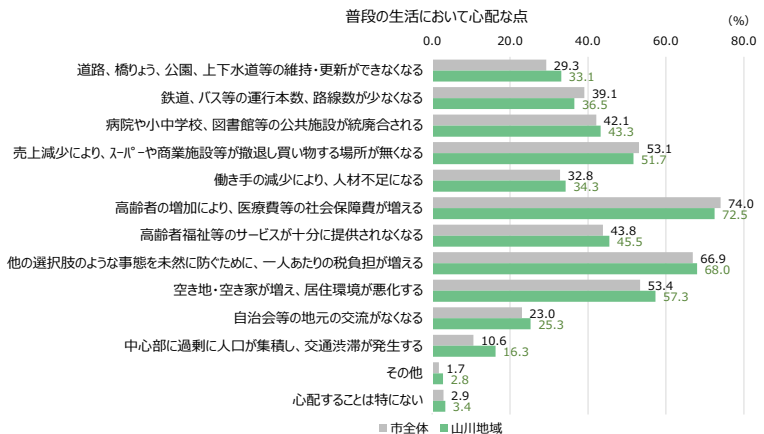
山川地域への居留意向は、「ずっと住み続けたい」が49.2%となっており、市全体の52.7%よりも低い値となっています。



(3) 今後の生活における心配

山川地域の普段の生活において心配な点は、「高齢者の増加により、医療費等の社会保障費が増える」や「他の選択肢のような事態を未然に防ぐために、一人あたりの税負担が増える」が上位となっています。

市全体と比較すると「中心部に過剰に人口が集積し、交通渋滞が発生する」や「空き地・空き家が増え、居住環境が悪化する」等への心配が高くなっています。



4-3 地域の将来像



- 市のシンボルとなっている高越山のふもとに広がる豊かな自然の保全・活用を図りながら、地域で育まれてきた歴史や文化を守り、あらゆる世代が暮らしやすいまちづくりをめざしていきます。

4-4 地域の整備方針

(1)土地利用の方針

【土地利用区分ごとの方針】

① 商業・業務系土地利用

●商業施設の集積等を活かしたくらし拠点の機能強化

- 阿波山川駅や山瀬駅、川田駅の周辺、一般国道 192 号沿いは、商業施設の集積や公共交通等を活かしながら、くらし拠点としての機能強化を図ります。

② 沿道商業系土地利用

●にぎわいあふれる軸の形成

- 一般国道 192 号等の幹線道路沿道は、各拠点と一体となって、市民生活を支え、来訪者へのサービス向上に寄与する商業・業務地の形成を促します。
- 背後地の住環境や田園環境に配慮しながら、沿道サービス施設等の適正な立地を促し、にぎわいあふれる軸の形成を図ります。

③ 住居系土地利用

●良好な住環境づくり

- 住宅が集中する阿波山川駅周辺では、住宅地としての良好な住環境の保全を図ります。
- 災害リスクの細やかな周知を図るとともに、安全な地域への居住の誘導等を図り、適正な土地利用を促します。

●移住・定住を促す住宅地の充実

- 県西部からの流入人口の受け入れを促すために、多様な移住・定住施策と連携を図りながら、住宅地周辺の環境整備に努めます。

④ 工業系土地利用

●新たな企業誘致等を見据えた土地利用の推進

- 地域の活力を生み出している既存の工業立地等については、引き続き、周辺環境との調和を図りながら、維持・発展を促します。
- 企業誘致等の雇用創出や活性化につながる新たな工業系の土地利用は、自然災害リスクへの配慮のもと、周辺の住宅や自然環境との調和を図るよう促します。

⑤ 田園居住系土地利用

●農地の保全と豊かな住環境の形成

- 地域内に分布する集落は、周辺の自然環境や田園環境との調和を図りながら、豊かな住環境の保全・形成に努めます。

⑥ 自然系土地利用

●高越山をはじめとした豊かな自然の保全

- 地域を取り囲む高越山をはじめとした豊かな緑は、市民の貴重な財産であり、その保全を図ります。

●豊かな自然の活用

- 「船窪つつじ公園」や「バンブーパーク」等のみずとみどりの拠点は、市民や来訪者が水や緑に親しむ場として保全・活用を図るとともに、積極的なPRに取り組みます。

【適正な土地利用の規制・誘導に関する方針】

◆ 都市計画区域外

●市の均衡ある発展に向けた土地利用の推進

- 市の均衡ある発展に向け、公共施設の適正な配置等に努めます。
- 市のなかでも著しい人口減少・少子高齢化が進んでいる状況を踏まえつつ、実情に応じた地域の生活基盤整備のあり方を検討します。

(2)道路・公共交通の整備方針

●幹線道路の充実

- 一般国道192号や国道193号等の主要幹線道路は、関係機関との連携のもと、適切な整備・維持管理を促進します。

●地域内主要道路の充実

- 一般県道船戸山川線や一般県道奥野井阿波山川停車場線等は、関係機関との連携のもと、必要な整備・改良を促進します。

●生活道路の整備

- 見通しの悪い交差点や通過車両の多い生活道路においては、箇所に応じた効果的な対策を検討します。

●周遊ネットワークの形成

- 高越山や船窪つつじ公園、バンブーパーク、ふいご温泉、阿波和紙伝統産業会館をはじめとした地域資源と主要な交通結節点を結ぶ周遊ネットワークの形成を図り、交流人口の拡大をめざします。

●通学路等の安全性の確保

- 通学路等の児童・生徒と通勤車両等が交錯する箇所では、安全を確保する対策を図ります。

●公共交通機能の充実

- 高齢社会への対応や環境にやさしいまちの実現に向け、阿波山川駅や山瀬駅、川田駅を中心に、地域の実情やニーズに合った公共交通機関の充実と利用促進を図ります。
- 高齢者の日常生活における移動手段の確保等に向け、吉野川市代替バスを含めサービスを検討し、利便性の向上を図ります。
- 公共交通空白地の解消や持続可能な公共交通の確立に向け、コミュニティバスやデマンドバス等の新たな公共交通体系を検討します。

(3)公園・緑地の整備方針

●バンブーパークの活用

- バンブーパークは、市民の多様なレクリエーション活動の場となっています。より多くの市民・来訪者等から親しまれるように、適切な維持管理を図ります。

●船窪つつじ公園の活用

- 船窪つつじ公園は、船窪のオンツツジ群落として、国指定の天然記念物となっていることから、貴重な植生を将来にわたって保護していきます。
- より多くの市民・来訪者等から親しまれるように、施設の適切な維持管理やPR強化を図ります。

(4)河川・下水道の整備方針

●河川整備の促進

- 内水被害の発生が危惧される川田川やほたる川、岩屋谷川の流域等においては、関係機関との連携により、計画的かつ総合的に河川整備や排水機場の整備等に取り組み、水害のない安全なまちの形成をめざします。

●下水道施設の適切な維持管理・更新

- 特定環境保全公共下水道(川田処理区)、農業集落排水施設(山崎南、川田北地区)の処理機能を維持するため、施設の適切な管理や計画的な老朽施設の更新、耐震化等に取り組みます。

●下水道施設以外の汚水処理施設の整備

- 地域の実情に応じて、合併処理浄化槽等の汚水処理施設の整備を促進します。

(5)都市防災に関する方針

●木造住宅の耐震化等

- 耐震診断や耐震改修の支援制度等のPRを図り、市民の意識を高めることで、木造住宅の耐震化を促進します。
- 倒壊のおそれが高い空き家等の除却を促進します。

●吉野川市防災備蓄センターの活用

- 吉野川市防災備蓄センターは、備蓄物資や防災資機材の保管、消防団の操法訓練等に利用するとともに、災害時には、支援物資の受け入れや、地域内物資輸送拠点として活用を図ります。

(6)自然環境保全に関する方針

●豊かな自然環境の保全・活用

- 高越山、船窪のオンツツジ群落、バンブーパーク等の地域内の貴重な自然環境の保全に努めるとともに、市民や来訪者の憩いの場として積極的な活用・PRを図ります。

●豊かな地域資源を活かした周遊ネットワークの形成

- 山川地域や美郷地域を中心とした豊かな自然資源を活かした滞在型や体験型観光の振興に向け、資源の周遊ネットワークの形成等を検討します。

●緑と水のネットワークの形成

- 地域の背後にそびえる高越山は、市全体のシンボルとなる空間であり、市内外からの来訪者の集まる拠点として、その保全・活用を図ります。

(7)景観形成に関する方針

●豊かな自然景観の保全・活用

- 高越山は、市全体から見ることができ、本市を代表するシンボリックな自然資産となっています。これら高越山に代表される豊かな自然は、優れた景観資源との認識に立ち、自然環境保全を基本として、豊かな自然を感じることでできる景観形成を図ります。
- 吉野川に架かる岩津橋、瀬詰橋は、地域の個性的な景観資源として、また、吉野川の景観を楽しむ視点場としてPRを図ります。

●地域固有の景観の保全と形成

- 川田八幡神社や忌部神社、芳川顕正伯爵生家跡、高越寺等の地域の歴史や文化を物語る資源は、地域固有の景観として、周辺環境も含めた保全・活用を図ります。
- 阿波和紙伝統産業会館等の地域の伝統・文化を受け継ぐ資源の保全・活用を図ります。

●生活の場の景観形成

- 一般国道 192 号等の幹線道路沿いにおいては、徳島県の屋外広告物条例を踏まえ、適正な看板や広告物等の規制・誘導を図ります。

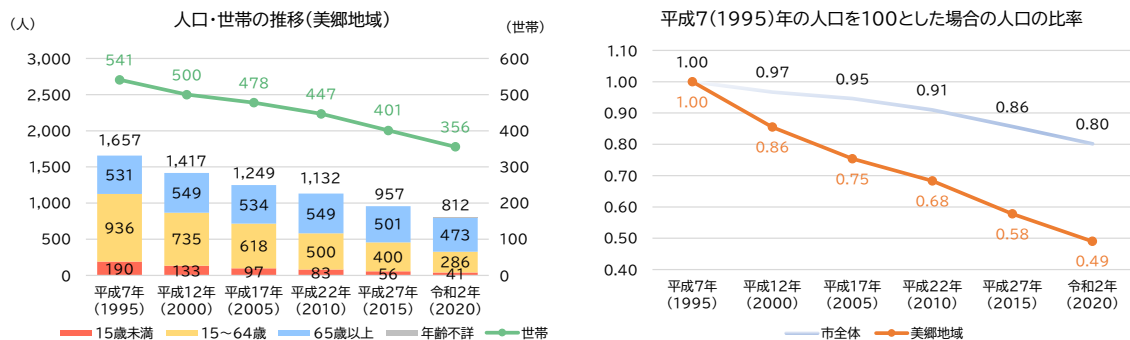
5 美郷地域

5-1 地域の概要

美郷地域は、市南西部に位置し、北は鴨島・川島・山川地域、南は神山町、西は美馬市と隣接しています。面積 50.47km² の地域で市全体の 35.0%を占めていますが、そのほとんどが山林となっており、谷筋に住宅地等が点在しています。

(1)人口

美郷地域の人口は 812 人(令和2年国勢調査)で、市全体の 2.1%を占めています。市全体や他地域と比べて、人口減少、少子高齢化の傾向が顕著となっています。



左図 人口・世帯の推移、右図 平成7(1995)年の人口を100とした場合の人口の比率

※人口の合計は、年齢不詳を含む

(2)土地利用

一般国道193号や一般県道二宮山川線等の谷筋に住宅地が点在しています。地域の大部分を森林が占め、豊かな自然に囲まれた地域となっています。

(3)交通形態・都市施設・自然環境・景観

地域の南北を縦断する一般国道193号を軸として、谷筋を縫うように道路網が形成されています。

「美郷のホタルおよびその発生地」として、美郷地域全域が国の天然記念物に指定されており、貴重な自然資産として保全・活用が図られています。

地域内には、川田川や東山谷川等が流れ、周辺の土地にうるおいや恵みをもたらしています。

5-2 地域住民の意向

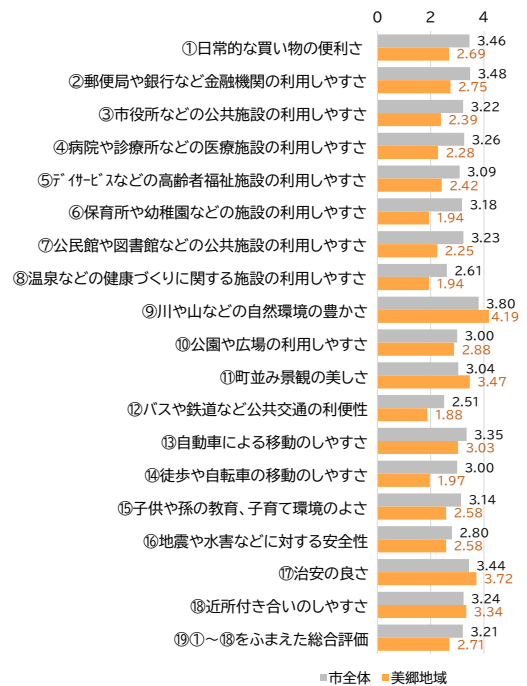
(1)美郷地域の評価

令和2(2020)年11月に実施したアンケート調査結果では、美郷地域における総合評価は2.71点と、市全体よりも0.50ポイント低くなっています。

評価の高い項目は、「⑨川や山などの自然環境の豊かさ」や「⑰治安の良さ」、「⑪町並み景観の美しさ」となっています。

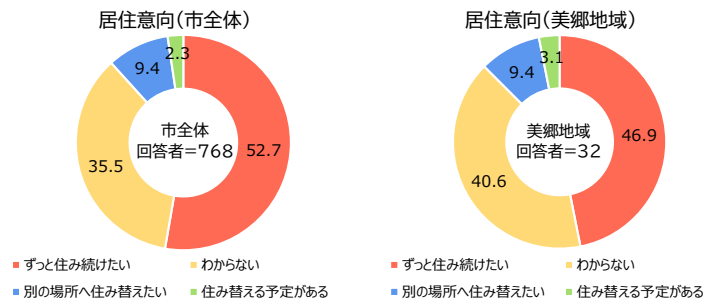
市全体と比較すると、18項目中「⑪町並み景観の美しさ」をはじめとする4項目が市全体よりも高い評価となっています。

※ 「大変良い」を5点、「良い」を4点、「普通」を3点、「悪い」を2点、「大変悪い」を1点とし、各項目の平均点を算出しています。



(2)地域への居留意向

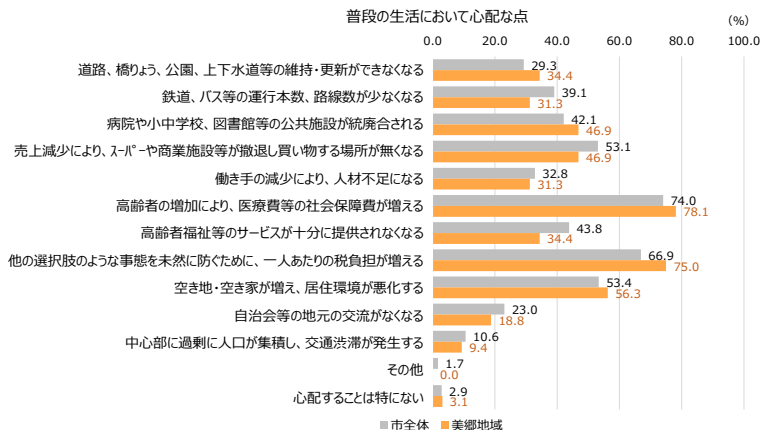
美郷地域への居留意向は、「ずっと住み続けたい」が46.9%となっており、市全体の52.7%よりも低い値となっています。



(3)今後の生活における心配

美郷地域の普段の生活において心配な点は、「高齢者の増加により、医療費等の社会保障費が増える」や「他の選択肢のような事態を未然に防ぐために、一人あたりの税負担が増える」が上位となっています。

市全体と比較すると「他の選択肢のような事態を未然に防ぐために、一人あたりの税負担が増える」や「道路、橋りょう、公園、上下水道等の維持・更新ができなくなる」等への心配が高くなっています。



5-3 地域の将来像



- 市域のなかでも、人口減少・少子高齢化が著しく進むなかで、ホタルの発生地としての豊かな自然環境と、伝統ある人々の生活を守り続け、持続可能なまちづくりをめざします。

5-4 地域の整備方針

(1)土地利用の方針

【土地利用区分ごとの方針】

① 商業・業務系土地利用

●交流施設等を活かしたくらし拠点の機能強化

- 旧種野小学校を整備した中山間地域交流拠点施設「たねのや」や「美郷物産館」、「美郷ほたる館」等のふれあい・交流拠点を核として、くらし拠点としての機能強化を図ります。

② 住居系土地利用

●良好な住環境づくり

- 災害リスクの細やかな周知を図るとともに、安全な地域への居住の誘導等を図り、適正な土地利用を促します。

③ 田園居住系土地利用

●農地の保全と豊かな住環境の形成

- 地域内に分布する集落は、周辺の自然環境や田園環境との調和を図りながら、豊かな住環境の保全・形成に努めます。
- 県下有数の梅の産地として、本市の個性を発揮する農業的な土地利用の発展を促します。

④ 自然系土地利用

●ホタルおよびその発生地としての豊かな自然の保全

- 美郷地域全域が「美郷のホタルおよびその発生地」として国の天然記念物に指定されており、地域全体が豊かな自然資産そのものであると言え、その保全・活用を図ります。

●豊かな自然の活用

- 「美郷のホタルおよびその発生地」や「ほんの里 100 選」にも選ばれた「高開の石積み」等の豊かな自然の保全に努めるとともに、市民や来訪者が水や緑に親しむ場として活用を図り、積極的なPRに取り組めます。
- 中山間地域交流拠点施設「たねのや」や「美郷ほたる館」等の活用を図り、様々な自然体験メニューの提供を通じて、交流人口の拡大等に努めます。

【適正な土地利用の規制・誘導に関する方針】

◆ 都市計画区域外

●市の均衡ある発展に向けた土地利用の推進

- 市の均衡ある発展に向け、公共施設の適正な配置等に努めます。
- 市のなかでも著しい人口減少・少子高齢化が進んでいる状況を踏まえつつ、実情に応じた地域の生活基盤整備のあり方を検討します。

(2)道路・公共交通の整備方針

●幹線道路の充実

- アクセス道である一般国道 193 号は、美郷地域と他地域をつなぐ重要な路線であるため、関係機関との連携のもと、適切な整備・維持管理を促進します。

●地域内主要道路の充実

- 主要地方道神山川島線や一般県道二宮山川線等は、関係機関との連携のもと、必要な整備・改良を促進します。

●生活道路の整備

- 急峻な地形であり、急カーブ・急勾配の道路が多いため、災害時の安全性を確保する等、地域の状況に応じた整備・改良を検討します。

●周遊ネットワークの形成

- 美郷物産館や美郷ほたる館、高開の石積みをはじめとした地域資源と主要な交通結節点を結ぶ周遊ネットワークの形成を図り、交流人口の拡大をめざします。

●公共交通機能の充実

- 高齢社会への対応や環境にやさしいまちの実現に向け、バス交通を中心に、地域の実情やニーズに合った公共交通機関の充実と利用促進を図ります。
- 高齢者の日常生活における移動手段の確保等に向け、吉野川市代替バスを含めサービスを検討し、利便性の向上を図ります。
- 公共交通空白地の解消や持続可能な公共交通の確立に向け、コミュニティバスやデマンドバス等の新たな公共交通体系を検討します。

(3)公園・緑地の整備方針

●ふれあい公園の活用

- ふれあい公園は、地域住民の憩いの場となる貴重な公園であり、今後も施設の適切な維持管理を図ります。

(4)河川・下水道の整備方針

●河川整備の促進

- 地域を流れる河川は、特に、蛇行部や合流部等において災害の危険性があることから、関係機関との連携により、重点的な河川改修に取り組みます。

●下水道施設以外の汚水処理施設の整備

- 地域の実情に応じて、合併処理浄化槽等の汚水処理施設の整備を促進します。

(5)都市防災に関する方針

●道路・トンネルの耐震化等による集落の孤立対策

- 美郷地域は、脆弱な道路網のため、災害時には地域の孤立が懸念されます。災害時においてもネットワーク機能が有効に発揮されるよう、関係機関と連携して、緊急輸送道路や重要路線にある橋りょう、トンネルの耐震化、ヘリコプターの離着陸場の確保等を図ります。

●木造住宅の耐震化等

- 耐震診断や耐震改修の支援制度等のPRを図り、市民の意識を高めることで、木造住宅の耐震化を促進します。
- 倒壊のおそれが高い空き家等の除却を促進します。

(6)自然環境保全に関する方針

●豊かな自然環境の保全・活用

- 美郷のホタル、高開のシバザクラ、美郷の梅等の地域内の貴重な自然環境の保全に努めるとともに、市民や来訪者の憩いの場として積極的な活用・PRを図ります。

●豊かな地域資源を活かした周遊ネットワークの形成

- 山川地域や美郷地域を中心とした豊かな自然資源を活かした滞在型や体験型観光の振興に向け、資源の周遊ネットワークの形成等を検討します。

●緑と水のネットワークの形成

- 桜のトンネルの名所となっているチェリーロードライン(主要地方道神山川島線沿い)等、地域間をつなぐ緑のネットワークの維持・形成を図ります。

(7) 景観形成に関する方針

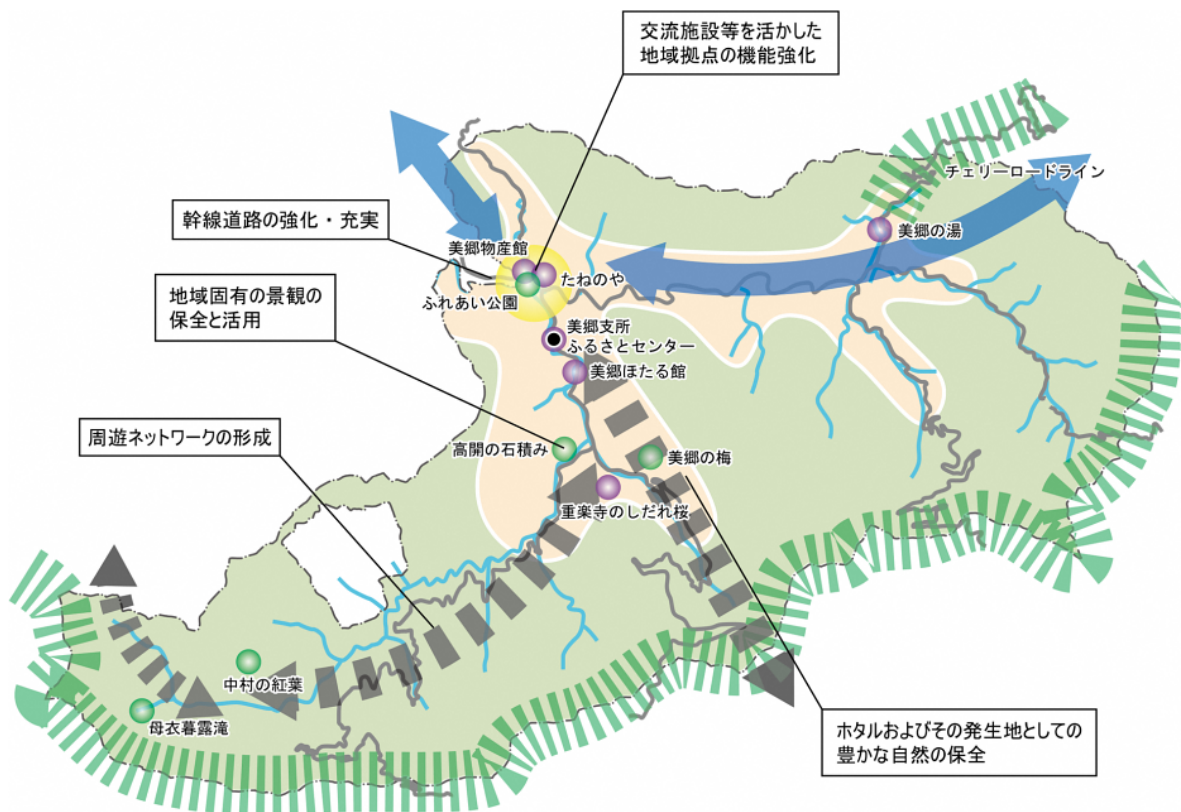
● 豊かな自然景観の保全・活用

○ 美郷地域は「美郷のホタルおよびその発生地」として国の天然記念物に指定され、本市を代表する貴重な自然資産となっています。これらホタルに代表される豊かな自然は、優れた景観資源との認識に立ち、自然環境保全を基本として、豊かな自然を感じることできる景観形成を図ります。

● 地域固有の景観の保全と形成

○ 高開の石積みや平八幡神社等の地域の歴史や文化を物語る資源は、地域固有の景観として、周辺環境も含めた保全・活用を図ります。

5-5 地域構想図



凡 例					
エリア区分		拠点形成		軸の形成	
	にぎわい形成エリア		まちなか拠点		広域連携軸
	くらしとうおい形成エリア		まちなか生活拠点		地域間連携軸
	みどり環境保全エリア		くらし拠点		交流連携軸
	みず環境保全エリア		しごと拠点		緑の軸
			みずとみどりの拠点		水の軸
			ふれあい・交流拠点		

図 地域構想図(美郷地域)

第5章 まちづくりの推進方策

1 協働のまちづくり

まちづくりの基本理念やめざすまちのイメージ、基本目標等の実現に向けては、市民、まちづくり活動団体やNPO、事業者、行政が協働で進めていくことが不可欠です。

①市民の役割

愛着と誇りを持てるまちを創り上げていくためには、市民一人ひとりが「自分たちで吉野川市をより暮らしやすいまちにしていきたい」という意識を持ち、主体的にまちづくりに取り組んでいくことが重要です。

そのためには、自らが居住や就業している身近な生活の場において、地域活動やボランティア活動等への参加を通じて、周囲の自然環境や生活環境に対する関心や愛着を高め、主体的に活動することが期待されます。

また、都市計画マスタープランをはじめとする各種計画への意見やアイデアの提供、都市計画提案制度の積極的な活用等、まちづくりへの積極的な関わりが期待されます。

②まちづくり団体・NPO等の役割

まちづくり団体・NPOは、営利を目的としない自発的・自主的な活動を基本として、事業者や行政では行うことができない分野及び内容の活動を担っています。

まちづくりにおけるこれらの団体の役割は、今後も重要性を増していくことから、それぞれの活動や団体間の連携強化を図ることで、まちづくりに貢献することが期待されます。

③事業者の役割

事業者は、事業活動等を通じて、地域の産業や経済の発展に貢献するとともに、地域住民との信頼に基づいた協力関係を構築することが重要です。また、地域の一員として、専門的な知識や技術の活用、所有する土地や施設の活用等を通し、行政や市民が進めるまちづくり活動へ積極的に参加・協力することが期待されます。

④行政(市)の役割

行政(市)は、本計画に基づき、市民をはじめとする関係者との合意形成を図りつつ、国や県等の関係機関との連携のもと、都市計画の決定や変更、道路や公園等の都市施設の整備・維持管理等に取り組みます。

また、市民に最も身近な自治体として、本計画の周知をはじめとした市民への各種の情報提供に取り組むとともに、市民の意向把握や市民主体のまちづくり活動への支援、まちづくりへの市民参画の仕組みづくり等に努めます。

2 国や県等の関係機関との連携強化

社会基盤整備をはじめとしたまちづくりの推進にあたっては、国や県等の関係機関との連携が不可欠です。

国や県等の関係機関との連携、協力体制の強化を図るとともに、重要性や緊急性が高い事業等については、国や県に対して積極的な働きかけを行い、国・県・市の適切な役割分担のもとでまちづくりを進めていきます。

3 実現に向けた適切な制度・手法の研究と運用

本市が定める都市計画については、本計画に基づき、都市計画の決定、変更を行います。また、必要に応じて地区計画制度等を活用しながら整備の具体化を図ります。

①地域地区の指定、見直し

地域地区は、都市計画区域内の土地をその利用目的によって区分し、建築物等について必要な制限を課すことにより、土地の合理的な利用を図るものです。本市では8つの用途地域と併せて防火地域の指定が行われています。

市域の合理的な土地利用の規制・誘導を図るため、現状や将来動向を踏まえつつ、必要に応じて適切な見直しを図ります。

②都市施設の整備、維持管理

都市施設とは、道路、公園、下水道等、生活者の利便性の向上や快適な生活を支え、良好な都市環境を確保するために必要な施設で、都市計画法で定められるものです。

本計画に基づき、今後も既決定の都市施設の整備推進に努めるとともに、既存の都市施設の適切な維持管理や有効活用を図っていきます。

また、事業未着手の都市計画道路等の都市施設については、その必要性や実現性を適正に評価し、事業の存続・見直し・廃止等の方針を定めていきます。

③市街化調整区域における地区計画制度、都市計画区域外における開発許可制度等の活用

市街化調整区域や都市計画区域外の計画的な土地利用の誘導を図るための手段として、県が定めた基準に従って審査及び許可を行う開発許可制度や地区計画制度の活用があります。

本市では、吉野川医療センターの整備による新たな拠点の形成が進められるとともに、主要地方道徳島鴨島線沿道での新たな開発需要が生じています。一方で、都市計画区域内外において、企業の撤退や施設の撤去等による未利用地・低利用地が生じる状況も見受けられます。

これらの適切な開発の規制誘導、未利用地・低利用地の有効活用を図り、本市の活性化につなげていくために、開発許可制度や地区計画制度の活用を検討します。

なお、近年の頻発、激甚化する自然災害に対応した安全なまちづくりに向け、都市計画法の改正に伴い、市街化調整区域における「災害リスクの高いエリア」での開発が厳格化されました。様々な災害リスクに関する情報発信を図るとともに、開発許可制度等の適切な運用に取り組みます。

4 計画の進行管理

本計画は、長期的な計画であるため、適切に進行管理を行い、社会経済情勢の変化や法制度の改正、上位関連計画の変更、市民ニーズの変化等を踏まえながら、適宜、見直しを行います。

そのため、計画(Plan)を、実行(Do)し、その結果や成果を点検(Check)し、改善(Action)することにより、次の計画(Plan)につなげていく「PDCA サイクル」により進行管理を行います。



図 PDCA サイクル

参考資料

計画策定に関する資料

■策定の経緯

実施時期	手続き	備考
令和 4 年 12 月 19 日	第 1 回 策定委員会	
令和 5 年 2 月 10 日	第 1 回 庁内委員会	
令和 5 年 2 月 22 日	第 2 回 策定委員会	
令和 5 年 2 月 27 日	第 2 回 庁内委員会	
令和 5 年 3 月 6 日 ～ 4 月 10 日	パブリックコメント	
令和 5 年 4 月 14 日	第 3 回 庁内委員会	
令和 5 年 4 月 25 日	第 3 回 策定委員会	
令和 5 年 5 月 23 日	都市計画審議会への報告	
令和 5 年 6 月 19 日	市議会へ報告	

■委員会の様子



第 1 回策定委員会



第 1 回庁内委員会

■吉野川市都市計画マスタープラン策定委員会設置要綱

(設置)

第1条 都市計画法(昭和43年法律第100号)第18条の2第1項に規定する都市計画に関する基本的な方針(以下「都市計画マスタープラン」という。)の策定に係る調査等を行うため、吉野川市都市計画マスタープラン策定委員会(以下「策定委員会」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 策定委員会は、次に掲げる事務を所掌する。

- (1) 都市計画マスタープランの策定に係る調査及び検討
- (2) 策定した都市計画マスタープランの内容の見直し

(組織)

第3条 策定委員会は、委員11人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱し、又は任命する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 市議会議員
- (3) 関係行政機関の職員
- (4) 関係団体の代表者又は関係団体から推薦を受けた者
- (5) 前各号に掲げる者のほか、市長が必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、前条の規定による委嘱又は任命の日から2年以内とする。

(委員長及び副委員長)

第5条 策定委員会に、委員長及び副委員長を置く。

2 委員長及び副委員長は、委員の互選によりこれを定める。

3 委員長は、策定委員会の会務を総括し、策定委員会を代表する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 策定委員会の会議は、必要に応じて委員長が招集し、その議長となる。ただし、委員の委嘱又は任命後最初の会議は、市長が招集する。

2 策定委員会の会議は、委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。

3 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求め、意見を聴くことができる。

(報告)

第7条 委員長は、策定委員会において検討した結果を市長に報告するものとする。

(庶務)

第8条 策定委員会の庶務は、都市計画住宅課において処理する。

(その他)

第9条 この告示に定めるもののほか、策定委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が策定委員会に諮って定める。

附 則

この告示は、令和4年4月1日から施行する。

■吉野川市都市計画マスタープラン策定委員会名簿

設置要綱第3条第2項の区分		所属等	職名	氏名	備考
1	1号委員 学識経験を有する者	徳島大学	教授	奥嶋 政嗣	委員長
2	2号委員 市議会議員	吉野川市議会 産業建設常任委員会	委員長	栞原 五男	
3	3号委員 関係行政機関の職員	徳島県都市計画課 まちづくり・事前復興担当室	室長	手塚 暁仁	
4	4号委員 関係団体の代表者 又は 関係団体から 推薦を受けた者	吉野川市都市計画審議会	会長	木村 秀樹	副委員長
5		吉野川市社会福祉協議会	事務局長	宮本 陽一	
6		吉野川市婦人団体連合会	会長	喜島 寧子	
7		吉野川市自治会連合会	会長	住友 敬央	
8		吉野川商工会議所女性会	会長	木村 友美	
9		吉野川青年会議所	理事長	三倉 隆道 松島 光作	(令和4年度) (令和5年度)
10		吉野川市PTA連合会	会長	的場 猛	
11		麻植郡農業協同組合 鴨島女性部	代表	庄野 純子	

用語解説

【あ行】

NPO	「Non Profit Organization」の略で、様々な社会貢献活動を行い、団体の構成員に対し収益を分配することを目的としない団体。
延焼遮断帯	火事が火元から他へ燃え広がることを防ぐための広幅員の道路、緑地など。市街地における火災の延焼を防止する役割を担う施設のこと。
オープンスペース	公園・広場等、建物が建っていない土地や敷地内の空地。
屋外広告物	常時又は一定の期間継続して、屋外で公衆に表示される看板、立看板、広告塔、広告板又は建物等に掲出、表示されたもの。

【か行】

街区公園	主として街区内に居住する者の利用に供することを目的とする都市公園。敷地面積は0.25haを標準としている(都市公園法施行令第2条)。
開発許可制度	都市計画で定められるいわゆる線引き制度の実効を確保するとともに、一定の土地の造成に対するチェックを行うことにより、新たに開発される市街地の環境の保全、災害の防止、利便の増進を図るために設けられた都市計画法上の制度。
合併処理浄化槽	し尿と生活雑排水をまとめて処理する浄化槽であり、河川等公共水域の汚濁を軽減する効果がある。
行政区域	行政区域とは市町村等の土地として管轄する地域を指す。本市の行政区域は吉野川市域の144.14km ² である。
協働	市民、企業、行政等の複数の主体が目標を共有し、共に力を合わせて活動すること。
区域区分	都市計画区域について無秩序な市街化を防止し、計画的な市街化を図るため、市街化区域と市街化調整区域とに区分すること(都市計画法第7条)。いわゆる「線引き」のことを示す。
景観作物	農業生産を目的とするだけでなく、地域の景観向上に寄与する作物。
公共公益施設	公共の用に供される、道路、広場、公園、緑地、水路等の「公共施設」、小学校、中学校、官公庁、図書館、公民館等の「公益施設」(または公共的施設)のことを示す。
交通結節点	様々な異なる交通手段(場合によっては同じ交通手段)が交わる地点。

交流人口	通勤や通学、観光、レジャー等を目的に、その地域を訪れる人口のことを示す。また、その地域に住む人口を定住人口と言い、まちづくりには、これら定住人口と交流人口の両方に着目することが重要である。
国勢調査	人口・世帯等の実態を明らかにする国の最も基本的な統計調査。日本国内に住んでいる全ての人・世帯を対象として5年ごとに実施。
コミュニティバス	住民の交通の利便性を増進するために、主に自治体が運行する地域内のバス。
コワーキングシェア・オフィス	充実した作業環境にギャラリーとカフェスペースを併用した、ゆっくりとくつろげる雰囲気空間のこと。
コンパクトシティ	人口減少・高齢化が進む中、特に地方都市においては、地域の活力を維持するとともに、医療・福祉・商業等の生活機能を確保し、高齢者が安心して暮らせるよう、地域公共交通と連携して、コンパクトなまちづくりを進めること。

【さ行】

細街路	日常生活や緊急車両の通行に支障をきたすおそれのある道幅が4m未満の狭い道路(狭あい道路)。
市街化区域	都市計画区域のうち、すでに市街地を形成している区域及びおおむね10年以内に優先的かつ計画的に市街化を図るべき区域(都市計画法第7条)。
市街化調整区域	都市計画区域のうち、市街化を抑制すべき区域(都市計画法第7条)。
市街地再開発事業	市街地の土地の合理的かつ健全な高度利用と都市機能の更新を図るため、都市計画法、都市再開発法に基づく建築物及び建築敷地の整備並びに公共施設の整備に関する事業(都市再開発法第2条)。
事業継続計画(BCP)	自然災害、大火災、テロ攻撃などの緊急事態に遭遇した場合において、事業資産の損害を最小限にとどめつつ、中核となる事業の継続あるいは早期復旧を可能とするために、平常時に行うべき活動や緊急時における事業継続のための方法、手段などを取り決めておく計画のこと。
自主防災組織	自らが生活している地域の防災のため、火災時の初期消火や住民の避難誘導等を行う地域住民による任意の防災組織。
集約型都市構造	都市の無秩序な拡大を防止し、商業、業務施設等の都市機能の集積や公共交通等を活かした集約拠点の形成等により、コンパクトな市街地を形成した都市構造。
循環型社会	環境への負荷を減らすため、自然界から採取する資源を可能な限り抑制し、それを有効に使うことによって、廃棄されるものを最小限におさえる社会。

水源かん養	雨水等を吸収し、水源の枯渇を防ぐことをいう。森林は、雨水等の地下浸透を促進し地下滞留水の増加を図る効果があり、森林の利水機能の発揮によって洪水調節効果、渇水緩和効果が図られる。
生物多様性	様々な生態系が存在すること並びに生物の種間及び種内に様々な差異が存在することをいう(生物多様性基本法第2条)。
ゾーン	まちづくりなどにおいて、空間を用途や機能に応じて区分した範囲のこと。

【た行】

耐震化	建築物や道路、水道管等のライフラインに対して、地震時に大きな被害を受けないように補強を行うこと。
脱炭素社会	自然エネルギー発電や次世代モビリティの普及、港湾・空港等の脱炭素化、環境負荷の低い住宅・建築物の普及、CO ₂ 排出の少ない輸送システムの導入等による公共交通機関等の利用促進、物流のグリーン化などにより、2050 年までにカーボンニュートラルが実現し、その後も地球温暖化対策を継続するだけでなく、さらに強化している社会のこと。
地域防災計画	災害対策基本法に基づき、地方自治体が、防災のために処理すべき業務等を具体的に定めた計画。
地区計画	建築物の建築形態、公共施設の配置等から、それぞれの地区の特性にふさわしい良好な環境を整備、保全するための計画で、建物用途、建ぺい率、容積率、高さ等を定めることができる。都市計画区域において定めることができ、用途地域が定められていない区域も含まれる。
低利用地	周辺地域の利用状況に比べて利用の程度(利用頻度、整備水準、管理状況など)が低い土地。
デマンドバス	利用者の求めに応じて一定の範囲で経路を変更できる乗合バス。
都市機能	都市のもつさまざまな働きやサービスのことで、業務、商業、居住、工業、交通、政治、行政、教育等の諸活動によって担われるもの。
都市計画区域	機能的な都市活動を確保するため、一体の都市として総合的に整備、開発及び保全する必要があるとして都道府県が定める区域(都市計画法第5条)。
都市計画公園	良好な都市環境の形成や市民の憩いの場として都市計画で定めた公園。
都市計画提案制度	土地所有者等が都道府県又は市町村に対し、都市計画の決定又は変更を提案することができる制度(都市計画法第 21 条の2)。

都市計画道路	快適な都市活動や良好な市街地環境を形成するため配置される都市の骨格となる都市計画決定した道路。
都市計画法	都市の無秩序な開発を防止し、計画的な都市づくりを推進するため、都市計画の内容や手続、土地利用等の制限、都市計画事業等を定めた法律。
都市構造	都市の骨格的な自然要素や土地利用をもとに、都市機能の配置の概念を表したものの。
都市的土地利用	住宅地、商業、工業地等、市街地として利用されている土地の利用形態。
土地区画整理事業	一定の範囲で道路や公園等の公共施設の整備、改善と宅地の利用増進を図るために行われるものであり、宅地の区画形状を整えることにより、土地の利用価値を高め、安全で快適な市街地の形成を図る事業。

【な行】

内水被害	川が増水して水位が上昇するため堤内地(堤防により洪水から守られている土地)に降った雨が自然に川へ排水できなくなるため、堤内地の水路があふれ出したり、下水道のマンホールの蓋から下水が噴き出したりする内水氾濫による被害。
南海トラフ巨大地震	静岡県駿河湾から九州沖に延びる海底のくぼみ「南海トラフ」の一角を震源域とする地震。
農業用ため池	降水量が少なく、流域の大きな河川に恵まれない地域などで、農業用水を確保するために水を貯え取水ができるよう、人工的に造成された池のこと。

【は行】

パブリックコメント	行政が基本的な方針に係る計画等を策定するにあたり、案を提示して広く市民に意見を求める手続き。
バリアフリー	高齢者や障害者等が社会生活をする上で障害となる段差等の物理的障害及び心理的障害を取り除いた環境。
PDCAサイクル	Plan(計画)-Do(実施)-Check(評価・検証)-Action(見直し・改善)というサイクルにより進行を管理するシステム。
防火地域	市街地における火災の危険を防除するため定める地域であり、建築物の構造等を規制するもの。
ボランティア	自発的に社会奉仕活動などに無報酬で参加する人を示す言葉。活動することを含め全般を示す場合もある。

【ま行】

未利用地	適正な利用が図られるべき土地であるにもかかわらず、長期間に渡り利用されていない土地。
------	--

【や行】

用途地域	市街地における建築物の用途等を規制することで、住居、商業、工業等の良好な市街地環境の形成を目指すため指定する地域。
------	---

【ら行】

ライフライン	電力・ガス・上下水等の供給・処理施設、電話等の通信施設、道路・鉄道等の交通施設等。現代の都市的な生活を送るうえで、地域の「生命線」としてなくてはならないもの。
--------	---

